



北海道地域防災計画

平成24年6月

北海道防災会議

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の構成	1
第 3 節 計画の効果的促進	1
第 4 節 用 語	2
第 5 節 計画の修正要領	2
第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 7 節 道民及び事業所の基本的責務	7
第 2 章 北海道の概況	9
第 1 節 自然条件	9
第 2 節 災害の概況	12
第 3 章 防災組織	16
第 1 節 組織計画	16
第 2 節 気象業務に関する計画	31
第 4 章 予防計画	45
第 1 節 水害予防計画	46
第 2 節 風害予防計画	48
第 3 節 雪害予防計画	49
第 4 節 融雪災害予防計画	53
第 5 節 高波、高潮災害予防計画	56
第 6 節 土砂災害の予防計画	57
第 7 節 建築物災害予防計画	61
第 8 節 消防計画	62
第 9 節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備	63
第 10 節 避難体制整備計画	65
第 11 節 災害時要援護者対策計画	68
第 12 節 自主防災組織の育成等に関する計画	71
第 13 節 積雪・寒冷対策計画	73
第 5 章 災害応急対策計画	75
第 1 節 災害情報通信計画	75
第 2 節 災害広報計画	94
第 3 節 応急措置実施計画	95
第 4 節 避難対策計画	100
第 5 節 救助救出計画	104
第 6 節 災害警備計画	105
第 7 節 交通応急対策計画	106
第 8 節 輸送計画	110
第 9 節 食糧供給計画	112
第 10 節 給水計画	113
第 11 節 上下水道施設対策計画	114
第 12 節 衣料、生活必需物資供給計画	115
第 13 節 石油類燃料供給計画	117

第14節	電力施設災害応急計画	-----	1 1 8
第15節	ガス施設災害応急計画	-----	1 2 0
第16節	医療救護計画	-----	1 2 2
第17節	防疫計画	-----	1 2 4
第18節	廃棄物等処理計画	-----	1 2 7
第19節	飼養動物対策計画	-----	1 2 8
第20節	文教対策計画	-----	1 2 9
第21節	住宅対策計画	-----	1 3 1
第22節	被災宅地安全対策計画	-----	1 3 4
第23節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	-----	1 3 6
第24節	障害物除去計画	-----	1 3 7
第25節	応急土木対策計画	-----	1 3 8
第26節	応急飼料計画	-----	1 4 0
第27節	労務供給計画	-----	1 4 1
第28節	ヘリコプター等活用計画	-----	1 4 2
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	-----	1 4 3
第30節	広域応援計画	-----	1 4 9
第31節	職員応援派遣計画	-----	1 5 0
第32節	防災ボランティアとの連携計画	-----	1 5 1
第33節	災害義援金募集（配分）計画	-----	1 5 2
第34節	災害応急金融計画	-----	1 5 8
第35節	災害救助法の適用と実施	-----	1 5 9
第 6 章 地震・津波災害対策計画			----- 1 6 1
第 7 章 火山災害対策計画			----- 1 6 2
第 1 節	基本方針	-----	1 6 2
第 2 節	火山の概況	-----	1 6 2
第 3 節	災害予防対策	-----	1 6 9
第 4 節	災害応急対策計画	-----	1 7 1
第 5 節	災害復旧	-----	1 7 8
第 8 章 原子力災害対策計画			----- 1 7 9
第 9 章 事故災害対策計画			----- 1 8 0
第 1 節	海上災害対策計画	-----	1 8 0
第 2 節	航空災害対策計画	-----	1 8 9
第 3 節	鉄道災害対策計画	-----	1 9 7
第 4 節	道路災害対策計画	-----	2 0 0
第 5 節	危険物等災害対策計画	-----	2 0 5
第 6 節	大規模な火事災害対策計画	-----	2 1 1
第 7 節	林野火災対策計画	-----	2 1 5
第10章 災害復旧計画			----- 2 1 9
第11章 防災訓練計画			----- 2 2 0
第12章 防災思想普及・啓発計画			----- 2 2 1

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、北海道防災会議が作成する計画であり、北海道の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて道民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本道防災の万全を期することを目的とする。

- 1 北海道の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

北海道地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 地震・津波計画編
- 2 原子力防災計画編
- 3 資料編
- 4 原子力防災計画資料編

これらの計画は、水防法に基づく北海道水防計画及び北海道石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災計画とも調整を図るものとする。

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道防災会議	北海道防災会議
本部（長）	北海道災害対策本部（長）
地方本部（長）	北海道災害対策地方本部（長）
現地本部（長）	北海道現地災害対策本部（長）
総合振興局又は振興局協議会	総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会
基本条例	北海道防災対策基本条例
道計画	北海道地域防災計画
市町村計画	市町村地域防災計画
総合振興局又は振興局所管区域	北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則第21号）第35条の規定による所管区域及び同規則第37条の下欄に掲げる総合振興局長又は振興局長が事務処理することとされている上欄の市の区域
防災関係機関	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第15条に定める委員の属する機関

第5節 計画の修正要領

道防災会議は、基本法第40条に定めるところにより道計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他道防災会議会長が必要と認めるとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

市町村計画について、基本法第42条第3項の規定による道防災会議の意見は、知事が定める市町村計画の全体に通ずる基本方針について行うものとし、個別の市町村計画がその基本方針に基づき作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができるものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

道防災会議の構成機関、市町村、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 (10) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (11) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (12) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (13) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会を行うこと。 (2) 災害時において有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請を行うこと。 (5) 災害時において地方公共団体、水害予防組合、土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付を行うこと。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道農政事務所	(1) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保を図ること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保を図ること。 (3) 被災中小企業の振興を図ること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者、鉦山の防災上の措置の実施に関する指導を行うこと。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導を行うこと。

1 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること。
東京航空局 新千歳、丘珠、 稚内、函館、 釧路各空港事 務所	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に当ること。 (3) 災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
第一管区海上 保安本部	(1) 気象等警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去を行うこと。 (3) 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 (4) 海上における人命の救助を行うこと。 (5) 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと。 (7) 海上災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。
札幌管区気象 台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 (2) 観測成果を解析、総合し気象等警報・注意報並びに情報等を発表すること。 (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。 (4) 防災知識の普及及び指導を行うこと。
北海道総合通 信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道労働局	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道地方環 境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 飼養動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北 部方面隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

事 務 又 は 業 務
(1) 道防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 (3) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 (4) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。

4 北海道警察

事務又は業務	
(1)	住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
(2)	災害情報の収集に関すること。
(3)	災害警備本部の設置運用に関すること。
(4)	被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。
(5)	犯罪の予防、取締り等に関すること。
(6)	危険物に対する保安対策に関すること。
(7)	広報活動に関すること。
(8)	自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

5 北海道教育委員会

事務又は業務	
(1)	災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
(2)	文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

6 市町村

事務又は業務	
(1)	市町村防災会議に関する事務を行うこと。
(2)	防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。
(3)	市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
郵便事業株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。
郵便局株式会社 北海道支社	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行 札幌、釧路、 函館各支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
日本赤十字社 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。

7 指定公共機関(つづき)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本放送協会札幌放送局 (北海道地域拠点局)	(1) 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
電源開発株式会社 北海道支店	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 (2) ダムの放流等に関し関係機関と連絡調整を図ること。
日本通運株式会社 札幌支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 株式会社STVラジオ	(1) 気象等警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道ガス株式会社など ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
社団法人北海道医師会 及び各郡市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
社団法人北海道歯科医師会 及び各郡市区歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会 及び支部	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
社団法人北海道獣医師会及び支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体連合会 及び各土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
社団法人北海道バス協会 社団法人北海道トラック協会 及び地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人北海道警備業協会 及び支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと
社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
商工会議所 商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

第7節 道民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

道民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する道民運動を展開することが必要である。

第1 道民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要援護者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 道民運動の展開

災害による被害を軽減するため、道は地域防災に関して協力可能な企業を募集、登録、公表することにより、広く道内企業と連携する「企業等防災サポーターバンク」を推進し、地域防災力の強化を図る。

第2章 北海道の概況

第2章 北海道の概況

第1節 自然的条件

第1 位置および面積

本道はわが国の最北部、東経139度20分～148度53分、北緯41度21分～45度33分（北方領土を含む）に位置し、本州とは津軽海峡によって隔てられている。西は日本海、北東はオホーツク海、南東は太平洋の3海域に囲まれており、海岸線距離は4,377kmに達する。北海道本島の他、西には奥尻、利尻、礼文などの島々、東には国後、択捉など北方領土の島々があり、面積は83,452km²で東北6県に新潟県を加えた面積よりも大きく、わが国総面積の約22%に相当する。

また、周辺海域にはほぼ陸域の面積に匹敵するほどの広大な大陸棚が広がっている。

第2 地形・地質

本道は地質的に千島弧と東北日本弧の会合部にあたり、現在みられる地形も地質構成や地質構造を反映したものである。本道の地質を説明するうえで、その地質構成上の大まかな特徴から西部、中央部、東部に区分することが多い。ここでも石狩平野から勇払平野につながる石狩低地帯の西の縁から西側を西部、その東側から網走と十勝平野の東の縁を結ぶ線の西側までを中央部、それより東の地域を東部として区分する。

1 西部

西部は、札幌から積丹半島につながる山地や渡島半島の軸となっている山地と、小規模な丘陵、山間盆地、海岸平野などが火山地形と混在して分布している。山地は標高1,000～1,500m程度の山々を主体にして構成されている。西部地域の最高点は羊蹄山の標高1,898mである。主な河川としては支笏湖西方の山地に源を發し、日本海に注ぐ流域面積1,640km²、幹川流路延長126kmの尻別川があげられる。渡島半島西方の奥尻島は、渡島半島と同様の地質構成の島であり、渡島大島は、現在も活動が続いている火山である。

小樽から積丹半島、渡島半島西岸にかけては、断崖を形成する岩石海岸が続いており、特異な海岸景観を呈している。また、渡島半島の黒松内、長万部、八雲、森、函館を結ぶ地帯は活断層が集中しており、函館平野西縁断層帯や黒松内低地断層帯などが分布する。

西部は地質的に東北日本弧の北の延長部である。中生代の堆積岩や白亜紀の花こう岩類を基盤として、古第三紀末から第四紀にかけての火山岩類と堆積岩類が主に分布している。特に新第三紀中期中新世～鮮新世前半の海底火山活動は、日本海側の断崖にみられる膨大な安山岩質のハイアロクラストイトをもたらした。また、鮮新世末からの陸上の火山活動は、札幌の西部山地にみられるような平坦面溶岩の山地地形を形成している。

第四紀更新世の後半には洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい噴火活動を行い、現在湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布し台地状の地形を形成している。ニセコ火山や羊蹄山もほぼこの時期に活動したものである。温泉や地熱地域も多く、濁川カルデラでは地熱発電が行われている。

有珠山、樽前山、北海道駒ヶ岳、恵庭岳、倶多楽、恵山、渡島大島、ニセコの各火山は現在も火山活動が続いている。

西部では海岸景観、火山地形や湖沼を特色として7地域の自然公園が指定されている。

2 中央部

中央部には、襟裳岬から宗谷岬までほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、本道の背骨にもたとえられている。この山地帯は南北に2列に並行して伸び、東列には南から日高山脈、北見山地が分布し、西列には南から夕張山地、天塩山地、宗谷丘陵が分布する。山地帯の中央部には大雪火山群をのせる石狩山地が位置している。大雪火山群は南北に連なる山系に直交するような千島火山弧の西方延長部である。中央部の最高点は、大雪火山群旭岳の標高2,290mであり、これは本道の最高点でもある。標高2,052mの幌尻岳を主峰とする日高山脈には、第四紀の最終氷期につくられたカールなどの氷河地形が残存している。

山地帯の2列の山地の間には南から富良野盆地、上川盆地、名寄盆地などが分布し、細長い凹地帯を形成している。

日本海側に独立して分布する増毛山地は、地質的には西部の要素が強く、海岸線は安山岩質のハイアロクラスタイトからなる断崖となっている。

山地帯の西側北部には天塩平野、南部には石狩平野などを含む石狩低地帯が広がる。また、東側南部には十勝平野が広がっている。平野や平野・盆地と丘陵地・山地の境には、活断層が発達していることが多く、石狩低地帯の周辺には、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯など、富良野盆地周辺には富良野断層帯、十勝平野中央部には十勝平野断層帯が分布する。そして、宗谷丘陵とその周辺には、問寒別断層やサロベツ断層帯などが分布する。

この地域の海岸は、増毛山地や襟裳岬周辺を除いては主に砂浜海岸であり、天塩平野、オホーツク海側海岸そして十勝平野南部の海岸には、湿原や海跡湖が分布している。日本海に浮かぶ島々は、礼文島が白亜紀と新第三紀の堆積岩類からなり、利尻島は第四紀の火山島、そして天売・焼尻両島は新第三紀の火砕岩からなる島とそれぞれ性格を異にしている。

中央部の主要な河川としては、わが国の河川中、流域面積が2位の石狩川、6位の十勝川、10位の天塩川があげられる、流域面積14,330km²、幹川流路延長268kmの石狩川は、石狩山地の石狩岳を源として層雲峡や神居古潭の峡谷を刻み、石狩平野を経て日本海に注ぐ。流域面積9,010km²、幹川流路延長156kmの十勝川は、石狩山地を源として十勝平野を南流し、太平洋に注ぐ。

また、流域面積5,590km²、幹川流路延長256kmの天塩川は、北見山地の天塩岳を源として凹地帯を北流し、天塩平野を経て日本海に注ぐ。石狩川や天塩川、東部の釧路川などの下流域には泥炭地が広く分布し、本道で泥炭地の占める面積は約2,000km²に達している。

中央部は、地質的にはユーラシアプレートと北米プレートのかつての接合部と考えられており、南北の帯状配列を示す複雑な地質帯が分布する。日高山脈には高温型の日高変成岩類・深成岩類、夕張山地や天塩山地には蛇紋岩体・高圧型の神居古潭変成岩類が分布し、これらの地質体の一部は北方のサハリンへと連なる。山地帯の西側では白亜紀層や優秀な炭層を含む古第三紀層、新第三紀層が複雑な褶曲構造をつくりながら分布している。山地帯の東側南部には、十勝平野の新第三紀～第四紀の堆積盆があり、東側北部では、白亜紀～古第三紀の堆積物を火砕岩や平坦面溶岩を主とする新第三紀の地層が覆っている。

大雪や十勝の火山群は第四紀に活動し、多量の火砕流堆積物をもたらした。美瑛～富良野地域や十勝平野では火砕流台地が発達し、溶結凝灰岩は層雲峡などで奇観を呈している。

十勝岳、大雪山、丸山は現在も火山活動を続けている。

中央部では火山、山岳景観、海岸湿原などを特色として9地域の自然公園が指定されている。

3 東部

東部は、北東 - 南西方向の千島火山弧に属する、阿寒 - 知床火山列の標高1,500m前後の火山山地を中軸として、その北側には斜里平野、藻琴原野などの比較的小規模な平野が分布し、南側では、十勝平野とそれ以東の平野を境する白糖丘陵から東に、釧路平野や根釧台地など広大な低地帯が発達する。東部地域の最高点は羅臼岳の標高1,661mである。主な河川は、屈斜路湖から南流し、釧路平野を経て太平洋へ注ぐ、流域面積2,510km²、幹川流路延長154kmの釧路川があげられる。釧路川の下流部は、広大な釧路湿原になっている。

知床半島が火山山地からなり、急峻な地形を持つのに対し、根室半島は白亜紀の堆積岩からなり、平坦な地形となっている。根室海峡に突き出ている野付半島は延長24kmに達し、国内でも最大規模の砂嘴である。

海岸線は知床半島が火山岩の岩石海岸、釧路以東の太平洋岸が白亜紀～古第三紀の堆積岩からなる岩石海岸の他は砂浜海岸である。太平洋岸、根室海峡、オホーツク沿岸には、厚岸湖、風蓮湖、瀧沸湖など大小の海跡湖がみられる。

知床半島やその基部、網走周辺には標津断層帯、峰浜断層群、網走湖東岸断層帯などの活断層が分布している。

東部は、地質的には千島弧の西南部にあたる。白亜紀～釧路炭田の炭層を含む古第三紀層が地域で最も古い地層として、根室半島～釧路海岸と白糖丘陵に分布する。阿寒 - 知床の火山山地は、新第三紀の堆積岩類や火山岩類を土台として、第四紀の火山が分布している。

第四紀更新世中～後期以降の屈斜路、阿寒、摩周の激しい火山活動は、現在湖となっているカルデラを形成し、多量の火砕流堆積物を根釧台地や網走地域にもたらした。雌阿寒岳、知床硫黄山、羅臼岳、摩周、アトサヌプリの各火山は現在も火山活動が続いている。

東部では火山、湖沼、海岸地形、湿原などを特色として7地域の自然公園が指定されている。

第3 気 候

本道の気候は、年平均気温5～10℃、年平均降水量700～1,700mmであり、本州以南に比べて冷涼・少雨である。特に冬期には、最寒月の月平均気温が0℃以上になるところはなく、また、1月から2月にかけてオホーツク海が流氷で覆われるなど、気候から本道の特徴を一言でいえば、まさに「積雪寒冷の地」ということになる。地球上の同緯度の地域と比較しても、ユーラシア大陸の東側に位置する本道を含む東アジア地域の冬は、もっとも寒冷である。北半球における流氷の分布域も本道付近が南限である。

本道の気候を左右する要因としては、前述したような本道の位置の他、本道の地形、周辺海域を流れる対馬暖流、親潮（千島海流）、東サハリン海流などの海流があげられる。これらにより本道の気候は、日本海側、太平洋側西部、太平洋側東部そしてオホーツク海側に区分される。

日本海側は日本海に面する地域であり、夏期は降雨が少なく、気温も高めであるが、冬期は大陸からの季節風により降雪が多い。年間の最大風速は、道外では一般的に台風の時期に記録されているが、本道では全般的に冬期の北西風による地域も多く、これに雪を伴い暴風雪となることがある。また、多雪地域の天塩山地や後志山岳地域では、年間最大積雪深が300cmを超える場合がある。上川盆地、名寄盆地などの内陸部では、気温が氷点下30℃以下になることがある。

太平洋側西部は渡島半島南部から日高にかけての太平洋に面する地域であり、夏期は気温も高く降雨もやや多いが、冬期は温暖で降雪も少ない。胆振中部では地形上、局地的に降水量が多く、2年に1回程度日降水量が200mmを越える地域がある。

太平洋側東部は十勝から根室までの太平洋に面する地域である。夏期は内陸部では気温が高く、降雨量も全般的に少ないが、十勝西部の日高山脈沿いでは局所的に降水量が多く、5年に1回程度日降水量が200mmを越える地域がある。海岸部では霧が多く低温であり、平年の6～8月の霧発生日数は、釧路や根室で60日前後になる。冬期は降雪が少なく、内陸部では放射冷却により気温が氷点下30℃以下になり、土壤凍結深度が60cmに達する地域がある。2～3月には太平洋岸を低気圧が発達しながら通過し、この地域は大雪に見舞われることがある。

オホーツク海側はオホーツク海に面する地域であり、年間を通じて降雨、降雪は少ない。オホーツク海は夏期でも海水温が概ね20℃以下と低く、オホーツク海高気圧が発達してこの地域も高気圧の影響下に入り、冷涼な気候になることが多い。オホーツク海高気圧の勢力が強く本道を覆いながら長く居座ると、本道は冷夏となる。冬期には流氷が接岸し寒さは厳しい。

第2節 災害の概況

本道の自然災害及び事故災害の概況は、次のとおりである。

- 第1 本道は、わが国の北端にあり、本州と異なる気象条件により冬から春にかけての災害も本州とはその様相を異にしている。
- 1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と、低気圧や前線による降雨や気温の上昇によって融解が進み、いわゆる融雪災害が発生する。

発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むことから、少量の雨でも洪水害や浸水害などの、融雪災害が発生する。
 - 2 夏の災害

北海道には、梅雨が無いと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、本道の南岸を中心に大雨に見舞われることがある。

また、暖かく湿った空気の流入で大気の状態が不安定になり、局地的に大雨が降り、土砂災害や洪水害・浸水害が発生することがある。
 - 3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすい。

一方、台風の最盛期でもある。一般に台風が本道に接近する際はその勢力を弱めるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な災害をもたらす場合がある。

また、本道付近に停滞する前線と台風の影響で、昭和56年8月の石狩川が氾濫した水害や平成15年の日高豪雨のように大きな災害をもたらす場合もある。
 - 4 冬の災害

冬季に入ると上空に強い寒気が流入する事により、本道付近で低気圧が発達し、その中心気圧が970ヘクトパスカル以下になる場合がある。

また、西高東低の冬型の気圧配置が強まる場合がある。

これらにより、暴風や高波による護岸や漁業施設等の被害や、大雪や暴風雪による交通障害等の災害をもたらされる。
- 第2 本道特有の流氷災害等それぞれ災害の状況は次のとおりである。
- 1 流氷災害

一般に11月はじめからオホーツク海北部で凍り始め、次第に氷域が広がって流氷として南下する。

流氷は、1月中旬から下旬に本道オホーツク海側の海岸に接岸し、最盛期の2月中旬から3月中旬にかけては、オホーツク海の約80%が流氷におおわれて船舶の航行が困難になるほか、日本海側や太平洋沿岸にも流氷の一部が流れ出して海難事故が発生する場合がある。また、流氷の勢力が強い年には魚介類や海藻等に大きな被害をもたらす。
 - 2 融雪出水災害

融雪出水は山地が融雪期に入る4月下旬から5月上旬にかけて最も多い。

この原因については、おおむね次のように考えられる。すなわち、融雪期に入り徐々に河川水位が上昇するとともに、土地を水で飽和させる。このような状態のところを山地を含む河川流域の広い範囲で積雪が急速に解けると、一挙に出水することになる。気象条件としては、第1次的には気温だが、降水量も影響を与える。

融雪出水は、河川改修が進み近年はあまり大きな災害は起きていないが、以前は、石狩川、十勝川、天塩川の本支流及び日高の諸河川に多く、時には地すべりも伴い家屋の浸水、道路橋梁の破損等大きな被害をもたらした。
 - 3 冷害

本道の農業は、技術の進歩と農作物の品種改良により発展を遂げてきているが、夏の低温・寡照が農作物の生育に重大な影響を与えており、気象との闘いを余儀なくされている。

これは、作物の開花時期にオホーツク海高気圧の発生により、オホーツク海から冷湿な空気が本道上空に入り込むことや、前線が停滞することにより低温、寡照となり、作物の生育や結実に支障を来すこと等による。

4 雪害

本道では、9月末に大雪山系で雪が降り始め、平地でも10月下旬から5月上旬までが降雪期間となる。積雪量は、雨竜川谷地、中川、美幌の盆地、羊蹄山麓及び狩勝峠付近の空知川上流部で多く、2mから3mに達する場合がある。また、気温が低いため、雪質は密度が小さく乾雪が多いことが特徴である。これにより、春先の融雪出水のほか、大雪やなだれ、吹雪による交通傷害、船舶の遭難及び通航障害の続出、なだれによる鉄道、バス等の途絶、家屋の倒壊、埋没、さらには、積雪による農業施設の倒壊、農期間及び植物生育期間の短縮により冷害、冬作物の雪枯病など甚大な被害をもたらしている。

5 凍害

雪害のほか冬季の災害には凍害がある。凍上は雪の少ない道東方面で多く土壤中の水分が凍り地面に凸凹を生ずるため路質が不均衡となり道路交通の障害、列車事故及びトンネルの崩壊をもたらすことがある。

6 暴風雨災害

暴風雨災害は熱帯低気圧と台風によるものが多い。

台風の発生は30年間(1981～2010年)の統計では、平均で1年間に約26個発生し、そのうち約3個が日本に上陸する。

発生は7月から11月の間に多く、平均で月に3個以上発生する。また、本道に影響するのは8月、9月に多い。

7 竜巻等の突風による災害

竜巻等の突風による災害は発達した積乱雲に伴って局所的に発生することが多く、平成18年11月に佐呂間町で発生した竜巻では9名もの犠牲者を出している。

このほか道内では1991年から2011年の間に、32個の竜巻等の突風(海上竜巻除く。)によって死傷者や住家損壊などの被害が発生している。

第3 上記の気象災害以外の火山災害や地震・津波災害といった地象災害や火災をはじめとする事故等の災害の状況は次のとおりである。

なお、地震・津波災害の概況については、地震防災計画編に記載しているので省略する。

1 火山災害

本道は、太平洋プレートの沈み込み帯に属しており、火山の数も非常に多く、気象庁の常時観測火山が9火山、その他の火山が22火山(北方領土の11火山を含む)あり、計31の活火山が散在している。

2 海上災害

北海道周辺海域は、発達した低気圧の通過、酷寒、流氷、濃霧等厳しい気象条件下にあり、毎年漁船を中心に多数の海難が発生し、人命、船舶が失われている。

また、平成9年1月に島根県沖で発生したロシア船籍タンカーナホトカ号による重油流出事故では幸い北海道には被害が及ばなかったが、日本海沿岸の環境に深刻な被害を及ぼした。

北海道沿岸においても、平成16年11月に石狩湾新港における外国船舶の貨物船の座礁により重油が流出、大量の油が沿岸漂着したほか、平成22年12月稚内港内において外国貨物船の沈没により重油が流出、港湾施設が汚損する事態が発生している。

3 航空災害

道内では、12の空港が供用されており、道内相互及び道内外の都市を結ぶ定期航空路線が開設されている。

道内で発生した主な航空機事故として、昭和46年7月に七飯町横津岳に旅客機が墜落し、68名の乗客乗員全員が死亡した事故の他、昭和58年3月に旅客機が中標津空港着陸時、木に衝突し大破した事故が発生し、52名が負傷するという事故が発生している。

また、近年では、平成22年8月に小型機が福島町の山中に墜落し、2名が死亡するという事故が発生している。

4 鉄道災害

道内には、鉄道としてＪＲ北海道、札幌市地下鉄、ＪＲ貨物北海道支社及び太平洋石炭販売輸送があるほか、軌道として札幌市と函館市に路面電車がある。

近年の道内における主な鉄道事故は、平成6年2月にＪＲ根室線で特急列車が突風のため脱線・転覆し乗員乗客26名が負傷、平成19年3月にＪＲ石北線で踏切障害により51名が負傷、平成21年12月にＪＲ根室線富良野駅構内で列車と作業車が衝突し12名が負傷、平成22年1月にＪＲ函館線で踏切障害により46名が負傷、平成23年5月27日ＪＲ石勝線清風山信号所構内第1ニニウトンネル内での列車脱線火災事故により79名が負傷するという事故が発生している。

5 道路災害

トンネルや橋梁等の道路構造物の被災による災害として、国道では平成8年2月に古平町豊浜で岩盤崩落が発生し、通行中の乗合バス1台、乗用車2台が被災し、20名が死亡し1名が負傷した。平成9年8月に島牧村第2白糸トンネルで岩盤崩落が発生したが、幸い被災者等はいなかった。平成13年10月には、北見市の国道で土砂崩れにより、乗用車1台が押し潰され2名が死亡した事故が発生している。

また、高速道路は、事故が発生すると大規模化する危険性が潜んでいる。道内の高速道路（高規格幹線道路）は、高速自動車国道の縦貫自動車道及び横断自動車道で一部が供用（札幌、道央、道東、日高自動車道）されているほか、延長工事が各所で実施されている。また、一般国道の自動車専用道路の建設も進んでいる。

高速道路供用開始後において、最も大きい事故は、平成4年3月に道央自動車道千歳・恵庭市境界付近で発生した186台の多重衝突事故で、108名の死傷者を出している。

6 危険物等災害

給油取扱所等の危険物施設等における危険物の事故は年間数十件発生しているが、そのほとんどは従業員の取扱いの不注意、点検不十分によるもので小規模である。

高圧ガスに係る事故としては、昭和63年8月に旭川市内の充填所の爆発火災により3名が死亡するという事故がある。

火薬類の事故としては、昭和54年3月に静内町（現新ひだか町）において火薬類の火工所が爆発し、3名が死亡するという事故が発生しているほか、毒物劇物の事故としては、平成6年12月に旭川市内で塩素ガスの漏洩により、作業員と一般住民に合計29名の軽症者を出す事故が発生している。

また、平成15年9月の十勝沖地震発生に伴い、苫小牧市の石油コンビナート等特別防災区域において、原油タンク火災及びナフサタンクの全面火災が発生した。この火災でナフサタンクが座屈し、約40時間以上燃え続けた。

7 大規模火事火災

昭和20年以降で100棟以上を消失した大火は、27件あるが、近年は発生しておらず、昭和40年以降では、平成5年7月に発生した北海道南西沖地震による奥尻町の大火のみである。

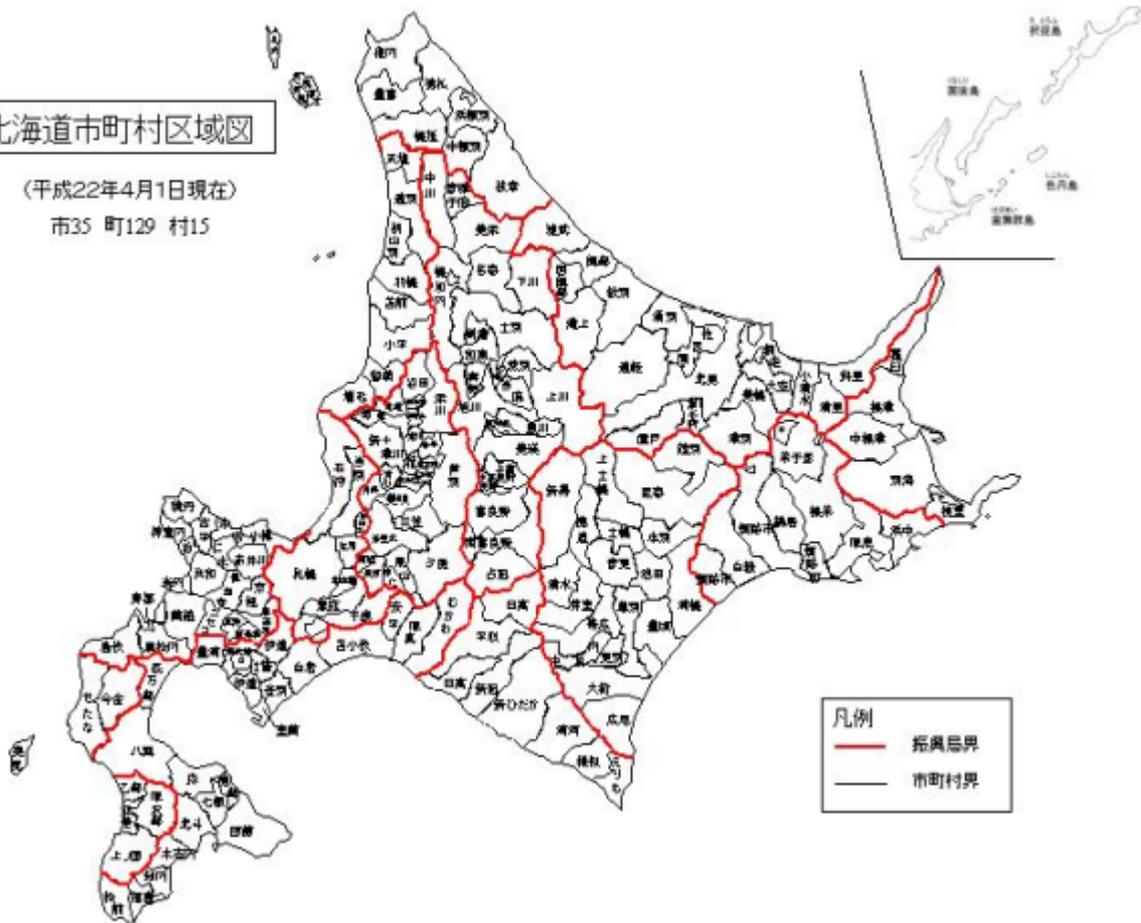
8 林野火災

道内では、毎年4月～6月の乾燥期をピークに林野火災が多発している。

過去10年間の平均で見ると、1年あたり38件発生し、174haという大量の森林や原野が焼失している。

北海道市町村区域图

(平成22年4月1日現在)
市35 町129 村15



第3章 防災組織

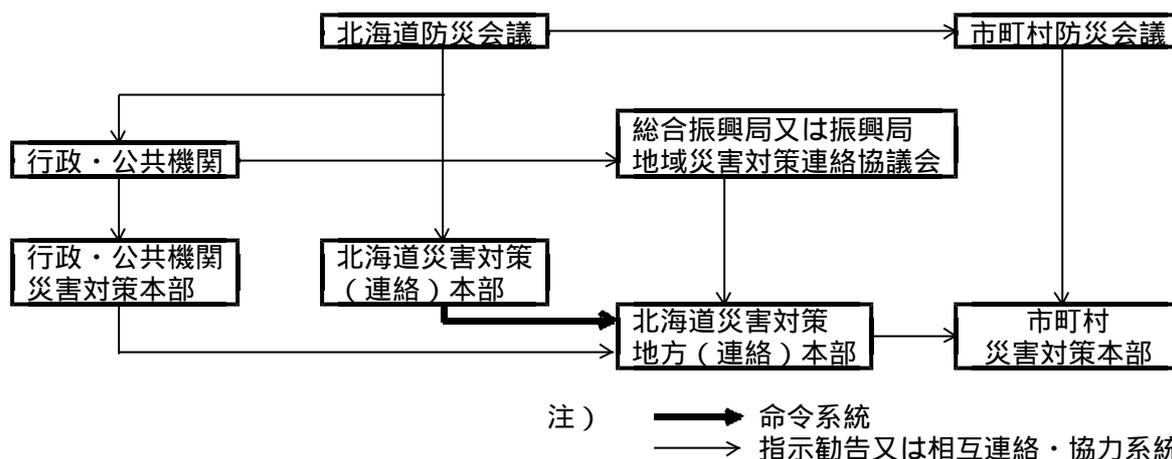
第3章 防 災 組 織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

北海道の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として道防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

本道の地域における防災体制図



第1節 組織計画

本道内における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

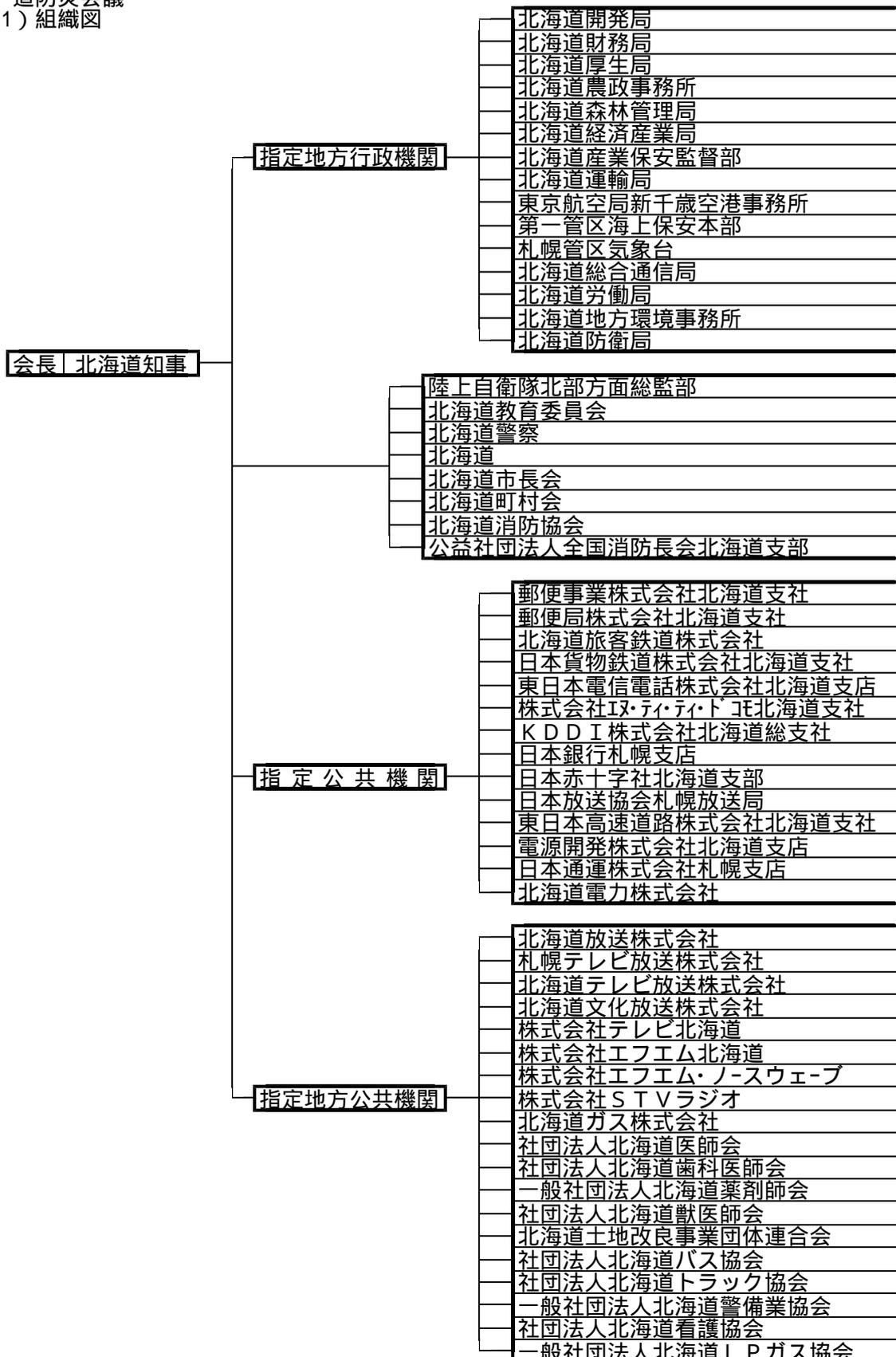
第1 道防災会議の組織

道防災会議は、知事を会長とし、基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本道における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、情報連絡部を設け災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行い、また市町村防災会議に意見を述べ、勧告することを任務とするものである。

なお、総合振興局又は振興局所管区域毎に管内防災の連絡推進を図るため、道防災会議の構成機関の地方部局等をもって構成する総合振興局又は振興局協議会を設け、地域における災害情報の収集及び災害対策の機関相互間の連絡調整を行うこととしている。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 道防災会議
(1) 組織図

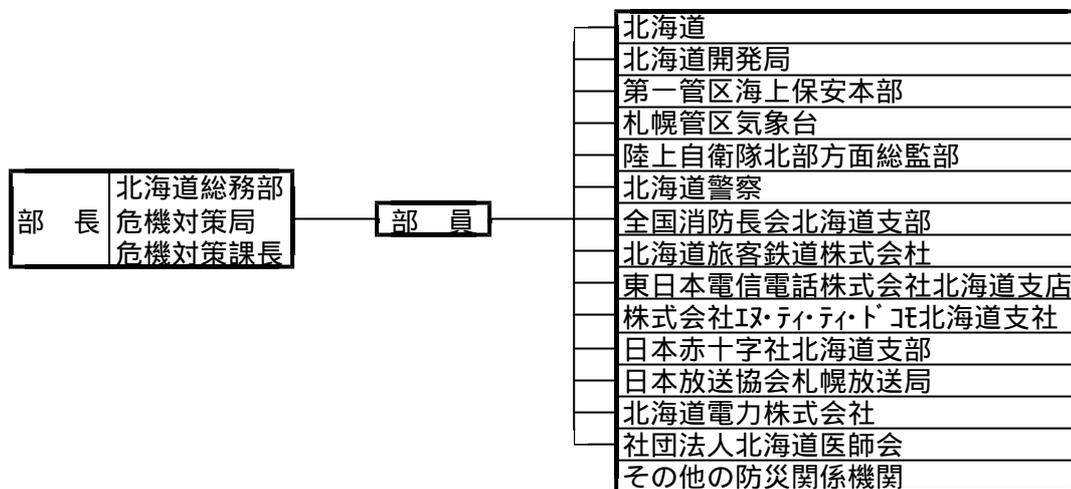


(2) 運 営

北海道防災会議条例(昭和37年北海道条例第54号)及び北海道防災会議運営規程(昭和37年12月3日北海道防災会議議決)の定めるところによる。

2 道防災会議情報連絡部

(1) 組織図



(注)部員は、組織図に掲げる機関の長が指名する職員をもって組織する。

(2) 運 営

北海道防災会議情報連絡部規程(昭和38年5月23日北海道防災会議議決)及び北海道防災会議情報連絡部運営要綱の定めるところによる。

3 総合振興局又は振興局協議会

(1) 組織図

会 長	総合振興局長 又は振興局長
-----	------------------

開発建設部
財務事務所(出張所)
北海道農政事務所(地域センター)
北海道森林管理局(事務所、森林管理署、支署)
産業保安監督署
北海道運輸局運輸支局
空港事務所(出張所)
海上保安部(署)・航空基地
气象台(測候所)
郵便事業株式会社北海道支社
郵便局株式会社北海道支社
労働基準監督署
自然保護官事務所
陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊
北海道防衛局
教育局
北海道警察方面本部(警察署)
総合振興局又は振興局
市
町村会
消防協会支部
消防事務組合
北海道旅客鉄道株式会社支社
日本貨物鉄道株式会社北海道支社営業支店
東日本電信電話株式会社(北海道支店)
株式会社I・P・T・ドコモ北海道支社営業支店
K D D I 株式会社北海道総支社営業支店
日本銀行支店(事務所)
日本赤十字社北海道支部(赤十字病院)
日本放送協会放送局(報道室)
東日本高速道路株式会社北海道支社管理事務所
電源開発株式会社北海道支店(電力所)
日本通運株式会社支店
北海道電力株式会社支店
北海道放送株式会社放送局
札幌テレビ放送株式会社放送局
北海道テレビ放送株式会社放送局
北海道文化放送株式会社放送局
株式会社テレビ北海道放送局
株式会社エフエム北海道
株式会社エフエム・ノースウエーブ
株式会社S T Vラジオ
北海道ガス株式会社 各ガス会社(営業所)
郡市医師会
郡市区歯科医師会
一般社団法人北海道薬剤師会支部
社団法人北海道獣医師会支部
土地改良区
社団法人北海道バス協会
社団法人北海道トラック協会各地区協会
一般社団法人北海道警備業協会支部
社団法人北海道看護協会
一般社団法人北海道L Pガス協会
連絡協議会が必要と認める機関

(3) 運 営

総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱(昭和37年12月3日北海道防災会議議決)及び総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会運営規程(昭和38年5月23日北海道防災会議議決)の定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 道の災害対策組織

(1) 緊急幹部会議

知事は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

(2) 災害対策連絡本部

ア 設 置

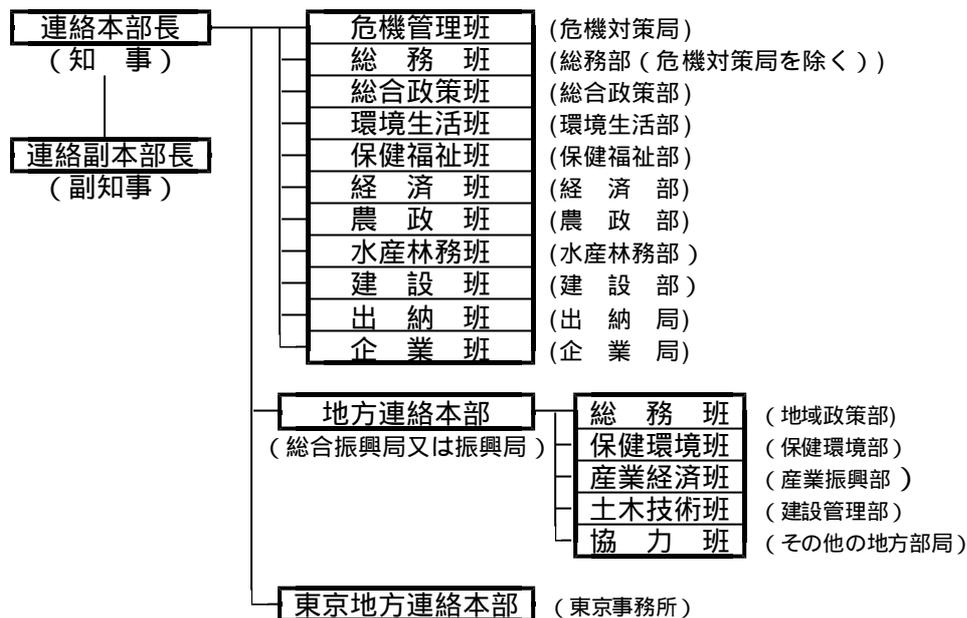
知事は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

連 絡 本 部 設 置 基 準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。 ・ライフライン等の被害が発生し、対策が必要なとき。
火 山	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報(火口周辺)が発表され、居住地域の近く又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき。
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・離着陸事故等で人的被害が発生したとき。 ・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。

イ 組織等

(ア) 組織

連絡本部の組織は、次のとおりとする。



- 注 1 連絡本部の班長は、各部局長とする。
 2 地方連絡本部長は、総合振興局長又は振興局長とする。地方連絡本部の班長は、総合振興局副局長又は振興局副局長、各部長、及びその他の出先機関の長とする。
 3 東京地方連絡本部長は、東京事務所長とする。
 4 災害の状況により一部の班を設置しない事ができる。

(イ) 所掌等

連絡本部及び地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策本部及び災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。

庶務は、連絡本部については、総務部危機対策局危機対策課、地方連絡本部については総合振興局又は振興局地域政策部地域政策課において処理する。

ウ 廃止

道は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本部を廃止する。

また、道は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡本部を廃止する。

(3) 災害対策本部

ア 設置

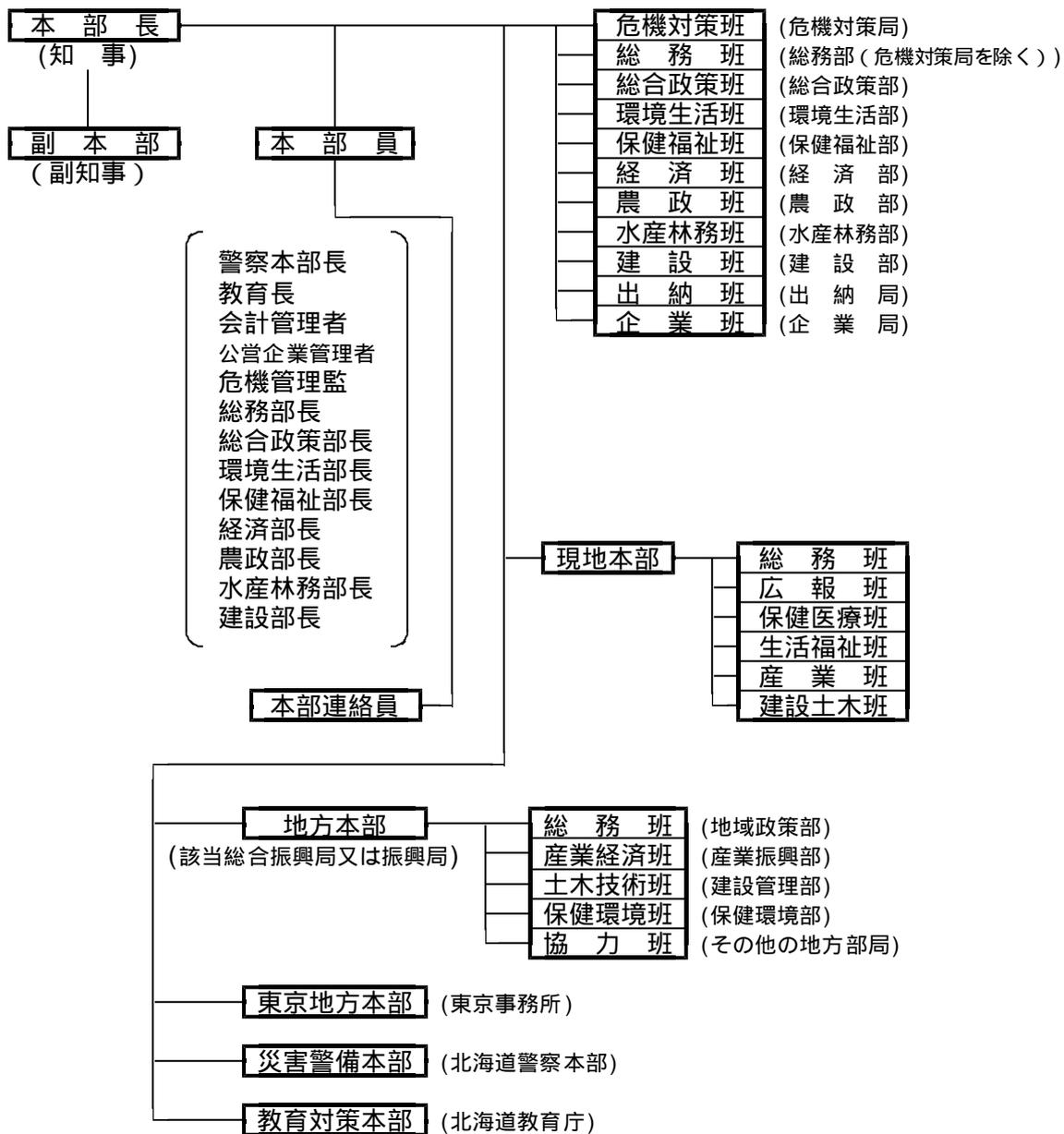
災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、知事が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で、広域にわたるとき。
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域又は山麓等に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき。
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷(湿)害被害が発生したとき。

イ 組織等

(ア) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



(イ) 運営

災害対策本部の運営は、北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例54号)及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。

(ロ) 所掌

災害対策本部及び地方本部の所掌事務は、北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

災害対策本部及び地方本部の主な所掌事務

災 害 対 策 本 部	
危機管理班	1 気象等警報・注意報及び情報等の受理伝達 2 災害の状況、対策措置状況等の収集及び報告 3 北海道防災会議 4 災害対策本部の設置及び廃止 5 地方本部に対する指示及び連絡 6 市町村長の実施すべき応急措置の代行 7 指定公共機関の長等に対する応急措置の実施要請等 8 自衛隊の災害派遣要請
総務班	1 道有財産の被害調査 2 災害関係予算に関すること 3 私立学校の被害調査及び復旧対策 4 宗教法人の被害調査 5 災害時の道税の措置
総合政策班	1 災害広報の企画実施 2 交通施設等の被害状況の情報収集（他部課の所管に属するものを除く） 3 被災市町村に対する財政援助 4 災害時における通信手段の確保に関すること（他部課の所管に属するものを除く）
環境生活班	1 災害時に廃棄物処理計画の指導 2 災害時の給水計画の指導 3 水道施設の復旧指導 4 災害時における生活必需物資の需給等の調整 5 被災に伴う環境の監視 6 ペット動物の収容調整
保健福祉班	1 救助法の適用及び応急救助計画の作成及び実施 2 市町村における応急救助の実施指導 3 日赤救助活動の連絡調整 4 救助物資の調達及び配分 5 被災地の高齢者、障害者等の保護 6 被災者の生活保護 7 災害時の医療救護 8 医療資機材の確保及び供給 9 災害時の防疫計画の作成及び実施 10 災害時の保健指導 11 社会福祉協議会を通じたボランティアの指導・支援
経済班	1 災害時における流通対策の総合調整 2 エネルギー関係の被害調査及び復旧対策 3 災害時における燃料の需給等の調整 4 商工業及び労働に係る災害応急対策の総合調整 5 災害時における地質情報の収集等
農政班	1 農業関係の被害調査及び応急対策 2 被災地の農作物及び家畜の技術指導 3 農業災害関係資金の融通 4 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の応急措置等 5 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請
水産林務班	1 漁業災害に関する応急措置及び復旧対策 2 漁港の災害復旧対策 3 漁船の応急措置及び復旧対策 4 林業関係災害の被害調査、応急措置及び復旧対策 5 災害応急復旧用木材の需給対策 6 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請

災害対策本部	
建設班	1 被災地の道路の交通不能箇所の調査及び交通の確保等 2 河川等の被害調査及び応急措置 3 空港、港湾、海岸の事故等の情報収集、被害調査及び応急措置等 4 砂防、急傾斜地等の被害調査及び応急措置 5 公園、下水道の被害調査及び復旧対策 6 都市施設の被害調査及び復旧対策 7 建築物の被害状況調査（応急危険度判定等）
出納班	1 災害救助基金等応急救助費の支出 2 道有財産（他部課の所管に属するものを除く）の応急対策
企業班	1 施設の情報収集及び被害調査

地方本部	
総務班	1 気象等警報・注意報及び情報等の受理伝達及び対策通報 2 被害状況等の収集及び報告 3 市町村長に対する応急措置の実施又は応援の指示権の行使 4 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等 5 防災通信の運用 6 自衛隊の災害派遣要請 7 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会に関すること
産業経済班	1 災害時の応急食糧の供給 2 災害時の生活必需品、燃料その他物資の供給に関すること 3 災害応急対策資機材等の需給 4 被災各種産業の被害調査、応急措置及び復旧対策
土木技術班	1 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策の実施 2 被災地の交通情報の収集及び所管する交通路の確保 3 被災建物に係る調査（応急危険度判定等）
保健環境班	1 災害時の応急医療の実施 2 被災地の給水の実施 3 被災地の防疫の実施指導 4 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持 5 被災地の保健衛生指導 6 被災地の医療品等の需給 7 災害救助法の適用区域の指定及び救助実施の指導 8 社会福祉協議会を通じたボランティア等との調整・支援
協力班	1 災害予防及び応急対策実施のための応援等

ウ 設置場所

- (ア) 災害対策本部は、原則として本庁舎に設置する。
 (イ) 地方本部は、原則として総合振興局又は振興局庁舎内に設置する。
 (ウ) 地方本部の土木技術班は、原則として総合振興局又は振興局（建設管理部）内に設置する。

エ 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

オ 通知

知事は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部員、地方本部長に通知するとともに、別に定める本部標識を掲示する。

また、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。

なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

- (ア) 市町村長
 (イ) 防災会議構成機関の長
 (ウ) 内閣総理大臣及び国務大臣
 (エ) 隣接県知事

(4) 現地災害対策本部等

ア 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置することができる。

イ 組織等

(ア) 組織

- A 現地本部は、北海道災害対策本部条例に基づき、災害対策本部及び地方本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。
- B 被災地の地方本部各班は、必要な災害対策に係る連絡調整員を現地本部関連班に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。
- C 住民避難や学校施設被害が想定される場合、教育対策本部は、連絡調整員を現地本部生活福祉班に派遣するものとする。

(イ) 所掌

班	所 掌 業 務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報、措置状況等の収集、記録及び各災害対策本部への伝達 現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施 防災無線、ネットワーク等通信の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報提供 各種報道対応
保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者搬送（トリアージ）の調整 医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整 防疫対策の指導
生活福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 救助物資、災害救助法に関する調整 避難所、仮設住宅、ペット等の調整、支援 社会福祉協議会、ボランティア等との調整、支援
産業班	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業、商工業に関する被災状況等の把握 農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施
建設土木班	<ul style="list-style-type: none"> 所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握 所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施 被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保

ウ 通知

本部長は、現地災害対策本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び防災関係機関の長に通知する。

エ 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

オ 現地災害対策連絡本部の設置

連絡本部長は、アからエの規定に準じて、現地災害対策連絡本部を設置することができる。

2 市町村の災害対策組織

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

3 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

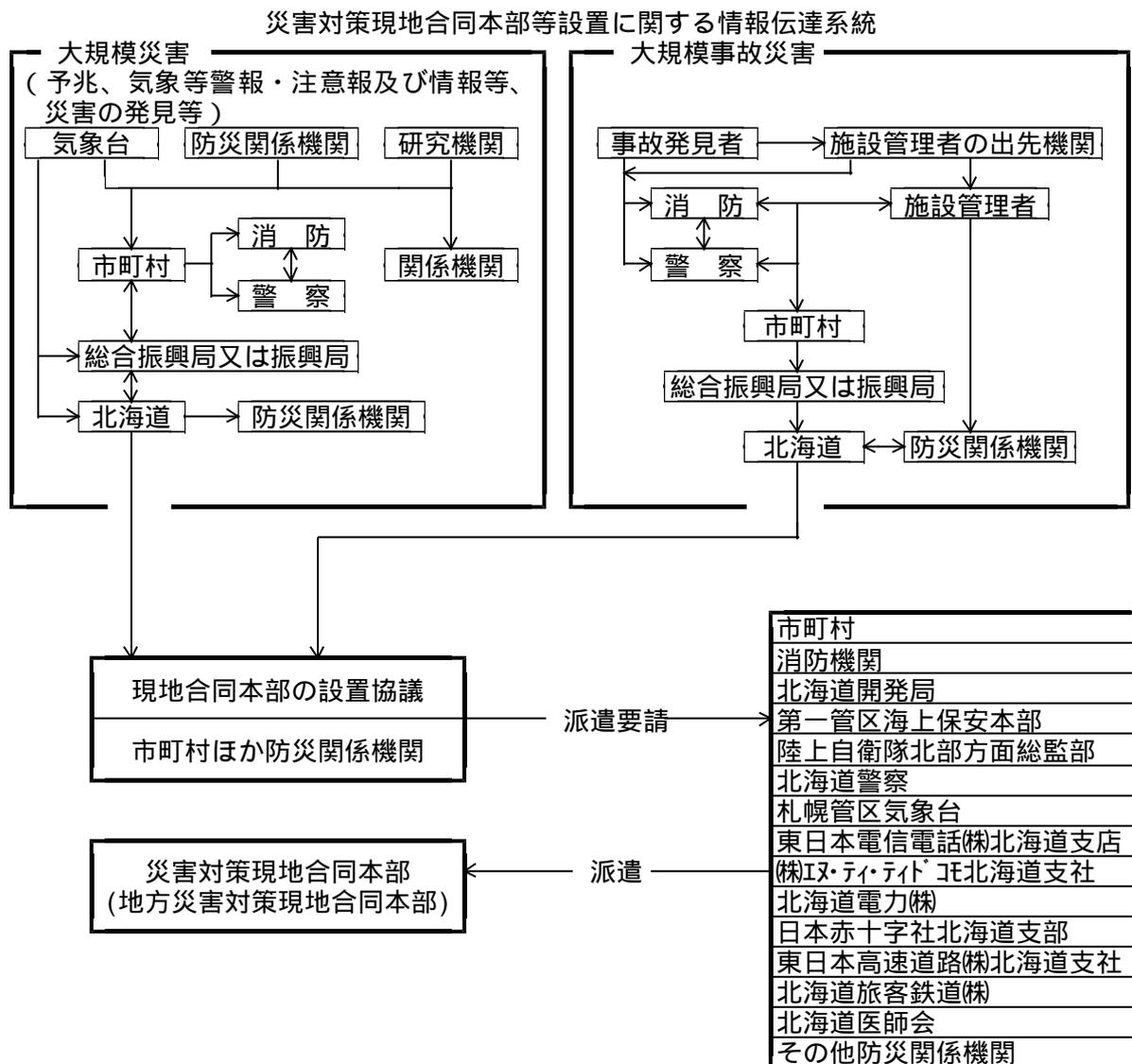
4 災害対策現地合同本部

(1) 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができる。

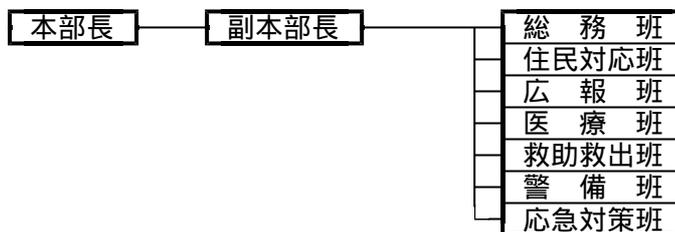
災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。



ア 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりとする。

災害対策現地合同本部等組織図



現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担当	内 容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村（自衛隊、海保～派遣があった場合）
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者（自衛隊～災害派遣があった場合）

施設管理者は、事故災害の場合のみ

イ 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱に定めるところによる。

(2) 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し廃止する。

5 緊急消防援助隊調整本部

(1) 設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、「北海道緊急消防援助隊調整本部設置規程」に基づき緊急消防援助隊調整本部を設置し、連絡調整を行うものとする。

なお、大規模災害等の発生に伴い、市町村災害対策本部又は北海道災害対策本部等が設置された場合においては、当該災害対策本部がその機能を果たすことができる。

ア 被災地が一の市町村の場合には当該市町村が設置する。

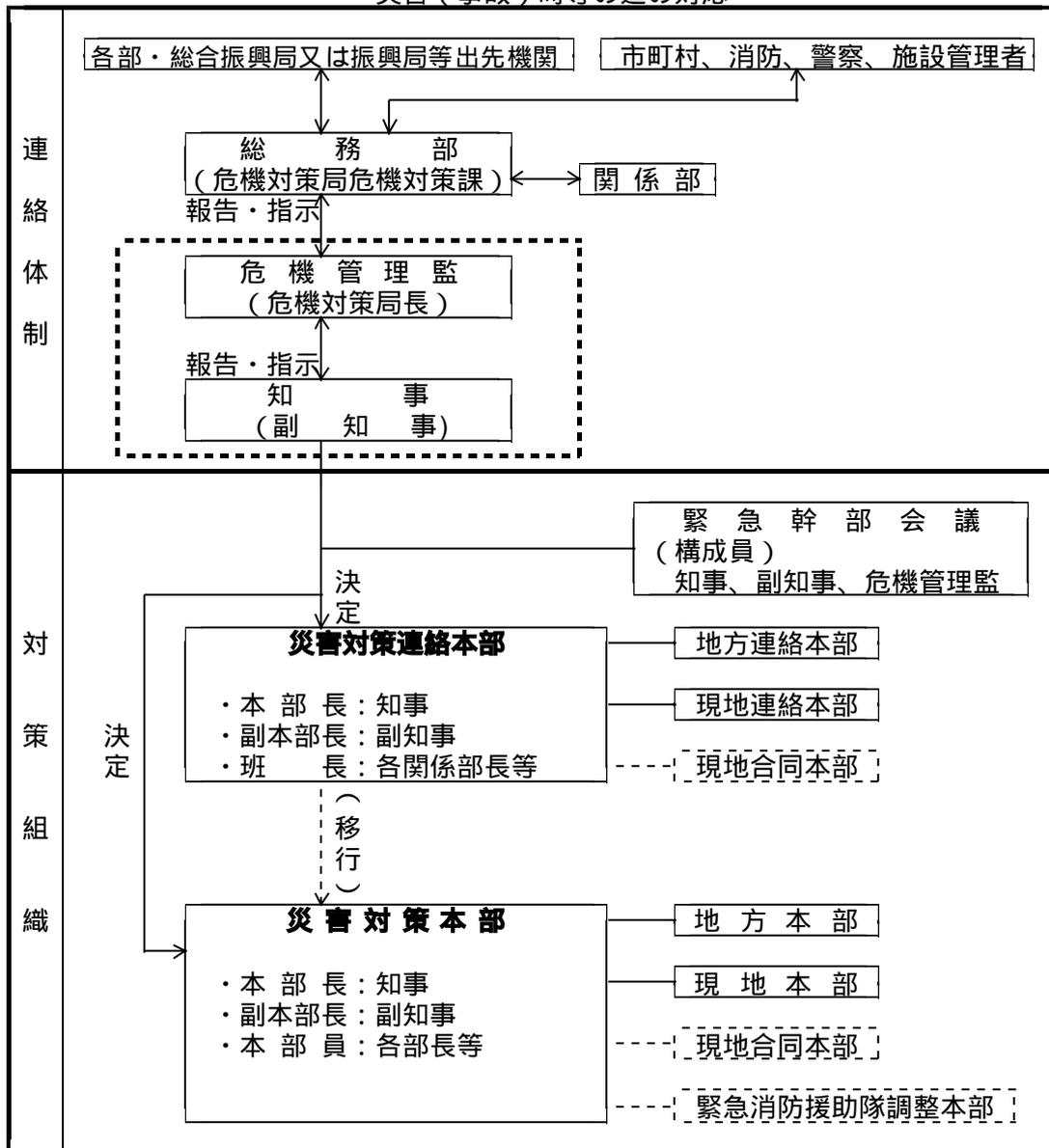
イ 被災地が複数の市町村である場合には北海道が設置する。なお、被災地が一つの市町村であっても被害の状況等から必要がある場合には、北海道が設置できる。

- ウ 調整本部は、原則として市町村役場又は北海道庁本庁舎内に置くが、必要に応じて被災現地において連絡調整に適する場所に置くことができるものとする。
- (2) 運営等
北海道緊急消防援助隊調整本部設置規程に定めるところによる。
- (3) 廃止
緊急消防援助隊調整本部は、災害発生市町村長等の引揚げ指示により被災地における緊急消防援助隊の活動が完了したときに廃止する。

6 民間団体との協力

道及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

・ 災害（事故）時等の道の対応 ・



7 道職員の動員配備

(1) 配備計画

各部局長、総合振興局長又は振興局長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などを予め配備計画として定めるものとする。

(2) 配備基準等

区分	体制	配備基準	配備人員
連絡本部の設置前	第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 2 火山に関する異常通報を受けたとき。 3 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	配備計画の第1非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員
連絡本部の設置後	第2非常配備	災害対策連絡本部設置基準による	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員
災害対策本部の設置後	第3非常配備	災害対策本部設置基準による	配備計画の第3非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(3) 職員の配備体制

ア 連絡本部設置前

(ア) 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

(イ) 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部局長が行う。

なお、総括は危機管理監が行う。

イ 連絡本部設置後

(ア) 連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに第2非常配備体制をとるよう各班長及び地方連絡本部長に通知する。

(イ) 各班長及び地方連絡本部長は、連絡本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2非常配備体制をとる。

ウ 災害対策本部設置後

(ア) 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに第3非常配備体制をとるよう各班長及び地方本部長に通知する。

(イ) 各班長及び地方本部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第3非常配備体制をとる。

(4) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(5) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、道、市町村及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくことが望ましい。

8 知事の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策(連絡)本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故あるときは、副知事はその職務を代理する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 一般予報区

ア 一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。この府県予報区を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区名称	区 域	担当官署
宗谷地方	宗谷総合振興局管内	稚内地方気象台
上川・留萌地方	上川総合振興局及び留萌振興局管内	旭川地方気象台
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内	網走地方気象台
釧路・根室・十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方気象台
	一次細分区域：十勝地方	帯広測候所*
胆振・日高地方	胆振総合振興局及び日高振興局管内	室蘭地方気象台
渡島・檜山地方	渡島総合振興局及び檜山振興局管内	函館海洋気象台

注）*印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の警報・注意報発表を担当する官署である。

イ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。なお、北海道において、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

(イ) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。（市町村を分割して設定している二次細分区域（二次細分区域の欄中*を付した名称が該当）の区域は別表に示す。）

二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注）警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をま とめた地域	二次細分区域名
宗谷地方 (稚内地方気象台)	宗谷地方	宗谷北部	稚内市、豊富町、猿払村、幌延町
		利尻・礼文	礼文町、利尻町、利尻富士町
		宗谷南部	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上川・留萌地方 (旭川地方気象台)	上川地方	上川北部	士別市、名寄市、中川町、美深町、下川町、剣淵町、和寒町、音威子府村、幌加内町
		上川中部	旭川市、鷹栖町、比布町、愛別町、東神楽町、東川町、上川町、美瑛町、当麻町
		上川南部	富良野市、上富良野町、南富良野町、占冠村、中富良野町
	留萌地方	留萌北部	遠別町、天塩町
		留萌中部	苫前町、羽幌町、天売焼尻、初山別村
		留萌南部	留萌市、増毛町、小平町
石狩・空知・後志 地方 (札幌管区気象台)	石狩地方	石狩北部	石狩市、新篠津村、当別町
		石狩中部	札幌市、江別市
		石狩南部	千歳市、恵庭市、北広島市
	空知地方	北空知	深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町
		中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、浦臼町、新十津川町、雨竜町、奈井江町、上砂川町
		南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、月形町、長沼町、由仁町、栗山町、南幌町
	後志地方	後志北部	小樽市、余市町、積丹町、赤井川村、古平町、仁木町
		羊蹄山麓	二セコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、留寿都村
		後志西部	蘭越町、黒松内町、寿都町、共和町、神恵内村、島牧村、岩内町、泊村
網走・北見・紋別 地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走西部	北見市常呂、網走市、大空町、佐呂間町
		網走南部	美幌町、津別町
		網走東部	小清水町、斜里町、清里町
	北見地方		北見市北見、置戸町、訓子府町
	紋別地方	紋別北部	紋別市、雄武町、興部町、西興部村、滝上町
釧路・根室・十勝 地方 (釧路地方気象台)	釧路地方	釧路北部	弟子屈町
		釧路中部	標茶町、釧路市阿寒、鶴居村
		釧路南西部	釧路市釧路、釧路市音別、釧路町、白糠町
		釧路南東部	浜中町、厚岸町
	根室地方	根室北部	羅臼町、標津町、中標津町
		根室中部	別海町
		根室南部	根室市
	十勝地方	十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
		十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士幌町
		十勝南部	大樹町、広尾町、中札内村、更別村
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
渡島・檜山地方 (函館海洋気象台)	渡島地方	渡島北部	長万部町、八雲町八雲
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山地方	檜山北部	せたな町、八雲町熊石、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻島	奥尻町

注) 1 根室地方の一次細分区域は、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

2 *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の警報・注意報発表を担当する官署である。

3 は、二次細分区分(市区町村の区域)を分割して発表する区域を示す(分割区域の内訳は別表による)。

別表 市町村を分割した地域

名 称	区 域
羽幌町	苫前郡羽幌町のうち天売焼尻の区域を除く区域
天売焼尻	苫前郡羽幌町のうち天売及び焼尻
北見市常呂	北見市のうち常呂町
北見市北見	北見市のうち北見市常呂の区域を除く区域
釧路市阿寒	釧路市のうち阿寒町
釧路市釧路	釧路市のうち釧路市阿寒及び釧路市音別の区域を除く区域
釧路市音別	釧路市のうち音別町
伊達市伊達	伊達市のうち伊達市大滝を除く区域
伊達市大滝	伊達市のうち大滝区
日高町日高	沙流郡日高町のうち日高総合支所管内
日高町門別	沙流郡日高町のうち日高町日高の区域を除く区域
八雲町八雲	二海郡八雲町のうち八雲町熊石の区域を除く区域
八雲町熊石	二海郡八雲町のうち熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町

(2) 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち札幌管区气象台と函館海洋气象台が担当する区域は次のとおりである。

ア 札幌管区气象台の担当区域

茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

イ 函館海洋气象台の担当区域

尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

海上予報区の細分区域

担当気象官署	地方海上予報海域名	細分海域
札幌管区气象台	日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
函館海洋气象台	北海道南方及び東方海上	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等警報・注意報並びに情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等警報・注意報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台及び函館海洋気象台が担当する。

気象官署別の気象等警報・注意報並びに情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05、11、17時)
	地方週間天気予報	毎日2回(11、17時)
	地方季節予報	
	異常天候早期警戒警報	原則毎週2回(火・金)
	1か月予報	毎週1回(金)
	3か月予報	毎月1回
	暖候期予報	毎年1回(2月)
	寒候期予報	毎年1回(9月)
	地方気象情報	随時
	札幌管区気象台、稚内・旭川・網走・釧路・室蘭地方気象台、函館海洋気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報
地域時系列予報		毎日3回(05、11、17時)
府県週間天気予報		毎日2回(11時、17時)
警報・注意報		随時
帯広測候所 (分担気象官署)	府県気象情報	随時
	警報・注意報	随時
札幌管区気象台、函館海洋気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報	毎日2回(07、19時)
	地方海上警報	随時
	地方海水情報	随時
稚内・網走・釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海水予報	毎日1回(海水期)
	府県海水情報	随時

第2 警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月20日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象警報・注意報

(ア) 気象警報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

イ 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

ウ 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

エ 高潮警報及び注意報（資料編 7 - 2 各地方警報・注意報発表基準 別表 5 参照）

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 波浪警報及び注意報（資料編 7 - 2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照）

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ 洪水警報及び注意報（資料編 7 - 2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照）

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

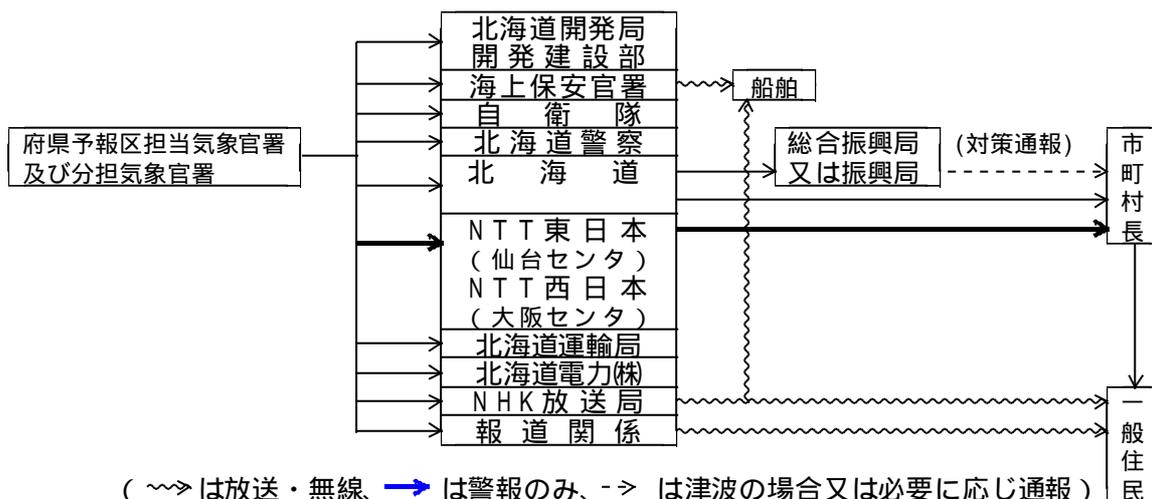
(2) 警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。

但し、北海道（危機対策課）には道内において発表されたすべての警報が伝達される。

また、気象官署の法定伝達機関は、海上保安官署、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。



(~~~ は放送・無線、→ は警報のみ、-> は津波の場合又は必要に応じ通報)

- (注) ア 府県予報区担当官署及び分担気象官署
 稚内、旭川、札幌、網走、釧路、室蘭、函館(府県予報区担当官署)、帯広(分担気象官署)
 イ 北海道開発局、開発建設部
 (札幌、函館、小樽、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭、帯広、釧路)
 ウ 北海道(危機対策課)、総合振興局又は振興局(地域政策課)
 エ 東日本電信電話株式会社(仙台センタ)、西日本電信電話株式会社(大阪センタ)
 オ NHK放送局
 札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
 カ 海上保安官署
 第一管区海上保安本部
 小樽、留萌、稚内、函館、室蘭、釧路、根室、紋別(保安部)
 江差、瀬棚、苫小牧、浦河、広尾、羅臼、網走(保安署)
 キ 北海道警察本部(札幌)
 函館、旭川、釧路、北見(方面本部)
 ク 陸上自衛隊
 気象官署が伝達可能な自衛隊各部隊
 ケ 報道機関
 各放送局、各新聞社、通信社

2 海上警報

(1) 種類

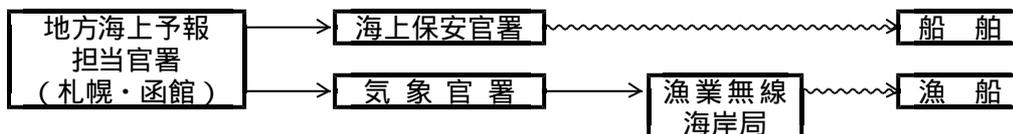
船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33Kt)の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40Kt)及び9(41~47Kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10(48~55Kt)以上の場合(熱帯低気圧により風力階級12(64Kt)~の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじょ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例: 海上着氷警報)

(2) 伝 達

伝達系統は次図のとおりである。



(~~~ は放送・無線)

(注)・海上保安官署

第一管区海上保安本部 運用司令センター

・気象官署

札幌、稚内、旭川、網走、釧路、函館、室蘭

・漁業無線海岸局(17局)

稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留、根室、釧路、日高、岩内、余市、小樽、
新星マリン、北るもい、増毛

3 水防活動用気象警報及び注意報

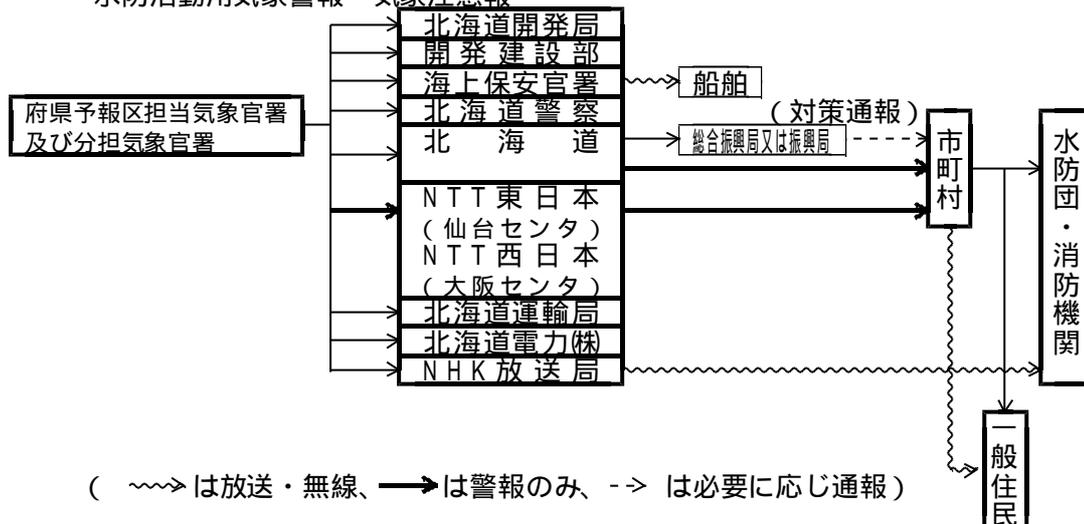
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(2) 伝達

水防活動用気象警報・気象注意報



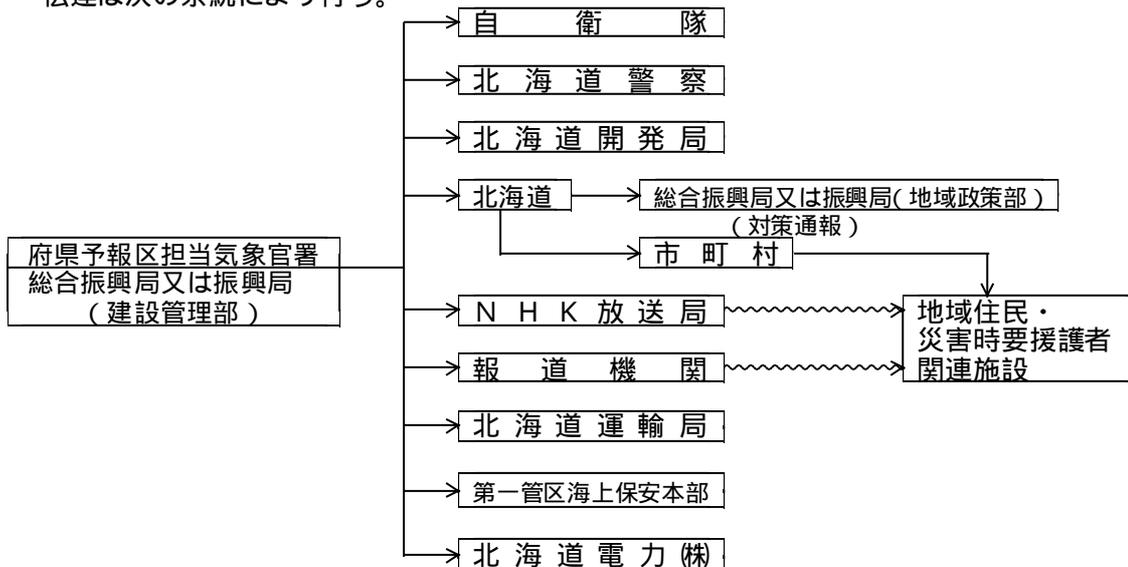
(~~~> は放送・無線、——> は警報のみ、- -> は必要に応じ通報)

但し、気象官署の法定伝達機関は、開発建設部、北海道、NTT東日本・西日本である。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、総合振興局又は振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

伝達は次の系統により行う。



5 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。

(1) 指定河川及び担当

ア 北海道開発局

水系名	河川名	担 当
石狩川	石狩川下流、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川、空知川(下流)、雨竜川、当別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、恵岱別川	札幌管区气象台、札幌開発建設部
	石狩川上流、忠別川、美瑛川、牛朱別川	旭川地方气象台、旭川開発建設部
	空知川(上流)	旭川地方气象台、札幌開発建設部
天塩川	天塩川、雄信内川、問寒別川、剣淵川	旭川・稚内地方气象台、旭川・留萌開発建設部
	名寄川	旭川地方气象台、旭川開発建設部
留萌川	留萌川	旭川地方气象台、留萌開発建設部
常呂川	常呂川、無加川	網走地方气象台、網走開発建設部
十勝川	十勝川、利別川、札内川、音更川、帯広川	釧路地方气象台、帯広開発建設部
鷓川	鷓川	室蘭地方气象台、室蘭開発建設部
渚滑川	渚滑川	網走地方气象台、網走開発建設部
網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台、網走開発建設部
後志利別川	後志利別川	函館海洋气象台、函館開発建設部
沙流川	沙流川	室蘭地方气象台、室蘭開発建設部
湧別川	湧別川	網走地方气象台、網走開発建設部
釧路川	釧路川、新釧路川	釧路地方气象台、釧路開発建設部
尻別川	尻別川	札幌管区气象台、小樽開発建設部

イ 北海道

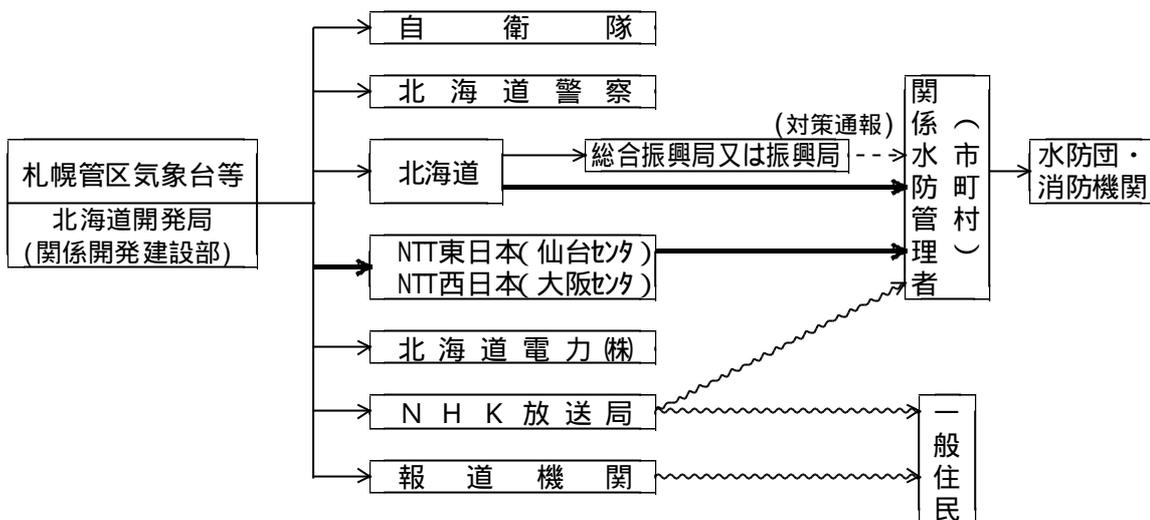
水系名	河川名	担 当
新川	新川	札幌管区气象台、空知総合振興局

(2) 種類及び発表基準

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに発表される。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。

(3) 伝 達

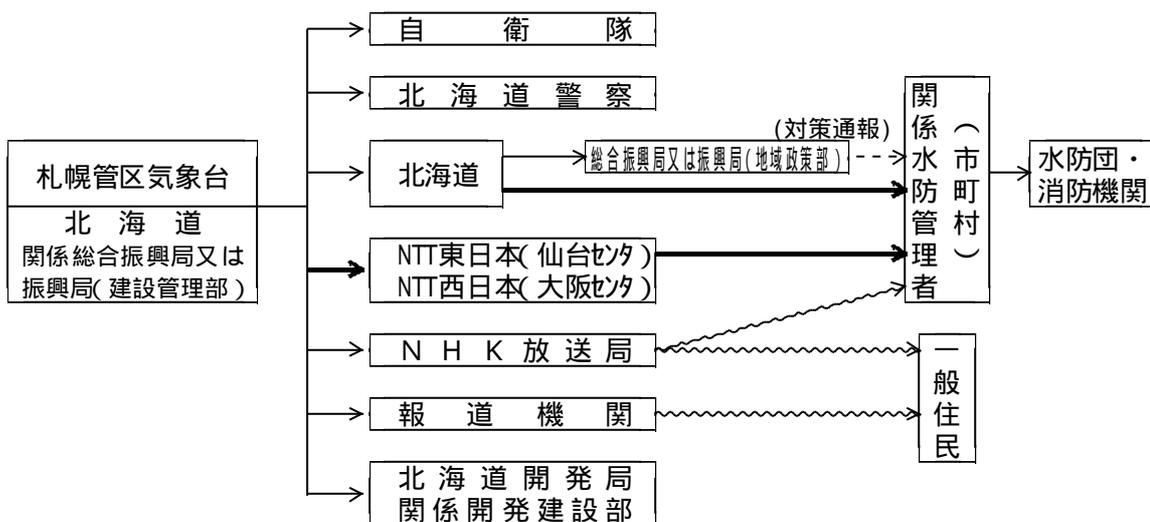
ア 北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合
 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



(~~~> は放送・無線、——> は警報のみ、- -> は必要に応じ通報)

気象官署の法定伝達機関は、北海道、NTT東日本・西日本であるが、NTT東日本・西日本については、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

イ 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合
 (水防法第10条、気象業務法第14条の2第3項)



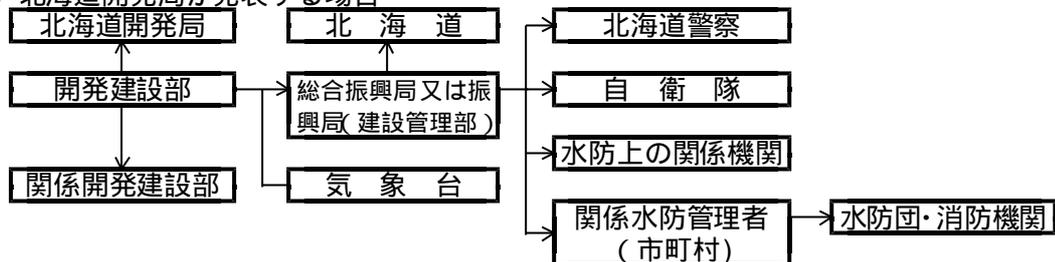
(~~~> は放送・無線、——> は警報のみ、- -> は必要に応じ通報)

気象官署の法定伝達機関は、北海道、NTT東日本・西日本であるが、NTT東日本・西日本については、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって指定河川洪水予報の通知に代えている。

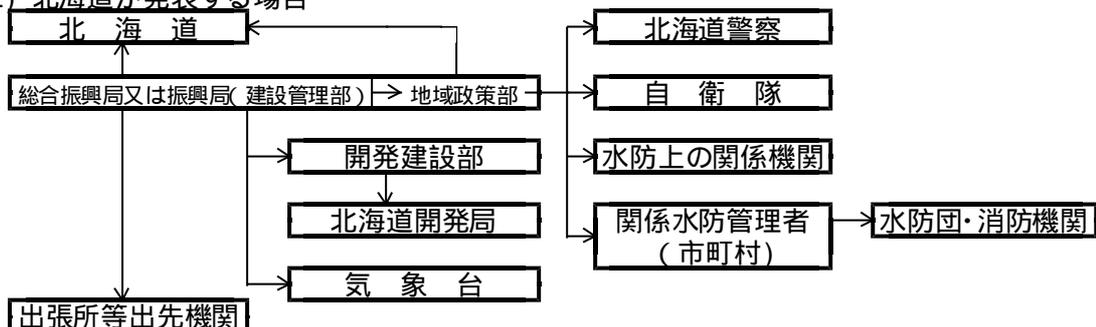
6 水防警報（水防法第16条）

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局または北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。なお、水位周知河川についての水位情報の通知は、水防警報の伝達系統により行う。

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



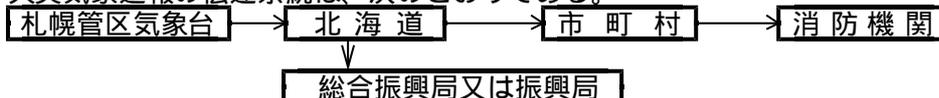
7 火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通報基準

火災気象通報基準は資料編 7 - 2 各地方警報・注意報発表基準（別表6）のとおりである。

8 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第9章第8節（林野火災対策計画）により実施する。

9 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市町村長は、次の気象官署に通報しなければならない。

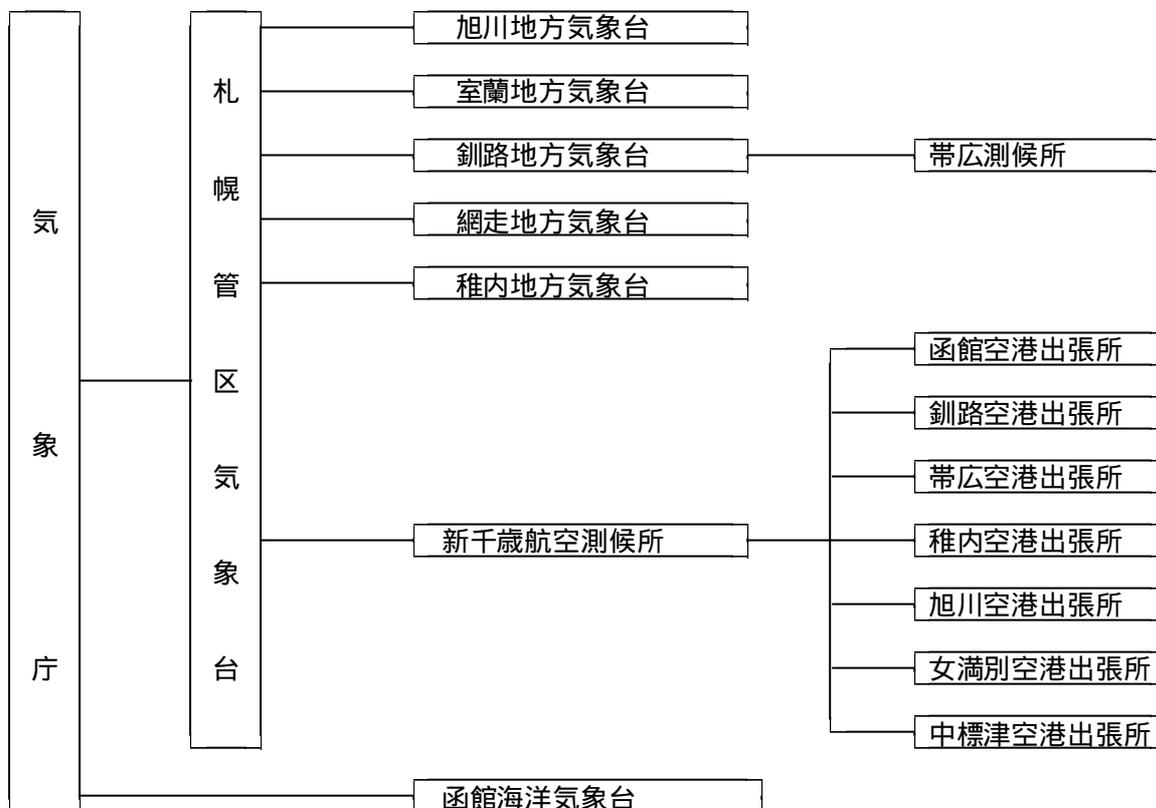
(1) 一般の市町村長の場合

あて先官署名	電話番号	地 域
函館海洋气象台 函館市美原3-4-4	函館（0138） 46-2211 46-2212	渡島総合振興局、 檜山振興局地域管内
室蘭地方气象台 室蘭市山手町2-6-8	室蘭（0143） 22-4249 22-3227	胆振総合振興局、 日高振興局地域管内
札幌管区气象台 札幌市中央区北2条西18丁目2	札幌（011） 611-0170 611-6124 611-6125	石狩振興局、 空知総合振興局、 後志総合振興局地域管内
旭川地方气象台 旭川市宮前通東4115番31	旭川（0166） 32-6368 32-7101	上川総合振興局、 留萌振興局地域管内
稚内地方气象台 稚内市開運2-2-1	稚内（0162） 23-2678 23-6016	宗谷総合振興局地域管内
網走地方气象台 網走市台町2-1-6	網走（0152） 43-4348 43-4349	オホーツク総合振興局地 域管内
帯広測候所 帯広市東4条南9丁目2-1	帯広（0155） 24-4555 25-2334	十勝総合振興局地域管内
釧路地方气象台 釧路市幸町10丁目3	釧路（0154） 31-5146 31-5110	釧路総合振興局、 根室振興局地域管内

第4 気象官署の組織等

1 気象官署

道内には、札幌管区気象台のほか16ヶ所の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。



2 観測所

気象庁は、気象官署（特別地域気象観測所を含む）による観測網では補足できない中規模現象を常時監視する目的で、自動観測通報システムをもつ観測所、沿岸潮汐のための観測施設などを全国に配置しているが、本道におけるこれら観測施設の種類及び内容は、次のとおりである。

種類	内 容
地域気象観測所	気温、風向、降水量、日照時間、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内173箇所（気象官署、特別地域気象観測所を含む）に配置している。
地域雨量観測所	降水量、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内の52箇所に配置している。
検潮所	潮汐を検潮儀により観測する施設で道内6箇所（稚内、網走、釧路、花咲、函館、小樽）に配置している。

第4章 予防計画

第4章 予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者(指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者)がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

災害の発生が予想される地域については、次の「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき総合的な調査を行い、その結果をもとに道、市町村及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

災害危険区域現地調査実施要領【参考】

1 目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等危険地域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険渓流

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況との関連

(4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取り扱い

(1) 総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後すみやかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

第1 現況

本道の河川数は、石狩川、天塩川、十勝川の三大河川をはじめ2,000を超えている。

このうち、特に水防上警戒を要する区域は、「災害危険区域現地調査要領」に基づき平成19年度に実施した調査では、約3,000箇所となっている。

第2 予防対策

国、道及び市町村等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第4節「融雪災害予防計画」による。

1 北海道開発局、北海道、市町村

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

2 北海道開発局、北海道森林管理局、北海道

(1) 集中豪雨などによる土砂の流出・崩壊の防止や洪水の緩和などの働きがある森林の機能を高度に発揮するため、森林法に基づく保安林の指定を促進し、適正な管理を進めるとともに、治山事業を推進するものとする。

(2) 水系における土砂生産を抑制し河川の安定を期するため、砂防ダム建設等の砂防事業を推進するものとする。

3 北海道開発局、北海道

北海道開発局及び道は、水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

4 ダム管理者

ダムゲートの操作に当たっては、常時、上・下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、当該ダムのダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行うものとする。

5 市町村

(1) 気象等警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

(3) 市町村地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した北海道水防計画の定めるところによる。

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

国、道及び市町村等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 北海道森林管理局、北海道

海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

2 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3 北海道、市町村

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

4 市町村、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市町村は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、次に掲げる「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生予防箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれ発生予防箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2 雪害情報の連絡体制を確立すること。

3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4 積雪における消防体制を確立すること。

5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1) 食料の供給対策

(2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第4節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、次の「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認められた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒にあたるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4章 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局・振興局協議会の体制

総合振興局・振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第5節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次のとおりである。

第1 海岸の現況

本道の海岸延長は、約3,100kmで、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は約1,756kmである。

本道における高波、高潮、津波等危険区域は、「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき平成19年度に実施した調査では、約880箇所となっている。

第2 予防対策

国、道及び市町村は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 北海道開発局、北海道、港湾管理者

高波、高潮による災害予防施設として、防潮堤、防潮護岸等の海岸保全施設事業を推進するものとする。

また、防潮扉、水門等管理者は適切に管理をするとともに、高波、高潮発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

2 北海道

高波、高潮の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門等の河川事業を推進するものとする。

3 港湾管理者及び漁港管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

4 市町村

(1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、市町村計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第6節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

- 1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

(H24.1.31現在)

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	640	623
土石流	151	80
地すべり	0	0
指定箇所数 計	791	703

- 2 第4章予防計画に基づく、災害危険区域現地調査要領による危険区域等は次のとおり。

(H24.1.31現在)

区 分	箇所数
急傾斜地崩壊危険区域	552
地すべり防止区域	209
砂防指定地	1,470
山地災害危険地区	23,464

第2 予防対策

道及び市町村は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水及び河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行うとともに、北海道及び市町村へ情報提供を行う。

1 北海道

- (1) 土砂災害防止法において、「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。）、若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）（以下「急傾斜地の崩壊等」）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。

- (2) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。

- (3) 市町村の長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市町村地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。
- (4) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。
- (5) 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。
- (6) 気象庁と共同して大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村等に伝達するものとする。
- (7) 重大な土砂災害（地すべり）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市町村長が避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

2 市町村

- (1) 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、災害時要援護者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市町村地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告が行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による

土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

なお、地すべり防止工事は、森林法第25条第1項、同法第25条の2第1項、又は同法第41条の規定により、保安林又は保安施設地区(これに準ずべき森林又は原野、その他の土地を含む。)に指定された土地に存する地すべり区域においては、森林法に基づく森林整備保全事業計画により、計画的に実施するものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(自主避難等)などの周知・啓発を図る。

2 かけ崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、かけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、かけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおりかけ崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(かけ崩れ)防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市町村に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工するものとする。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局、北海道

(ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

(イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

(ウ) 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 市町村

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市町村計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

ウ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 市町村に対し危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供について指導するものとする。

ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

エ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(3) 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第7節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

第1 建築物防災の現状

本道においても、人口、産業の都市への集中がみられ、都市における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

第2 予防対策

道及び市町村が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

1 北海道

(1) 市町村が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘察し、市町村に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

(2) 低層過密の市街地を再開発し、建築物の不燃化、都市空間の確保等により都市防火を図るため、市街地再開発事業を促進する。

なお、この際、市町村等市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

(3) 本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、これら木造建築物について延焼のおそれある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図るものとする。

2 市町村

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第3 がけ地に近接する建築物の防災対策

道及び市町村は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第8節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 市町村消防計画の充実

市町村は、消防の任務を遂行するため、当該市町村区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう市町村消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防ぎょ対策

市町村の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

各市町村は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

各市町村は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

北海道及び市町村は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地市町村において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第30節「広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

【参考】 応援協定の状況

- ・北海道広域消防相互応援協定
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- ・大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

第9節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

道及び市町村は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 市町村は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、市町村長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

2 道は、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省総合生産局長と協議の上、米穀の確保に努めるほか、食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

3 道及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

道及び市町村は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市町村は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

道及び市町村は、防災資機材倉庫の整備に努める。

(参考)資料編5 - 5 道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫一覧

別記

災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」抄)

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農林水産省生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4 - 20）により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

様式4 - 20 売買契約書については、資料編9 - 10参照

（参考）

資料編8 - 2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第10節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

- 1 市町村は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- 2 建築物が密集する市街地が広範囲にわたり所在する市町村は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。
また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとし、整備に当たっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の利用に十分配慮する。
- 3 広域避難場所の選定要件
 - (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地など空間を充分確保できること。
 - (2) 崖崩れや浸水などの危険のないこと。
 - (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

第2 避難所の確保及び管理

市町村は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。

また、火山など影響範囲の大きい災害については、当該市町村の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

- 1 避難所等の選定要件
 - (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
 - (2) 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。
 - (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
 - (4) 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。
 - (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
 - (6) その他被災者が生活する上で当該市町村が適当と認める場所であること。
- 2 避難所の管理
 - (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
 - (2) 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
 - (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第3 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

避難場所の指定を行った市町村は、住民及び学校や公民館などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- 1 避難場所等の周知

避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

 - (1) 避難場所の名称、所在地
 - (2) 避難対象世帯、施設等の地区割り
 - (3) 避難場所への経路及び手段
 - (4) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

(1) 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法(学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法)など

(2) 避難時における知識

安全の確保、移動手手段、携行品など

(3) 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

第4 市町村等の避難計画

市町村等は、住民、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難支援計画を作成する。

また、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報(以下「避難準備情報」という。)等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂 災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成することが望ましい。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

1 市町村の避難計画

市町村の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

(参考「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(北海道作成)資料編9-8及び9-9)

(2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 避難場所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

ア 給水、給食措置

イ 毛布、寝具等の支給

ウ 衣料、日用必需品の支給

エ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難場所の管理に関する事項

ア 避難中の秩序保持

イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 防災行政無線等による周知

イ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知

ウ 避難誘導者による現地広報

エ 住民組織を通じた広報

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

第11節 災害時要援護者対策計画

災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。

このため、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた災害時要援護者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から災害時要援護者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、寝たきりの高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市町村と連携して啓発等を行うなど、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市町村等と協力して自主防組織を中心とした災害時要援護者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 福祉避難所の指定促進

災害発生時に災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における福祉避難所の指定促進を支援する。

2 市町村の対策

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

(1) 災害時要援護者の実態把握

市町村は、災害時要援護者について名簿を作成するなど、予めその実態を把握しておく。

(2) 緊急連絡体制の整備

市町村は、地域ぐるみの協力のもとに、災害時要援護者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 避難体制の確立

市町村は、災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、援助者を定めておく。

また、市町村は、避難所や福祉避難所、避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる災害時要援護者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 援助活動

道及び市町村は、災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 道の対策

道は、災害時要援護者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に市町村において福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

2 市町村の対策

(1) 災害時要援護者の確認・早期発見

市町村は、災害発生後、直ちに把握している災害時要援護者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

市町村は、災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

市町村は、応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

市町村は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

市町村は、救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第3 外国人に対する対策

道及び市町村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要援護者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

1 多言語による広報の充実

2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・ 連絡をとる防災関係機関
- ・ 防災関係機関との連絡のための手段
- ・ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市町村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市町村長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者や障がい者等で自力で避難することか困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」（第4章第3節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 北海道

(1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察

(1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 災害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施するものとする。

3 市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。

(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあっては、市町村計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

第 5 章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

第1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- 1 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

- 2 道、市町村及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。(参考 資料編8-2 帰宅支援に関する協定)

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク(防災回線)、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集、伝達を行う。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIP化などに努めるものとする。

1 道防災会議の災害情報等収集及び連絡

(1) 道防災会議構成機関

道防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、別表に定める災害情報等連絡系統図により、道防災会議会長に報告するものとする。

また、災害の規模により情報の収集、交換を行うため必要があるときは、道防災会議情報連絡部規程に定めるところに基づき情報連絡部を置くものとする。

(2) 道防災会議情報連絡部

情報連絡部は、道防災会議構成機関相互間の密接な連絡を図り、災害応急対策を迅速かつ、的確に行うため、会長の招集に応じ、当該災害に関する情報の収集及び関係機関相互の情報交換を次項により行うものとする。

ア 組織及び部員の執務

情報連絡部の組織及び部員の執務については、道防災会議情報連絡部規程によるものとする。

イ 招集の時期及び運営等

情報連絡部の招集の時期及び運営等については、道防災会議情報連絡部運営要綱に定めるところによる。

ウ 災害情報等の提供及び協力

防災関係機関は、情報の齟齬を来さないよう情報連絡部を中心として、その所掌事務に関連して確認した情報は、必要の都度提供し、意見の開陳その他必要な協力を行うものとする。

(3) 総合振興局又は振興局協議会構成機関

総合振興局又は振興局協議会構成機関の災害情報等の収集及び連絡は、(1)に準じ当該総合振興局又は振興局協議会長が行うものとする。

- (4) 災害情報等連絡体制の整備
道防災会議構成機関は、情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象予報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め道防災会議会長に報告するものとし、情報に関し必要とする資料その他の提供を積極的に防災会議に行うものとする。
- 2 市町村の災害情報等収集及び連絡
- (1) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。
また、所管総合振興局長又は振興局長は、大規模災害が発生した場合等において、必要と認めるときは、市町村に連絡員等を派遣するなど、災害情報等の収集に努めることとする。
- (2) 市町村長は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。
- 3 災害等の内容及び通報の時期
- (1) 道災害対策本部(連絡本部)設置
ア 道災害対策本部(連絡本部)を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、市町村及び防災関係機関へ通報する。
イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたとき(市町村及び防災関係機関が設置した場合を含む。)は、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 道への通報
市町村及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道(危機対策課)に通報する。
ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
イ 災害対策本部等の設置・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
エ 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき
- (3) 国への報告
ア 道は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、災害の全般的な状況について、次の基準により、国(消防庁経由)に逐次報告する。
(ア) 道において災害対策本部を設置した災害
(イ) 災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等から、特に必要があると認められる程度の災害
(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害
イ 道は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の国(消防庁経由)への報告に努める。
- (4) 市町村の通報
ア 市町村は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
イ 市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、総合振興局長又は振興局長及び市町村長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、市町村長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市町村長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

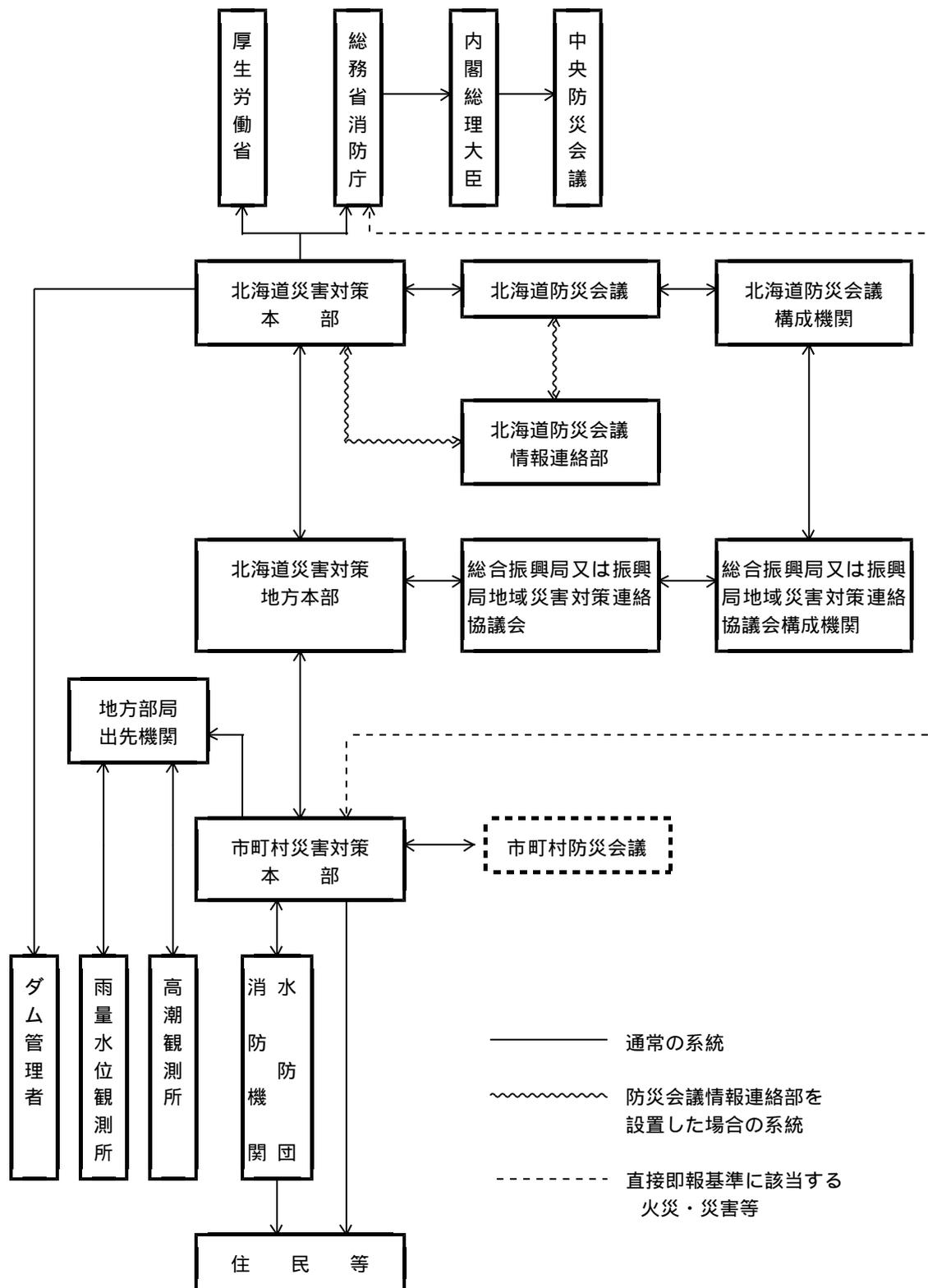
被害状況等の報告

区分 回線	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
北海道総合行政 情報ネットワーク （道防災無線）	市町村、道出先機関は衛星 専用電話機（FAX）より 6-048-500-7527 6-048-500-7537（FAX） 本庁・（総合）振興局は内線 電話機（FAX）より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537（FAX）	市町村、道出先機関は衛星 専用電話機（FAX）より 6-048-500-7782 6-048-500-7789（FAX） 本庁・（総合）振興局は内線 電話機（FAX）より 1-6-048-500-7527 1-6-048-500-7537（FAX）

（注）北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

別表

災害情報等連絡系統図



災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所			
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因
気 象 等 の 状 況	雨 量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風 速		
	そ の 他		
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 (飲料水)		
	電 気 そ の 他		
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称)	月 日 時 分設置	
	(設置日時)		
(2)災害救助法の適用状況	(名 称)	月 日 時 分設置	
	(設置日時)		
	地区名		
(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況					
(6) 応急対策出動人員		(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告(速報 中間 最終)

				月 日 時現在						
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因						
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時	月 日 時 分				
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)			
人的被害	死者	人	個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	土	河 川	箇所				
	行方不明	人			道	海 岸	箇所			
	重 傷	人			工事	砂防設備	箇所			
	軽 傷	人				地すべり	箇所			
計	人	急傾斜地			箇所					
住家被害	全 壊	棟			木	道 路	箇所			
		世帯				橋 梁	箇所			
	半 壊	棟				小 計	箇所			
		世帯				市町村工事	河 川	箇所		
	人	道 路					箇所			
	一部破損	棟		橋 梁			箇所			
	床上浸水	棟				小 計	箇所			
		世帯				水	港 湾	箇所		
		人					漁 港	箇所		
		床下浸水					棟	下 水 道	箇所	
世帯	公 園		箇所							
計	棟		崖くずれ	箇所						
	世帯		計	箇所						
	人		漁	沈没流出	隻					
非住家被害	全壊	破 損		隻						
		公共建物		棟	計	隻				
半壊	公共建物	棟		産	漁港施設	箇所				
	その他	棟	共同利用施設		箇所					
計	公共建物	棟	その他施設		箇所					
	その他	棟	漁具(網)		件					
農業被害	農地	田		林	流失・埋没等	ha	林地	箇所		
						ha		治山施設	箇所	
		畑			流失・埋没等	ha	林 道	箇所		
						ha	林 産 物	箇所		
	農作物	田			ha	その他	箇所			
		畑			ha	小 計	箇所			
	被害	農業用施設			箇所	一般	有林	林地	箇所	
		共同利用施設			箇所			治山施設	箇所	
営農施設		箇所	林 道	箇所						
畜産被害		箇所	林 産 物	箇所						
その他	箇所	その他	箇所							
計			小 計	箇所						

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
衛生被害	水道	箇所		社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	社会福祉施設等	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	被害	計	箇所	
		し尿処理	箇所	その他	鉄道不通	箇所	-
	火葬場	箇所	鉄道施設		箇所		
計	箇所	被害船舶(漁船除く)	隻				
商工被害	商業	件	空 港		箇所		
	工業	件	水 道		戸	-	
	その他	件	電 話		回線	-	
計	件		電 気	戸	-		
公立文教施設被害	小学校	箇所	ガ ス	戸	-		
	中学校	箇所	ブロック塀等	箇所	-		
	高校	箇所	都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所	被害総額				
公共施設被害市町村数	団体		火災	建 物	件		
り災世帯数	世帯			発生	危 険 物	件	
り災者数	人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料（別葉で報告）							
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因） 個人情報につき取扱い注意 応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名			平成 年 月 日 時現在															
総合振興局又は振興局																		
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)										
人的被害	死者	人	個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告		土	河川	箇所											
	行方不明	人				道	海岸	箇所										
	重傷	人					砂防設備	箇所										
	軽傷	人				地すべり	箇所											
	計	人				急傾斜地	箇所											
住家被害	全壊	棟		木		道路	箇所											
		世帯				橋梁	箇所											
		人				小計	箇所											
	半壊	棟				市町村工事	河川	箇所										
		世帯					道路	箇所										
		人			橋梁		箇所											
	一部破損	棟			小計	小計	箇所											
		世帯				港湾	箇所											
	床上浸水	棟			害	漁港	箇所											
		世帯				下水道	箇所											
人		公園	箇所															
床下浸水		棟	崖くずれ	箇所														
		世帯	計	箇所														
人		水	漁船	沈没流出		隻												
計	破損		隻															
	世帯		計	隻														
非住家被害	全壊	公共建物	産	被	害	漁港施設	箇所											
		棟				共同利用施設	箇所											
	その他	棟				その他施設	箇所											
	半壊	公共建物				漁具(網)	件											
		棟				水産製品	件											
計	公共建物	その他	件															
	棟	計																
農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	林	業	被	害	有	林	林地	箇所						
			冠水	ha							治山施設	箇所						
		畑	流出・埋没	ha							林地	箇所						
			冠水	ha							林産物	箇所						
	農作物	田	ha	その他							箇所							
		畑	ha	小計							箇所							
	農業用施設	箇所		一般							民	有	林	林地	箇所			
		共同利用施設												箇所	治山施設	箇所		
		営農施設												箇所	林地	箇所		
		畜産被害												箇所	林産物	箇所		
		その他												箇所	その他	箇所		
	計		小計	箇所														
	計		計	箇所														

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
衛生被害	水 道	箇所		社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所	社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所	
		し尿処理	箇所				
	火 葬 場	箇所		その他	鉄道不通	箇所	-
	計	箇所			鉄道施設	箇所	
商工被害	商 業	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
	工 業	件			空 港	箇所	
	そ の 他	件			水 道	戸	-
	計	件			電 話	回線	-
公立文教施設被害	小 学 校	箇所			電 気	戸	-
	中 学 校	箇所		ガ ス	戸	-	
	高 校	箇所		ブロック塀等	箇所	-	
	その他文教施設	箇所		都市施設	箇所		
	計	箇所		被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災発生	建 物	件	
り災世帯数			世帯		危 険 物	件	
り災者数			人		そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料（別葉で報告） 災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因） 個人情報につき取扱い注意 応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

被害区分		判 断 基 準
人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	土木被害	河 川
海 岸		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
砂防設備		砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。	

第3 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用して行うものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

(3) 非常・緊急通話の利用方法

102番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

イ 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

ウ 通話先の電話番号を告げる。

エ 通話内容を告げる。

NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（ の8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体の機関（ の表及び本表1～4(2)に掲げるものを除く）相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

イ 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

ウ 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局及び開発建設部を経て行う。
- (2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信
第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経て行う。
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- (4) 警察電話による通信
警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。
- (5) 警察無線電話装置による通信
北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局及び振興局、又は市町村等を経て行う。
- (7) 鉄道電話による通信
鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。
- (8) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。
- (9) 東日本電信電話(株)の設備による通信
東日本電信電話(株)が防災関係機関(市町村等)に設置している孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)を経て行う。
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記1号から9号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

上記1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、臨機の措置を講ずるものとする。

5 報道の要請

(1) 放送

知事は、基本法第55条に基づき、札幌管区气象台及び北海道開発局から災害に関する予報及び警報を受けたとき、又は予想される災害に対してとるべき措置について、緊急に関係地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他関係者に対し、通知、要請、伝達、警告を要するときは、道があらかじめ次の放送機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」(資料編8 - 2 参照)により放送を求めるものとする。

- ア 日本放送協会北海道管内担当札幌放送局
- イ 北海道放送株式会社
- ウ 札幌テレビ放送株式会社
- エ 北海道テレビ放送株式会社
- オ 北海道文化放送株式会社
- カ 株式会社テレビ北海道
- キ 株式会社エフエム北海道
- ク 株式会社エフエム・ノースウエーブ
- ケ 株式会社S T Vラジオ

(2) 新聞

北海道知事又は北海道公安委員会は、災害時等における災害応急対策についての広報を行うに当たり必要な場合は、あらかじめ次の新聞各社と締結した「災害時等における報道要請に関する協定」(資料編8-2参照)により報道を求めるものとする。

- ア 北海道新聞社
- イ 朝日新聞北海道支社
- ウ 毎日新聞北海道支社
- エ 読売新聞東京本社北海道支社
- オ 日本経済新聞社札幌支社
- カ 産業経済新聞社札幌支局
- キ 共同通信社札幌支社
- ク 時事通信社札幌支社
- ケ 日刊工業新聞社札幌支局
- コ 宗谷新聞社
- サ 留萌新聞社
- シ 根室新聞社
- ス 釧路新聞社
- セ 十勝毎日新聞社
- ソ 名寄新聞社
- タ 苫小牧民報社
- チ 室蘭民報社
- ツ 日高報知新聞社
- テ 北海民友新聞社
- ト 日本工業新聞社北海道支局
- ナ 函館新聞社
- ニ 網走タイムス社

第2節 災害広報計画

災害時には、被災地住民をはじめとして道民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

道、市町村及び防災関係機関が行う災害広報は、本計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の発表及び広報の方法

1 道の広報

(1) 報道機関に対する情報発表等の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

(ア) 災害の種別(名称)及び発生年月日

(イ) 災害発生の場所又は被害激甚地域

(ウ) 被害状況

- ・ 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
- ・ 火災状況(発生箇所、避難等)
- ・ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- ・ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- ・ その他判明したり災地の情報(二次災害の危険性等)

(エ) 救助法適用市町村名

(オ) 応急、恒久対策の状況

- ・ 避難について(避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等)
- ・ 医療救護所の開設状況
- ・ 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- ・ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

(カ) 災害対策(連絡)本部の設置又は廃止

(キ) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

イ 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

(2) 住民に対する広報の方法

あらゆる広報媒体(ラジオ、テレビ、有線放送、新聞、広報車両・郵便局・インターネット、防災行政無線等)を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

また、高齢者、障がい者等災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を道民に広報するとともに、道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

4 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第3節 応急措置実施計画

災害時において、知事及び市町村長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 応急措置

1 実施責任者

- (1) 道知事
- (2) 警察官及び海上保安官
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5) 市町村長等
- (6) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有するもの

2 道の実施する応急措置

道の区域に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、関係法令及び計画の定めるところに基づき、その所掌事務について、速やかに、応急措置を実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

この場合、必要に応じ、知事は、道の委員会及び関係機関等に応急措置の実施を要求するとともに、他の都府県の応援等を求めることができるものとする。

(1) 知事の従事命令等

ア 知事は災害が発生した場合で救助法の適用に至らない場合においては、基本法第71条の規定に基づき、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し(以下「従事命令等」という。)、施設、土地、家屋、若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、またはその職員に施設、土地、家屋、若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができるものとする。

この場合、当該施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は別表第6号様式に定める証票を携帯しなければならないものとする。

イ 従事命令

知事が従事命令を出し業務に従事させることのできる者の範囲は次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- (カ) 鉄道事業者及びその従業者
- (キ) 軌道経営者及びその従業者
- (ク) 自動車運送業者及びその従業者
- (ケ) 船舶運送業者及びその従業者
- (コ) 港湾運送業者及びその従業者

ウ 協力命令

知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、現場の救助を要する者及び近隣の者を、その業務に協力させることができるものとする。

エ 保管命令等(使用、収用、保管)

知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、命令をもって、病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管を命じ、また物資を収用することができるものとする。

オ 従事命令等の実施

知事は、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、別表第1号様式から別表第5号様式に定める公用令書等を交付して行うものとする。

- (2) 従事命令等にもなう損失補償等
- ア 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生ずる損失を補償するものとする。
 - イ 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、第5章第35節の救助が適用された場合の例によるものとする。
 - ウ 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例」(昭和38年12月25日北海道条例第56号)により行うものとする。
- (3) 市町村に対する指示
- 知事は市町村の実施する応急措置が、的確かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要と認めるときは、市町村長に対し応急措置の実施について必要な指示をし、また他の市町村長に応援すべきことを指示するものとする。
- (4) 市町村の実施する応急措置の代行
- 知事は災害が発生した場合、当該災害により市町村が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第73条の規定に基づき当該市町村長の実施する応急措置の全部又は一部を、当該市町村長に代って実施するものとする。
- ア 警戒区域の設定(基本法第63条第1項)
 - イ 応急公用負担の実施(基本法第64条第1項)
 - ウ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第2項)
 - エ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(基本法第65条第1項)
- (5) 通信設備の優先使用
- 知事は応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別に必要なときは、第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところにより、電気通信業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または、有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができるものとする。
- 3 道委員会等の実施する応急措置
- 道委員会は、知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施するとともに、防災関係機関は、法令又は、本計画の定めるところにより、それぞれ応急措置を実施するものとする。
- 4 市町村の実施する応急措置
- 市町村長、水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者は、法令及び市町村計画に定めるところにより所要の措置を講ずるものとし、また市町村長は必要により、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施するものとする。

別表第1号様式

従事第号 公 用 令 書 住所 氏名 従事 災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力 平成 年 月 日 処分権者 北海道知事 印												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">従事すべき業務</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき期間</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき日時</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第2号様式

保管第号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。 平成 年 月 日 処分権者 北海道知事 印																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 2px;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">数 量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考															
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第3号様式

管 理 第 号		公 用 令 書					
						住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり						土地 家屋 施設 物資	管理 使用 する。 収用
平成 年 月 日						処分権者 北海道知事	印
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第4号様式

変 更 第 号		公 用 変 更 令 書					
						住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分 を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
平成 年 月 日						処分権者 北海道知事	印
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表第5様式

<p>取 消 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる 処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 北海道知事 印</p>

別表第6様式

No.	防 災 立 入 検 査 票	
所属 職名 氏名	年 月 日 生	6cm
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものである ことを証明する。		
平成 年 月 日 交付	北海道知事 印 交付責任者 印	
9cm		

(裏)

<p style="font-weight: bold;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還 しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なけれ ばならない。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)くずれ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、市町村長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難準備(災害時要援護者避難)情報を必要に応じて伝達する。

1 市町村長(基本法第60条、水防法第29条)

(1) 市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの勧告(指示)、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長に報告する(避難解除の場合も同様とする。)

また、立退指示等ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。

(2) 市町村長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

(3) 水防管理者が、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

(4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

2 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

(1) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断される場合は、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、市町村長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市町村長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により市町村長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

(3) 総合振興局長又は振興局長は、市町村長から避難のための立退勧告、指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市町村長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

3 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官又は海上保安官は、1の(1)により市町村長から要請があったとき、又は市町村長が立退指示ができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに市町村長に通知するものとする。

災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡及び協力

1 連絡

知事(総合振興局長又は振興局長)、市町村長、北海道警察本部長(警察署長)及び第一管区海上保安本部長(海上保安部署長)は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、又は指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 協力、援助

(1) 北海道警察

警察署長は、市町村長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

第3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

避難実施責任者は、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

- 1 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、市町村の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、市町村の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

(1) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、市町村において車両、船艇等によって行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市町村において措置できないときは、市町村は道に対し応援を求めて実施する。

道は、前記要請を受けたときは、関係機関に救援を要請する等適切な方法により措置する。

第5 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、市町村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第6 避難所の開設

- 1 市町村は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 2 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第7 避難所の運営

- 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- 2 市町村は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- 3 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 4 市町村は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 5 道及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 6 道及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第8 警戒区域の設定

1 設定の基準(基本法第63条)

- (1) 市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市町村長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市町村長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
- (2) 市町村長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

3 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長に代わって警戒区域を設定することとする。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市町村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

3 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

4 市町村(消防機関)

市町村(災害救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

市町村及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

2 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

(参考 資料編8-2 救助・救援等に関する協定)

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持するために、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

ア 災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、市町村計画に定める避難先を示すものとする。

イ 住民の避難に当たっては、市町村、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

(3) 広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

(4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第2 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

2 巡視船艇・航空機により警戒区域(基本法第63条)又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第3 北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道公安委員会(北海道警察)

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

3 東京航空局道内各空港事務所

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

4 北海道開発局

一般国道(指定区内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

7 市町村(消防機関)

(1) 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、市町村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

8 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」(資料編8-2)等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

(1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。

2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事(総合振興局長又は振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(総合振興局又は振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したのものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したのものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

- ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両。
- エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 道路延長6,908km

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 道路延長3,560km

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 道路延長243km

(参考 資料編 8 - 2 燃料に関する協定)

第8節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための計画は次に定めるところによる。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる者が実施する。

- 1 北海道運輸局
鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾輸送の調整及び確保を図る。
- 2 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社
鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。
- 3 日本通運株式会社札幌支店
自動車による輸送を実施する。
- 4 東京航空局道内各空港事務所
航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。
- 5 北海道
災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。
- 6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等
北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。
- 7 第一管区海上保安本部
人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速、かつ積極的に実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

- 1 北海道運輸局
 - (1) 陸上輸送
災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずる。
 - (2) 海上輸送
災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要がある港湾輸送又は海上輸送であり、かつ自発的にその業務及び航海を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、貨物の取扱又は輸送を、船舶運航事業者に対して航海を命ずるための必要な措置を講ずる。
- 2 北海道
知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。
その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は海運送事業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。
- 3 運送事業者等
鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により輸送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

4 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

(参考 資料8 - 2 輸送に関する協定)

第9節 食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次のとおりである。

- 第1 実施責任
 - 1 農林水産省生産局
主要食糧の売渡しを実施する。
 - 2 北海道
主要食糧の調達及び供給の決定と調整を図る。
 - 3 市町村
被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。
- 第2 食糧の供給
 - 1 主要食糧
 - (1) 農林水産省生産局長
米穀については、知事からの要請を踏まえて、米穀販売届出事業者等に対して手持ち精米の知事への売却を要請するとともに、必要に応じ政府米を応急用米穀として売却する。
 - (2) 北海道（知事）
市町村長から要請があったときは、農林水産省生産局長と協議の上、応急用米穀を確保し、市町村に供給するものとし、その受領方法等について指示する。
 - (3) 市町村長
 - ア 知事への要請
災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について総合振興局長又は振興局長を通じ知事に要請する。
 - イ 食糧の受領
知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて、政府米販売等業務の受託事業者から食糧を受領し、被災者等に配給する。
 - 2 副食及び調味料
市町村長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。
ただし、市町村において調達が困難な場合、道はこれを調達する。
なお、道は、副食及び調味料を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。
- 第3 食糧輸送計画
食糧の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第8節 輸送計画」及び「第27節 労務供給計画」により措置するものとする。

（参考 資料編 8 - 2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定）

第10節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 市町村

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

市町村は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水) プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

市町村は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 北海道

市町村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

(参考 資料編 8 - 2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定)

第11節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第1 上水道**1 応急復旧**

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道**1 応急復旧**

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第12節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市町村

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市町村長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

また、市町村等の要請に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

市町村長に物資を配分調達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 災害時要援護者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおりとする。

ア 寝具	エ 身の回り品	キ 日用品
イ 外衣	オ 炊事道具	ク 光熱材料
ウ 肌着	カ 食器	

第3 実施の方法

1 市町村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

2 知事は市町村長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

第4 生活必需物資の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等(以下、「関係団体」という。)に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。
また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。
- 3 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。
- 4 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第5 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
 - ・ 毛布
 - ・ 緊急セット
 - ・ 拠点用日用品セット
 - ・ 安眠セット
- 2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄(配分)要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄(配分)要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

(参考 資料編8 - 2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定)

第13節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 市町村

市町村長は、市町村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

（参考 資料編8 - 2 燃料に関する協定）

第14節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 電力施設の状況

- 1 北海道電力株式会社の施設は、次のとおりである。
 - (1) 水力発電設備
 - (2) 火力発電設備
 - (3) 原子力発電設備
 - (4) 変電設備
 - (5) 送電設備
 - (6) 配電設備
 - (7) 通信設備
- 2 電源開発株式会社北海道支店の施設の状況は、次のとおりである。
 - (1) 水力発電設備
 - (2) 送変電設備
 - (3) 通信設備

第2 電力供給区域

北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。

第3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

- 1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。

 - (1) 活動態勢
発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。
 - (2) 情報収集・提供
所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、当該市町村及び道に連絡するものとする。
 - (3) 通信確保
本部（本店） 支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。
なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。
 - (4) 広報
災害による停電及び使用制限に当たっては、停電状況及び復旧見込み等を直接又は報道機関を通じてすみやかにお客さまに周知を図るものとする。
 - (5) 要員の確保
各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。
なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事（総合振興局長又は振興局長）に要請するものとする。
 - (6) 資材等の調達
社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図るものとする。
なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保につとめるものとする。

2 電源開発株式会社北海道支店

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第15節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 道内のガス会社の名称、所在地、供給区域

道内のガス会社の名称、所在地、供給区域は、次のとおりである。

ガス会社名	所在地	供給区域
北海道ガス株式会社	札幌市中央区大通西7丁目3-1	札幌市・石狩市・北広島市の一部
〃 小樽支店	小樽市入船4丁目33番1号	小樽市の一部
〃 函館支店	函館市万代町8番1号	函館市・北斗市の一部
〃 千歳支店	千歳市清水町1丁目1番1号	千歳市・恵庭市の一部
〃 北見支店	北見市北7条東1丁目1番地	北見市の一部
旭川ガス株式会社	旭川市4条通16丁目左6号	旭川市・東神楽町の一部
〃 江別支社	江別市野幌末広町38番地2	江別市の一部
釧路ガス株式会社	釧路市寿4丁目1番2号	釧路市一円・釧路町の一部
室蘭ガス株式会社	室蘭市日の出町2丁目44番1号	室蘭市・登別市の一部
帯広ガス株式会社	帯広市西9条南8丁目5	帯広市の一部
苫小牧ガス株式会社	苫小牧市末広町2丁目10番19号	苫小牧市の一部
滝川ガス株式会社	滝川市新町3丁目11番5	滝川市の一部
岩見沢ガス株式会社	岩見沢市2条西16-1	岩見沢市の一部
美唄ガス株式会社	美唄市大通東1条南3丁目1番31号	美唄市の一部
長万部町	山越郡長万部町字長万部453番地1	長万部町の一部

第2 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 気象等警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

- イ 製造設備、供給設備
 - ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。
 - (ア) 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じこれの強化を図る。
 - (イ) 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、又道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。
 - (ウ) 電気設備、電話線等の保守
 - (エ) その他設備毎に対策をたてて強化を図る。
- (3) 人員の動員連絡の徹底
 - ア 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出勤し得るよう態勢を確立しておく。
 - イ 社外社(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
 - ウ 道に応援を要請する場合は、道の防災会議と密接な連絡をとるものとする。
- (4) 工具、機動力、資材等の整備確認
 - 予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。
- (5) 宿舍、衛生、食糧等について
 - 宿舍、衛生、食糧、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当って、遺漏のないよう確保すること。
- (6) 火災、中毒事故防止対策
 - 広報車、ピラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。
 - ア 無断ガス工事を禁止する。
 - イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。
 - ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。
- 2 災害発生時の対策
 - 災害発生時には、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第16節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、原則として道又は市町村が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

第2 医療救護活動の実施

1 北海道

- (1) 道は、災害救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (2) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (3) 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (4) 道は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

2 市町村

- (1) 市町村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市町村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等より地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く。)は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
北海道歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会
北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

第3 輸送体制の確保

- 1 救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)
救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。
- 2 重症患者等
重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。
但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第4 医薬品等の確保

- 1 北海道
道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。
- 2 市町村
市町村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

(参考 資料編8 - 2 医療・医薬、医療品、医療機器に関する協定 ・ 燃料に関する協定)

第17節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

2 市町村

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 当該市町村を所管する総合振興局又は振興局の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、知事及び市町村長は、次の班等を編成しておくものとする。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成するものとする。

但し、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 市町村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市町村等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 市町村地区内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

知事は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市町村長に実施させるものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、市町村長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

市町村長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活水の供給

市町村長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市町村長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

市町村長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、市町村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

総合振興局又は振興局の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

総合振興局長又は振興局長は、市町村、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第18節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 北海道

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 市町村

- (1) 被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市町村長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第2項及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行うものとする。

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する総合振興局保健福祉室長等又は振興局地域保健室長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、総合振興局保健福祉室長等又は振興局地域保健室長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

(参考 資料編8 - 2 災害廃棄物の処理に関する協定)

第19節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任**1 北海道**

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

2 市町村

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 飼養動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第20節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 北海道・市町村

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市町村長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
- ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。
- 3 教職員の確保
- 道教育委員会及び市町村教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。
- 4 授業料等の減免、修学制度の活用援助
- 高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
 - (2) 財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知
- 5 学校給食等の措置
- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
 - (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
 - (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。
- 6 衛生管理対策
- 学校が災害者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。
- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
 - (2) 校舎の一部に災害者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔離すること。
 - (3) 収容施設として使用が終了したときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
 - (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第21節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 市町村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市町村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

市町村長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設戸数(借上げを含む。)

道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2~6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市町村長に委任する。

(7) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

- 1 市町村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、市町村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(参考 資料編8 - 2 住宅の支援に関する協定)

第2.2節 被災宅地安全対策計画

市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

市町村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は市町村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

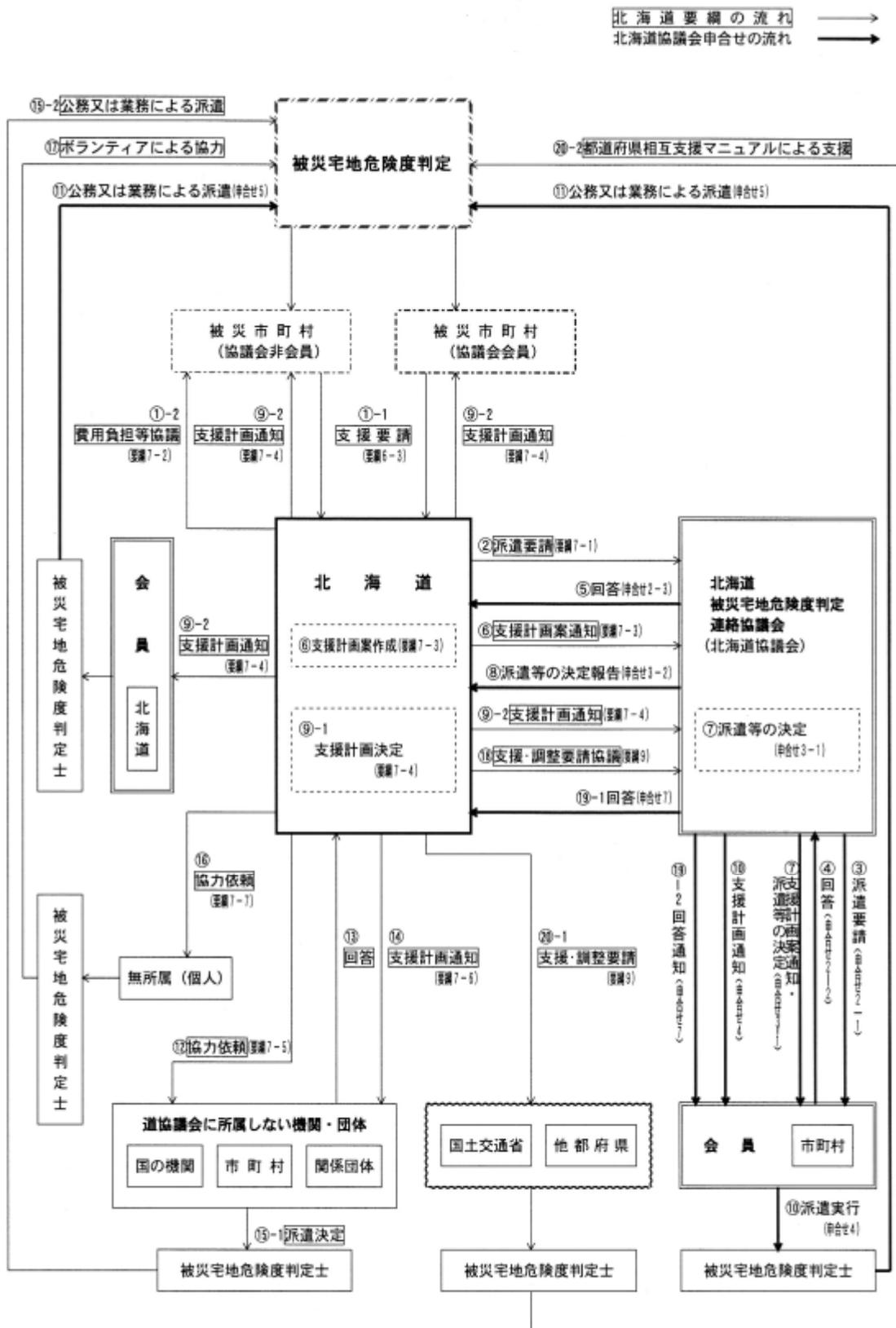
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

道及び市町村は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 道と市町村は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 市町村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第23節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

市町村長

(救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

警察官

海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

市町村長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 死体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 死体の一時保存(市町村)

ウ 検案

エ 死体見分(警察官、海上保安官)

3 死体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体。

(2) 埋葬の方法

ア 市町村長は、死体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当っては土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が市町村において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

(参考 資料編 8 - 2 葬祭の支援に関する協定)

第24節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去
道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとする。
- 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去
鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。
- 3 海上で障害を及ぼしているものの除去
海上で障害を及ぼしているものの除去は、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第25節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

融雪、なだれ及び異常気象等による出水

高潮

津波

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

火山噴火

2 被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

海岸線の侵食

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

(参考 資料編8 - 2 救助・救援に関する協定)

第26節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

市町村長

第2 実施の方法

市町村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長又は振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法(預託、附添等)

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第27節 労務供給計画

市町村及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 市町村長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第28節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- 1 災害応急対策活動
 - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
 - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
 - (1) 傷病者、医師等の搬送
 - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
 - (1) 空中消火
 - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

- 1 北海道
道災害対策本部等の指示、または市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。
災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。
- 2 札幌市
北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。
- 3 北海道開発局、海上保安庁、北海道警察
所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。
また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。
- 4 自衛隊
知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第5 市町村の対応等

市町村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

- 1 離着陸場の確保
安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- 2 安全対策
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請**1 派遣要請権者**

- (1) 知事(総合振興局長又は振興局長)
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長(丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路)

2 要請先(指定部隊等の長) 別表参照**3 要請手続等**

- (1) 市町村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、市町村長は、必要に応じてその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受領し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

- (3) 市町村長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする。

4 受入体制

市町村長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市町村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

5 調整

知事(振興局及び総合振興局長を含む。)は、市町村の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

6 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側(施設等の管理者、市町村等)において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第5 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。

- 2 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

3 連絡体制の確立

知事、市町村長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

4 連絡調整

知事、市町村長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- 2 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- 3 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- 5 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第76条の3第3項)

派遣要請先（指定部隊等の長）

1 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面總監	防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線～2574 ～2575 ～2576	北海道	北海道全域
第2師団 2 師 団 地 区	第2師団長	旭川市春光町	0166-51-6111 内線2234 (当直2600)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域
	第3普通科連隊長(名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町
	第25普通科連隊長(遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275 内線230 (当直302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村
	第26普通科連隊長(留萌駐屯地司令)	連隊第3科 留萌市緑ヶ丘町1-6	0164-42-2655 内線230 (当直302)	留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、初山別村、天塩町
	第4特科群長(上富良野駐屯地司令)	群第3科 空知郡上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線230 (当直301)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
第5旅団 5 旅 団 地 区	第5旅団長	第3部防衛班 帯広市南町7線31番地	0155-48-5121 内線2237 (当直2303)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域
	第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科 網走郡美幌町字田中	01527-3-2114 内線235 (当直302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	第27普通科連隊長(釧路駐屯地司令)	連隊第3科 釧路郡釧路町字別保112	0154-40-2011 内線235 (当直302)	釧路総合振興局、根室振興局	釧路市、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町、釧路町、鶴居村、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
	第5戦車隊長(鹿追駐屯地司令)	第3科 河東郡鹿追町笹川北12線10番地	01566-6-2211 内線235 (当直302)	十勝総合振興局	清水町、新得町、鹿追町、士幌町、上士幌町
	第5偵察隊長(別海駐屯地司令)	司令職務室 野付郡別海町西春別42-1	01537-7-2231 内線206 (当直302)	釧路総合振興局	

1 陸上自衛隊(つづき)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第7師団 地区	第7師団長	第3部防衛班 千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	石狩、胆振、空知、日高の各総合振興局又は振興局	第7師団地区全域
	第1戦車群長 (北恵庭駐屯地司令)	群第3科 恵庭市柏木531	0123-32-2101 内線235 (当直300)	石狩振興局	恵庭市、北広島市
	第7高射特科連隊長 (静内駐屯地司令)	連隊第3科 日高郡新ひだか町静内浦和125	01464-4-2121 内線230 (当直302)	日高振興局	新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	第13施設隊長 (幌別駐屯地司令)	隊第3科 登別市緑町3丁目1	0143-85-2011 内線230 (当直302)	胆振総合振興局	
	安平弾薬支処長 (安平駐屯地司令)	支処総務 勇払郡安平町字安平番外地	01452-3-2231 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
	白老弾薬支処長 (白老駐屯地司令)	支処総務 白老郡白老町宇白老782-1	0144-82-2107 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
第11旅団 地区	第11旅団長	第3部防衛班 札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2226 (当直2244)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区全域
	第10普通科連隊長 (滝川駐屯地司令)	連隊第3科 滝川市泉町236	0125-22-2141 内線230 (当直302)	空知総合振興局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町、奈井江町、上砂川町、石狩市、当別町
	第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科 函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線235 (当直302)	渡島総合振興局、檜山振興局	函館市、松前町、福島町、木古内町、北斗市、七飯町、森町、八雲町、長万部町、知内町、鹿部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町
	北部方面対舟艇対戦車隊長 (倶知安駐屯地司令)	運用訓練 虻田郡倶知安町字高砂232-2	0136-22-1195 内線225 (当直302)	後志総合振興局	倶知安町、京極町、喜茂別町、二セコ町、蘭越町、留寿都村、真狩村
	第12施設群長 (岩見沢駐屯地司令)	群第3科 岩見沢市日の出4丁目313	0126-22-1001 内線230 (当直301)	空知総合振興局	岩見沢市、三笠市
	第2地对艦対空連隊長 (美唄駐屯地司令)	連隊第3科 美唄市字美唄1536-1	0126-62-7141 内線235 (当直302)	空知総合振興局	美唄市、月形町

1 陸上自衛隊(つづき)

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	
その他	第1特科団長 (北千歳駐屯地司令)	団第3科	千歳市北信濃	0123-23-2106 内線239 (当直302)	石狩振興局	
	北部方面施設 隊長(南恵庭駐屯地司令)	団第3科	恵庭市恵南63	0123-32-3101 内線232 (当直301)	石狩振興局	
	北部方面航空 隊長(丘珠駐屯地司令)	隊第3科	札幌市東区丘珠161	011-781-8321 内線203 (当直301)	石狩振興局	
	北海道補給処長 (島松駐屯地司令)	装備計画 部企画課	恵庭市西島松308	0123-36-8611 内線5412 (当直5301)	石狩振興局	
	自衛隊札幌病院 院長(豊平駐屯地司令)	企画室	札幌市豊平区平岸1条12丁目1番	011-831-0161 内線201 (当直302)	石狩振興局	

2 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方總監	防衛部3 室	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線2224	北海道	北海道全域
函館基地隊司令	警備科	函館市大町10- 3	0138-23-4241 内線224	北海道	北海道全域

3 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市 後久保125-7	0176-53-4121 内線2353	北海道	北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231	北海道	北海道全域

第30節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北海道

(1) 北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき協定締結結果に対して応援を要請する。

また、知事は、市町村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）緊急消防援助隊の派遣について要請する。

(2) 道内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき道や他の市町村による応援の実施を図る。

また、道や他の市町村の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なう。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れ体制は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料編9-1 各種計画等）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

また、他県等の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他県等の応援の受け入れ体制を確立しておく。

2 市町村

(1) 大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

(2) 他の市町村等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

3 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 他の消防機関等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に広域緊急援助隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第31節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は市町村長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 道知事又は道の委員会若しくは委員(以下本節において「知事等」という。)
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下本節において「市町村長等」という。)
なお、道又は市町村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設(一日につき)	その他の施設(一日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第3 2節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

道、市町村及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

道、市町村及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

道、市町村及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

道及び市町村は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第33節 災害義援金募集(配分)計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

第2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則(別記)の定めるところによる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救護するため、災害救助法第31条の2第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定
(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「 災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣 旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
- (2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受け付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金募集委員会委員名簿

	機 関 名	担当部署	住 所
委 員	北海道新聞社	総務部	中央区大通西 3
委 員	朝日新聞社北海道支社	総務部	中央区北 2 西 1
委 員	読売新聞社北海道支社	総務部	中央区北 4 西 4
委 員	毎日新聞社北海道支社	総務部	中央区北 4 西 6
委 員	釧路新聞社札幌支社		中央区南 1 西 1
委 員	十勝毎日新聞社札幌支社		中央区北 2 西 2
委 員	苫小牧民報社札幌支社		豊平区中の島
委 員	室蘭民報社札幌支社		中央区大通西 8
委 員	N H K 札幌放送局	事 業	中央区大通西 1
委 員	北海道放送	広報部	中央区北 1 西 5
委 員	札幌テレビ放送	総務局	中央区北 1 西 8
委 員	北海道テレビ放送	総務局	豊平区平岸
委 員	北海道文化放送	総務部	中央区北 1 西 1 4
委 員	テレビ北海道	総務部	中央区大通東 6
委 員	エフエム北海道	総務部	中央区北 1 西 2
委 員	F M ノースウェーブ	総務部	北区北 7 西 4 - 3 - 1
委 員	北海道社会福祉協議会		中央区北 2 西 7 かでる
委 員	北海道共同募金会		中央区北 2 西 7 かでる
委 員	連合北海道	政策調査部	中央区北 4 西 1 2 ほくろう
事務局	日本赤十字社北海道支部		中央区北 1 西 5

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局福祉援護課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「 災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金配分委員会とする。
(事務局:北海道保健福祉部福祉局福祉援護課)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣 旨
都度委員会において定める。
- 5 配分方法
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。
- 8 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金配分委員会委員名簿

	機 関 名	担当部署	住 所
委 員	北海道新聞社	総務部	中央区大通西3
委 員	朝日新聞社北海道支社	総務部	中央区北2西1
委 員	読売新聞社北海道支社	総務部	中央区北4西4
委 員	毎日新聞社北海道支社	総務部	中央区北4西6
委 員	釧路新聞社札幌支社		中央区南1西1
委 員	十勝毎日新聞社札幌支社		中央区北2西2
委 員	苫小牧民報社札幌支社		豊平区中の島
委 員	室蘭民報社札幌支社		中央区大通西8
委 員	NHK札幌放送局	事 業	中央区大通西1
委 員	北海道放送	広報部	中央区北1西5
委 員	札幌テレビ放送	総務局	中央区北1西8
委 員	北海道テレビ放送	総務局	豊平区平岸
委 員	北海道文化放送	総務部	中央区北1西14
委 員	テレビ北海道	総務部	中央区大通東6
委 員	エフエム北海道	総務部	中央区北1西2
委 員	F M ノースウェーブ	総務部	北区北7西4 - 3 - 1
委 員	北海道社会福祉協議会		中央区北2西7かでの2.7
委 員	北海道共同募金会		中央区北2西7かでの2.7
委 員	連合北海道	政策調査部	中央区北4西12ほくろう
委 員	日本赤十字社北海道支部		中央区北1西5
委 員	北海道総務部	危機対策局 防災消防課	北海道庁内
事務局	北海道保健福祉部	福祉局 福祉援護課	北海道庁内

第34節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、次のとおりである。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成施設資金
- 11 林道資金
- 12 主務大臣指定施設資金
- 13 共同利用施設資金
- 14 備荒資金直接融資資金
- 15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 16 勤労者福祉資金
- 17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

（大要については、資料編9 - 4）

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

但し、市町村長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (全2,500 世帯以上	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

第3 救助法の適用手続き

1 市町村

- (1) 市町村長は、当該市町村における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を該当市町村の区域を所管する総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長又は振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

総合振興局長又は振興局長は、市町村長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨当該市町村に通知するとともに、知事に報告する。知事は、総合振興局長又は振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、北海道地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第7章 火山災害対策計画

第7章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村(以下「周辺市町村」という。)及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第2節 火山の概況

第1 火山の現状

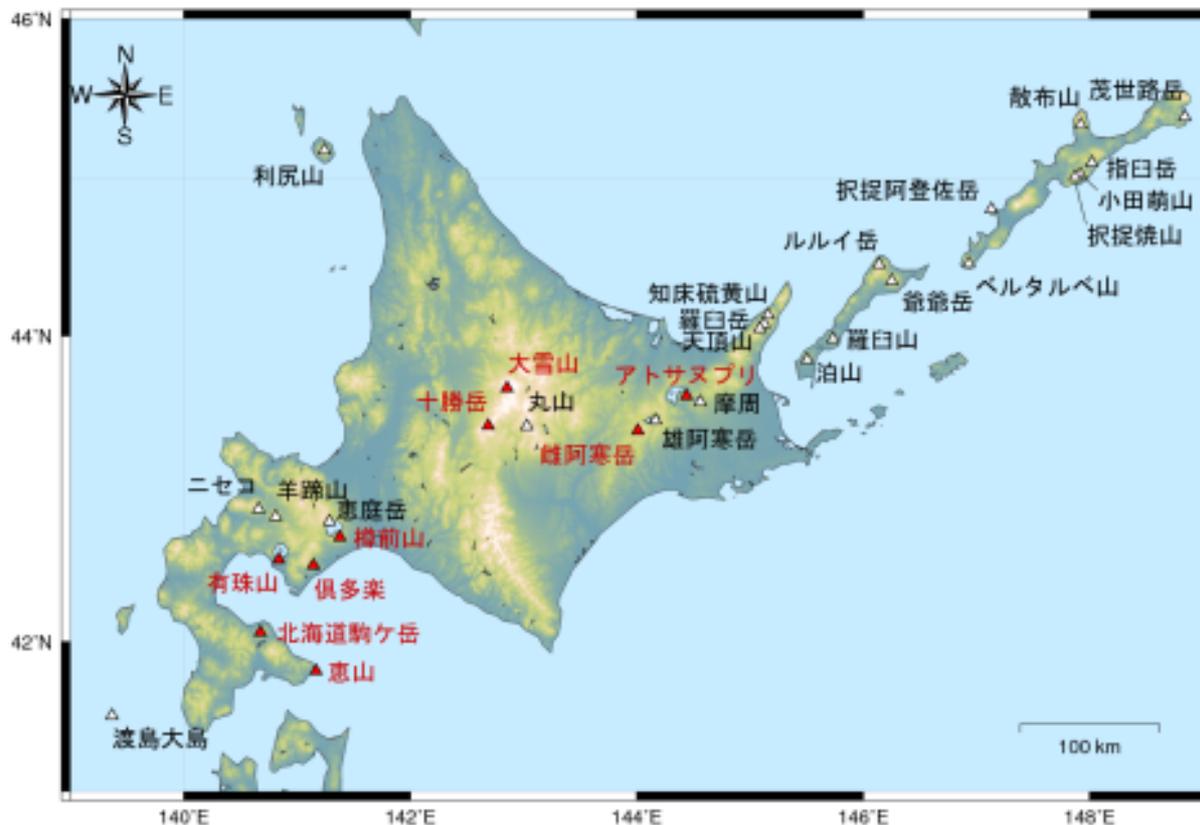
北海道における活火山は、別表のとおり常時観測火山9火山と、その他の火山22火山(北方領土の11火山を含む)の計31火山が散在しており、図示すれば次のとおりである。

(別表)

北海道の活火山

区 分	火 山 名
常 時 観 測 火 山	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
そ の 他 の 火 山	知床硫黄山、羅臼岳、天頂山、摩周、雄阿寒岳、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山

活火山分布図



：常時観測火山

：その他の火山

第2 過去の火山活動

1 常時観測火山

(1) アトサヌプリ

屈斜路カルデラのほぼ中央部を占める直径4 kmのアトサヌプリカルデラの内外には、数多くのデイサイト質の溶岩ドーム群が形成されており、周囲には火砕流や火砕サージ堆積物が分布する。狭義のアトサヌプリは、川湯硫黄山とも呼ばれている中央の新时期溶岩ドーム群で、溶岩ドーム頂部には数百年前の噴火で形成されたと推測される、直径150mの熊落とし火口が開口している。かつて硫黄が採掘されたことがある。

アトサヌプリ周辺では、時々有感地震を含む地震活動の活発化が見られる。1994年にはマグマ貫入による地殻変動が観測された。アトサヌプリドームの山体北側の噴気孔群では活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、観光施設、遊歩道等があり、防災上の配慮が必要である。

(2) 雌阿寒岳

雌阿寒岳では、昭和初頭以来、1927、1951～1952、1954年に東麓で鳴動や有感地震が発生した後、1955年11月19日ポンマチネシリ火口から噴火し、1960年まで噴火を繰り返した。また、隣接する中マチネシリ火口でも1957～1966年に数回の小爆発が発生した。その後、一時静穏状態にあったが、1988年1～2月、1996年11月および1998年11月にポンマチネシリ火口南縁、2006年3月に赤沼火口と北西斜面、2008年11月にポンマチネシリ火口南縁でごく小規模な噴火が発生している。最近の噴出物の詳しい調査によると、雌阿寒岳は過去3万年の間に、4回の大規模な活動期があり、多量の火砕流や溶岩流を山麓に押し出したことが分かっている。

最も新しい大規模な活動があった数百年前には、ポンマチネシリ火口を形成した。現在も噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

(3) 大雪山

安山岩質・デイサイトからなる20以上の成層火山や溶岩ドームから成り立つ複合火山で、そのうち8峰は環状に配列している。この中央には直径約2 kmの小型カルデラ「御鉢平」があり、有毒温泉として知られる噴気活動や温泉湧出がみられる。硫化水素ガスによる登山者の死亡事故も発生している。最高峰旭岳は、御鉢平カルデラの南西方向に最も新しく噴出した成層火山で噴火の記録はないが、火山灰調査から最新の噴火は250年前以降と推定されている。西に開いた爆裂火口内では、かつて硫黄が採掘された。

現在も活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

火口周辺には、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

(4) 十勝岳

十勝岳では江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962および1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10 km以上に達し、風下の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。

最近の噴出物などの調査によると、過去3千年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間5回の火山泥流が発生したとされている。

噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。

(5) 樽前山

樽前山は、1667年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に1667年および1739年の2回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に1～2 mの厚さで堆積した。このため当時のアイヌ民族社会は甚大な影響を受けた。それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。現在のドームは、1909年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936年および1944～1955年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981年に再び小噴火があった。

1990年代後半からは群発地震が発生したり、また、1999年以降、それまで200台であった火口温度が600以上に上昇するなど活発な状態が続いている。噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上重要な火山である。

(6) 倶多楽

倶多楽火山は、8～4万年前の数回の大規模な火砕流噴火、溶岩ドームや成層火山体の形成を特徴とする火山群である。最後の火砕流噴火で生じた直径3kmの円形のカルデラが現在の倶多楽湖である。約1万年前頃から西麓で、日和山溶岩ドーム、地獄谷および大湯沼の2つの爆裂火口を形成した。また、小規模な火口地形は10数カ所に及ぶ。噴火の記録はないが、火山灰調査によると最近数千年に顕著な水蒸気爆発が少なくとも8回発生しており、最近の噴火は約200年前と推定されている。現在も大湯沼～地獄谷では熱水活動が活発で、2007年以降、大正地獄で小規模な熱湯噴出が断続的に継続している。高温かつ有毒な火山ガスへの注意が必要であり、火口の地熱域では熱傷事故の危険がある。

火口近傍には温泉街があり、防災上の配慮が必要である。

(7) 有珠山

数千年にわたる長期間の休止活動の後、有珠山は1663年の大噴火以降、最近の活動を再開した。この後、17世紀末頃、1769、1822、1853、1910、1944、1977～1978年に噴火があり、ほぼ30～50年毎に噴火活動を繰り返してきたが、2000年3月に前回の噴火から23年の間隔で噴火が発生した。このうち江戸時代の3回の噴火では、本格的な火砕流が発生した。1769年の噴火では長流川沿いで家屋が焼失し、1822年の噴火による火砕流では、現在の虻田町入江で火砕サージにより103名の犠牲者と多数の負傷者がでる惨事となった。小規模な火砕サージは、1944年および1978年の噴火においても、繰り返し発生している。最近の噴火では、火口からの熱泥流(1910年死者1名)火山灰による窒息(1944年死者1名)、降雨による泥流(1978年死者3名)等の人的被害の他、降灰、泥流、地殻変動、地震等による建物、耕地、森林等の被害があった。

2000年3月からの噴火活動では4日間の前兆地震の後、西山西麓および金比羅山地域で噴火を開始し、マグマ水蒸気爆発に続き、主に水蒸気爆発を頻繁に繰り返した。噴火前からの地震活動や地殻変動観測により、山体の北西部での噴火の可能性が予測され、緊急火山情報が噴火前に初めて発表されたこともあって住民の避難が徹底された。

このため、新火口群が住民の生活圏に近かったにもかかわらず人的被害をまぬがれた。

しかし、地殻変動、噴石、熱泥流などにより、ライフラインや建造物、主要交通網等は大きな被害を受けた。7月末にはマグマの上昇はほぼ停止し、火山噴火予知連絡会は2001年5月28日に今回のマグマ活動が終息したと判断されると発表した。

有珠山のマグマはデイサイト質で、爆発性が高く火砕流や溶岩ドームを伴いやすい。江戸時代の噴火で、大有珠、小有珠、おがり山等の溶岩ドームを生成し、今世紀も明治新山(1910年)昭和新山(1943～1945年)および有珠新山(1977～1982年)と溶岩ドームや潜在ドームの生成を続けている。噴火の前兆として、有感地震が多発したり地割れなどの現象が現れやすく、1910年の噴火でも事前避難で減災に成功している。観光地として火口近傍の土地利用が進んでいるうえ、本道の主要交通網に近接しているので、防災上特に配慮が必要である。

(8) 北海道駒ヶ岳

北海道駒ヶ岳は、1640年の大噴火以降、大小十数回の活発な噴火活動を繰り返している。特に1640、1694、1856、1929年の4回の噴火は、大規模な軽石噴火で火砕流を伴った。

1640年の噴火では、山頂が崩壊し岩屑なだれとなって流下した。岩屑なだれの一部は噴火湾に流れ込み大津波を発生させたため、噴火湾の沿岸一帯で700名余りが溺死した。また川をせき止め大沼・小沼を形成した。1856年の噴火では、噴煙柱を高く上げる軽石噴火の後、火砕流が発生し、南東麓で湯治客20名以上が犠牲となった。1929年の噴火では、迅速な避難が功を奏したが、2名が犠牲となった。また、1942年の噴火では、火口原に北北西-南南東方向の1.6kmの大亀裂が形成され、小規模な火砕サージも発生した。

以後噴火はしばらくなかったが、1996年3月、54年ぶりに小噴火し、降灰によって山麓では土石流や泥流が発生した。その後も1998年10月、および2000年9～11月にかけて小噴火が発生した。

(9) 恵山

安山岩質の火山で、約8000年前に火砕流噴火があった。その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気爆発を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、活発な噴気活動がみられる。かつて硫黄が採掘された。噴火の確かな記録はないが、1846年に小爆発により泥流が発生した他、1874年にもごく小規模な爆発があった。急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上の配慮が必要である。

2 その他の火山

(1) 知床硫黄山

安山岩の成層火山で、山頂部に溶岩ドームを挟み南北に二つの大火口があり、北西山腹にも噴気活動をしている山腹火口がある。1857～1858年、1876年、1889～1890年および1935～1936年に噴火活動があった。最近2回の噴火では、火山灰の他に溶融硫黄や熱湯が噴出する世界的にも珍しい噴火形態がみられた。1935～1936年の噴火では、硫黄の噴出量は一日当り最大数千トン（総噴出量は約20万トン）に達し、カムイワッカ川や浜辺は黄色い硫黄で覆われた。この硫黄は採掘された。

(2) 羅臼岳

火山灰調査により1996年に活火山に追加指定された。記述された噴火の歴史はないが、最近の2000年間に5回の噴火があり、最新の噴出物は1739年の樽前山の火山灰を覆っている。噴火の形態としては溶岩ドーム形成と火砕流発生が特徴である。南東山麓の羅臼温泉で1964年1～3月に群発地震が発生したことがある。有感地震が180回以上、最大地震はM=4.6、震度4を記録した。

(3) 天頂山

北海道東部の知床半島中央部に位置する。山体は比高300m、東西約4km、南北約2.5kmの安山岩質の溶岩からなり、溶岩じわなどの新鮮な地形が保持されている。

山頂部には北東～南西方向に配列する延長1800mの火口列がある（勝井・他、1985）この火口列は直径205m以下の爆裂火口が15個以上重複したもので、火口地形がよく保存されている。

天頂山の最新の噴火は、約1900年前の水蒸気爆発である。その噴火の最末期にはマグマ水蒸気爆発あるいは小規模なマグマ噴火も起きたと考えられる。これらの一連の噴火の結果、上記の北東～南西方向に配列する数多くに爆裂火口が形成されたと考えられる（後藤・他、2005）。現在は、噴気活動は認められない。記録に残る火山活動はない。

(4) 摩周

約7000年前の大規模軽石噴火で成層火山である古摩周岳の山頂に摩周カルデラが形成された。その後約3500年～1500年前の噴火で摩周湖の中央にデイサイトの溶岩ドームであるカムイシュ島と摩周カルデラ東壁に小規模な成層火山であるカムイヌプリ（摩周岳）が形成された。カムイヌプリの山頂部には直径1.5kmの火口がある。噴火の記録はないが、噴出物の調査によると約1000年前まで噴火を繰り返していたと推測されている。

(5) 雄阿寒岳

北海道釧路市の北部に位置する火山で、雌阿寒岳、フップシ岳、フレベツ岳と共に阿寒カルデラの後カルデラ火山のひとつである。西山麓のカルデラ床には阿寒湖がある。

雄阿寒岳は、約5000年前、二ツ岳付近の火口より、スコリア、軽石及び安山岩質類質岩片からなる雄阿寒岳降下火砕物（Oafa）を山体南東部に噴出した後、山体南部に溶岩流が流下した。約5000～2500年前、山頂付近でストロンボリ式噴火、火砕丘を形成し、溶岩流が山体北部及び東部の広い範囲に流下した。その後、約2500年～1000年前まで、山頂火口群で水蒸気爆発が発生した（玉田・中川、2009）。北山腹の北火口には弱い噴気活動の記録がある（佐藤、1965）ほか、釧路地方気象台が1991年に実施した現地観測では、10箇所以上で弱い噴気が認められた。最近では、札幌管区気象台が2009年に実施した上空からの観測でも地熱域が確認されている。記録に残る火山活動はない。

(6) 丸山

東大雪山系に位置し、中生層の基盤上に形成された直径約2.5km、比高約600mの輝石安山岩質の小型火山である。山頂部には3～4個の溶岩ドームがあり、北西-南東方向に伸びる爆裂火口列が開いている。最新の噴火は1898年のもので、直径約300mの最大の第1火口壁上に約2mの噴出物が残っている。1898年の噴火は、河川汚濁や死魚流下等として記述されている。1989年1月以来、丸山周辺で群発地震活動が断続的にみられる。

(7) 恵庭岳

支笏カルデラの北西壁に形成された火山で、カルデラ南東壁に形成された風不死岳より若く樽前山より古い。3火山は支笏カルデラを中央に横切る直線上に配列している。1.5万年前の大規模な軽石噴火の後、輝石安山岩質の溶岩流を噴出し、北西麓に堰止湖であるオコタンベ湖が形成された。山頂部には東に開口した爆裂火口があり噴気活動がみられる。また岩屑なだれ(あるいは岩屑なだれや土石流)が支笏湖へ流下した地形が残っている。噴火の記録はないが、噴出物の調査から最新の噴火は、200～300年前と新しいことが分かっている。

(8) ニセコ

東西25km、南北15kmに分布するニセコ火山群(雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ)の活動は、約200万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火砕流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火砕流堆積物と降下火砕堆積物及び爆裂火口からなり、降下火砕堆積物直下の土壌年代から約6千年前に噴火活動があったと考えられ、現在も噴気活動が続いている。

(9) 羊蹄山

標高1,898mの円錐形の成層火山で、山頂には直径700mの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。

羊蹄山の活動は約5～6万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口(標高1,050m)から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去1万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在は噴気活動は認められない。

(10) 渡島大島

直径約4kmの無人島で、東山・西山・中央火口丘からなる成層火山である。1741～1742、1759年に噴火し、1786年および1790年に噴煙がみられたが、その後噴火活動は認められない。1741年の噴火では、現在の外輪山である清部岳～西山外輪山を崩壊壁として山頂部が北方向へ崩壊した。岩屑なだれが海に流れ込み、日本海で大津波が発生したため、北海道をはじめとする日本海沿岸各地に死者1,475人以上、流出家屋791棟、船舶破損1,521隻にのぼる大きな被害をもたらした。

崩壊火口内に成長した中央火口丘(寛保岳)の火口内壁には弱い噴気域がある。

(11) 利尻山

稚内西方約30kmの日本海上に位置する利尻山の活動は、約20万年前に始まり約4万年前までに主要な火山体を形成させた。

最新の噴火は、南山麓で起こった玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。

小規模なスコリア丘群は、土壌の厚さなどから2～8000年前以前に形成されたと推定されているが、現在は噴気活動は認められない。

(12) 茂世路岳

カルデラ内にほぼ等際に安山岩、玄武岩の茂世路岳(1,124m)、硫黄岳(1,113m)、焼山(562m)の3峰が並び、硫黄岳では硫気活動をしている。

1778年、1883年、1946年(?)、1958年、1999年に噴火の記録がある。

(13) 散布山

安山岩、玄武岩の成層火山。弱い硫気活動をしている。

1843年、1860年に噴火の記録がある。

(14) 指臼岳

安山岩、デイサイトの溶岩ドームをもつ成層火山で、硫気活動をしている。

1951年に噴火があったと見られる。(住民の話によると小爆発があった)

- (15)小田萌山
安山岩、玄武岩の成層火山で、外輪の爆発火口底には硫気孔がある。
記録に残る火山活動はない。
- (16)択捉焼山
輝石安山岩の成層火山で、中央火口丘に硫気孔がある。
1973年1月初旬、山頂火口で小爆発。5月16日、山頂火口で一連の強い爆発、大きな火口を形成。1989年、5月3～14日、6月19日、8月上旬に爆発、噴煙高さ2 km。
- (17)択捉阿登佐岳
安山岩、玄武岩の二重式成層火山。
1812年9月、1932年に噴火があったと見られる。
- (18)ベルタルベ山
安山岩、玄武岩の成層火山で、硫気活動をしている。
1812年に噴火があったと見られる。
- (19)ルルイ岳
北西側の麓はオホーツク海に達し、北東側と南東側には第三系の基盤が露出する。南側は、岩山と接する。現在の山体(1,486m)には、最初の氷河期にできた地形が見られる。山頂に達する3本の広く深い谷によって、火口は完全に破壊されている。さらに山麓の一部は相当量の侵食を受けている。標高が下がるにつれて狭くなる3本の谷は、明らかに次の氷河期にできたカールによって改変を受けている。これらの谷の谷壁には、典型的な火山体の構造が露出している。山頂付近には、噴気活動によって変質した白っぽい岩石が露出するが、最近の活動は、山体西側(海拔150～350m付近にある、およそ1 km²の範囲)で起きているだけである。
記録に残る火山活動はない。
- (20)爺爺岳
安山岩、玄武岩の成層火山で、以前は噴気も出ていなかったが、1973年以来活動を始めた。山頂カルデラ底西側には、中央火口丘を噴出源とする少なくとも13枚以上の極めて新鮮な溶岩流が分布している。これらの化学組織等の分析及び年代測定値から、中央火口丘は1000年以上前から現在まで比較的短い時間間隔(10から100年のオーダー)で噴火を繰り返してきたと考えられる。
1812年、1973年、1974年、1975年、1978年、1981年に噴火の記録がある。
- (21)羅臼山
安山岩、石英安山岩の成層火山で、中央火口丘は溶岩ドーム。強い噴気や温泉がある。
1880年に噴火、1900年にも噴火したと見られる。
- (22)泊山
安山岩、玄武岩で、カルデラの内に溶岩ドーム、爆裂火口、温泉湖、硫気孔などがあり、噴気活動をしている。
19世紀中頃に噴火。

第3 火山周辺市町村

火山周辺市町村及び関係総合振興局又は振興局は、次のとおりである。

1 常時観測火山周辺市町村

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
アトサヌプリ	オホーツク	大空町、清里町、小清水町
	釧路	弟子屈町
雌阿寒岳	十勝	足寄町
	オホーツク	津別町、美幌町
	釧路	釧路市、弟子屈町、白糖町、鶴居村
大雪山	上川	上川町、愛別町、当麻町、東川町、美瑛町、旭川市
十勝岳	上川	上富良野町、美瑛町、中富良野町、東川町、上川町、富良野市、南富良野町
	十勝	新得町
樽前山	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽	胆振	登別市、白老町
有珠山	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
北海道駒ヶ岳	渡島	函館市、森町、鹿部町、七飯町
	胆振	室蘭市、伊達市、洞爺湖町
恵山	渡島	函館市

2 その他の火山周辺市町村

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
知床硫黄山	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
羅臼岳	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
天頂山	オホーツク	斜里町
	根室	羅臼町
摩周	オホーツク	清里町
	釧路	弟子屈町、標茶町
	根室	中標津町
雄阿寒岳	オホーツク	津別町、美幌町
	釧路	釧路市、弟子屈町、白糖町、鶴居村、標茶町
	十勝	足寄町
丸山	十勝	新得町、上士幌町
恵庭岳	石狩	千歳市、恵庭市
ニセコ	後志	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、岩内町、共和町
羊蹄山	後志	倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、ニセコ町
渡島大島	渡島	松前町、福島町、八雲町
	檜山	上ノ国町、江差町、乙部町、せたな町、奥尻町
利尻山	宗谷	利尻町、利尻富士町
北方領土の火山	根室	

(注) 北方領土の火山とは、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3節 災害予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 観測及び調査研究

1 火山観測体制

札幌管区気象台は、常時観測火山について、震動、地殻変形観測、遠望観測を実施するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

(1) 担当官署及び観測機器

常時観測火山の観測体制

火山名	担当官署名	観測機器
アトサヌプリ	札幌管区気象台 (地震火山課火山監視・情報センター)	地震計、遠望カメラ、GPS、空振計、傾斜計
雌阿寒岳		
十勝岳		
樽前山		
倶多楽		
有珠山		
北海道駒ヶ岳		
恵山		
大雪山		地震計、遠望カメラ、空振計

2 調査研究

北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。

第2 警戒地区の把握等

道及び周辺市町村は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、防災マップ(火山災害に関するハザードマップ等)を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

また、周辺市町村は、当該地区における警戒避難対策を市町村防災計画で定め、その内容を当該地区の住民等に周知するものとする。

第3 警戒体制の強化

道、周辺市町村及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図るものとする。

第4 避難体制の整備

周辺市町村は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きい市町村においては、近隣市町村と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図ることが望ましい。

第5 二次災害の予防対策

道、周辺市町村及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第6 通信施設の整備

道及び周辺市町村及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第7 防災知識の普及啓発

道、周辺市町村及び防災関係機関は、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

また、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について、掲示板を設置するなど住民、登山者等へ周知を図るものとする。

第8 防災訓練の実施

道及び周辺市町村は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第9 防災会議協議会による防災体制の強化

火山災害は、周辺市町村が共同で行うことが合理的かつ効果的であることから、災害対策基本法第17条に基づき地方防災会議協議会を設置し、市町村相互間地域防災計画を策定して、火山防災体制の強化を図るものとする。

防災会議協議会設置状況

協議会名	設置年月日	構成市町村
駒ヶ岳火山防災会議協議会	昭和55年10月8日	函館市、森町、鹿部町、七飯町
有珠火山防災会議協議会	昭和56年4月27日	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
十勝岳火山防災会議協議会	平成2年4月17日	上富良野町、美瑛町
樽前山火山防災会議協議会	平成12年2月9日	苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
雌阿寒岳火山防災会議協議会	平成13年2月27日	美幌町、津別町、足寄町、弟子屈町、釧路市、鶴居村、白糠町

第4節 災害応急対策計画

第1 防災組織

1 道の災害対策組織

知事は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、応急活動体制を実施する。

2 市町村の災害対策組織

市町村長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害対策を実施する。

3 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 火山現象に関する警報及び予報の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条1項の規定により知事に通報され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

2 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

北海道における活火山の噴火警戒レベル導入状況は下表のとおり。

北海道における噴火警戒レベル導入状況

火山名	噴火警戒レベル導入開始年月日
樽前山	2007年12月 1日
北海道駒ヶ岳	2007年12月 1日
有珠山	2008年 6月 9日
十勝岳	2008年12月16日
雌阿寒岳	2008年12月16日

3 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

(1) 噴火警報及び噴火予報

噴火警戒レベル導入火山（雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳）

警報及び予報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している状態にある。
	[略称] 噴火警報		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生 すると予想される(可能性が高まってきて いる)。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(こ の範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想され る。
	[略称] 火口周辺警報		レベル2 (火口周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入っ た場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、 あるいは発生すると予想される。
噴火予報	-	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰 の噴出等が見られる(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入火山

警報及び予報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)* [略称] 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒)**	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度に噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺) [略称] 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	-	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

*居住地域が不明確な場合は「噴火警報(山麓)」 **居住地域が不明確な場合は「山麓嚴重警戒」と記載。

(2) 降灰予報

噴煙の高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(3) 火山ガス予報

火山ガスの放出が継続している場合であって、住民等に火山ガスの影響が予想されるときに発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、札幌管区气象台が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動回数、噴火の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて発表する。

(2) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

(3) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(4) 月間火山概況

前月一箇月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

5 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。

6 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 市町村は、異常現象を了知し、气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

7 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

(1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

札幌管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

北海道

札幌管区气象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

市町村

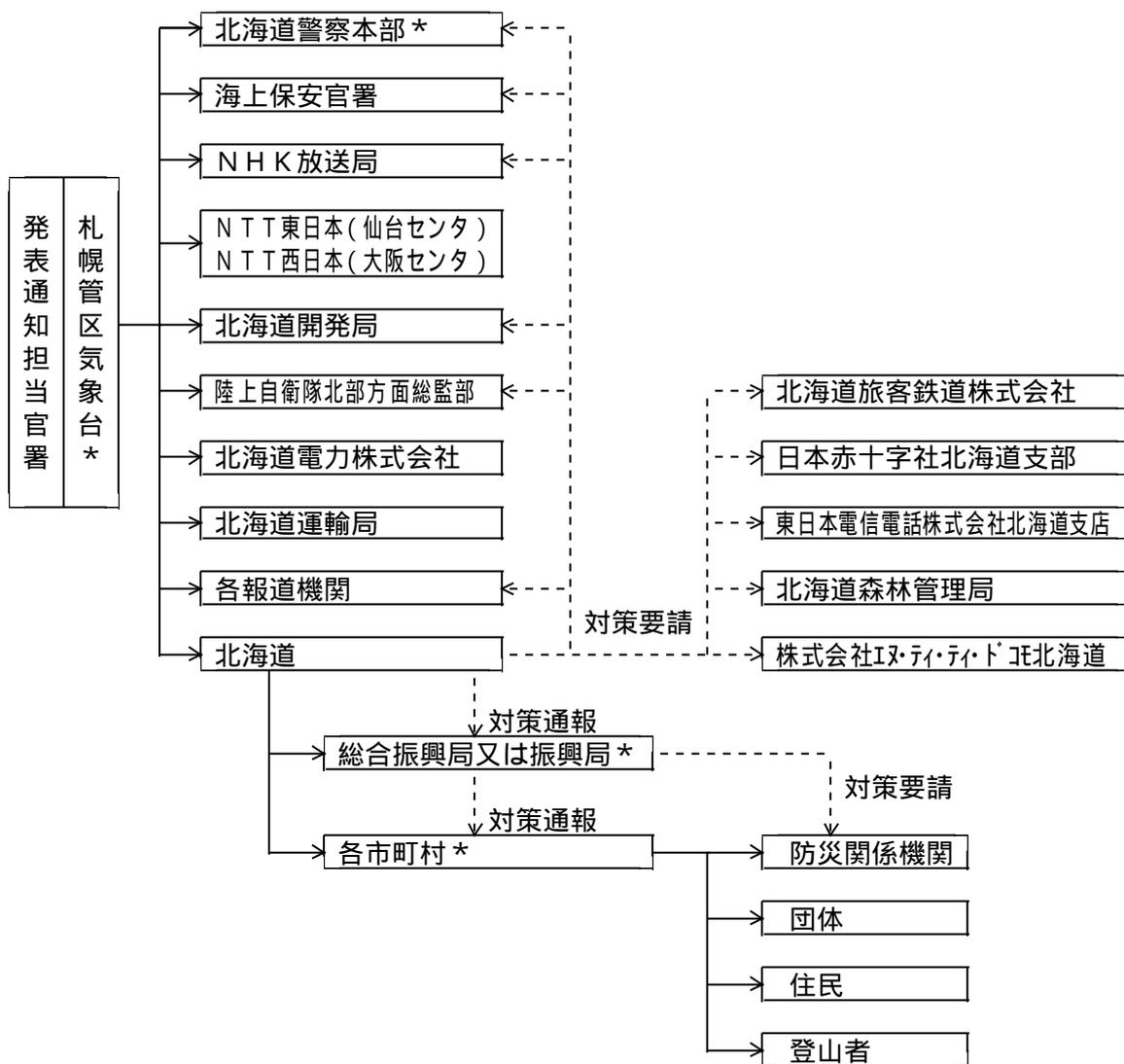
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



気象官署の法定伝達機関は、北海道警察本部、海上保安官署、NHK放送局、NTT東日本・NTT西日本、北海道である。

NHK放送局は直ちに通知された事項を放送しなければならない。

NTT東日本・NTT西日本は直ちに関係市町村に通知しなければならない。

* 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり

別表1

噴火警報等関係機関一覧表(常時観測火山)

火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
アトサヌプリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町
		網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	大空町、清里町、小清水町
雌阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村
		網走地方気象台	北見方面本部	十勝	足寄町
		旭川地方気象台	旭川方面本部	林-ツ	美幌町、津別町
大雪山		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上川町、愛別町、当麻町、 東川町、美瑛町、旭川市
十勝岳		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	新得町
樽前山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、 厚真町、むかわ町
		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	登別市、白老町
有珠山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、 豊浦町
北海道 駒ヶ岳		函館海洋気象台	函館方面本部	渡島	函館市、森町、七飯町、 鹿部町
		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	室蘭市、伊達市、洞爺湖町
恵山	函館海洋気象台	函館方面本部	渡島	函館市	

別表2

噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)

火山名	発表担当官署	通知担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
羅臼岳		網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
天頂山		網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
雄阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市、弟子屈町、鶴居村、 標茶町、白糠町
		網走地方気象台	北見方面本部	十勝	足寄町
		網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	美幌町、津別町
摩周		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町、標茶町
		網走地方気象台	北見方面本部	根室	中標津町
		網走地方気象台	北見方面本部	林-ツ	清里町
丸山		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	上土幌町、新得町
恵庭岳		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	恵庭市、千歳市
渡島大島		函館海洋気象台	函館方面本部	渡島	松前町、福島町、八雲町、 上ノ国町、江差町、乙部町、 せたな町、奥尻町
		函館海洋気象台	函館方面本部	檜山	
羊蹄山		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、京極町、 喜茂別町、留寿都村、 真狩村、ニセコ町
ニセコ		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、ニセコ町、 蘭越町、岩内町、共和町
利尻山	稚内地方気象台	旭川方面本部	宗谷	利尻町、利尻富士町	
北方領土の 火山	釧路地方気象台	釧路方面本部	根室		

(注) 北方領土の火山とは茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。なお、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するとする。

第4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

道、市町村及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第3節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

市町村等各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては予め関係市町村、関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第16節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村等各関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、道及び市町村は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第 8 章 原子力災害対策計画

第8章 原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、北海道地域防災計画の別冊である「原子力防災計画編」による。

第9章 事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ)、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村(消防機関)
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

- (ア) 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
- (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
- (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- (オ) 海難防止に対する意識の高揚

ケ 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

- (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
- (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
- (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部(海上保安庁法第2条)

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

(イ) 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。

(ウ) 関係機関の救助活動の調整に関すること。

イ 市町村(基本法第62条、水難救護法第1条)

(ア) 遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、市町村計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所(道内に108カ所設置されているボランティア組織)

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の搜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等について市町村等各関係機関は、第5章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

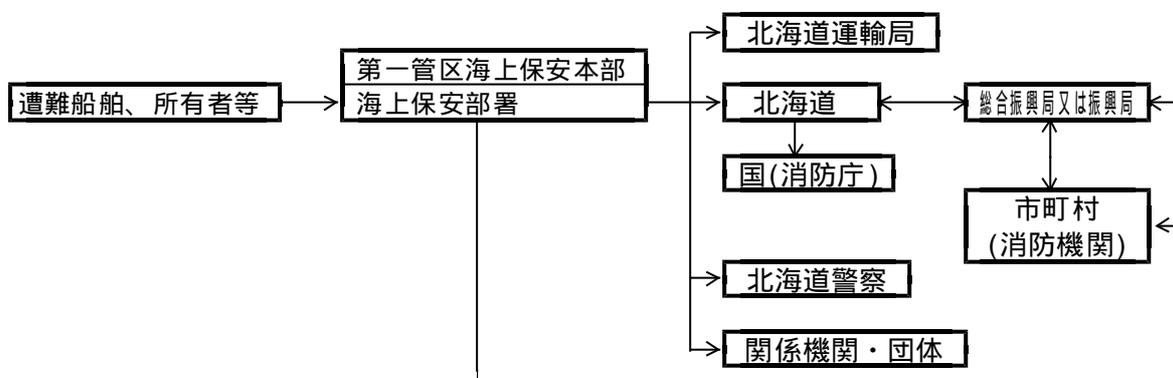
また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



道内海上保安部(署)と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安部署	消防機関	海上保安部署	消防機関
小樽海上保安部	小樽市消防本部	瀬棚海上保安署	檜山広域行政組合消防本部
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	室蘭海上保安部	室蘭市消防本部
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合消防本部
留萌海上保安部	増毛町消防本部	浦河海上保安署	日高東部消防組合消防本部
	留萌消防組合消防本部 北留萌消防組合消防本部	釧路海上保安部	釧路市消防本部 釧路東部消防組合消防本部
稚内海上保安部	稚内地区消防事務組合消防本部	広尾海上保安署	南十勝消防事務組合消防本部
	利尻礼文消防事務組合消防本部	根室海上保安部	根室市消防本部 根室北部消防事務組合
	南宗谷消防組合消防本部	羅臼海上保安署	根室北部消防事務組合
	北留萌消防組合消防本部	紋別海上保安部	紋別地区消防組合消防本部
函館海上保安部	函館市消防本部 南渡島消防事務組合消防本部	網走海上保安署	網走地区消防組合 北見地区消防組合

流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については第9章第5節「危険物等災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- 1 関係行政機関の共通実施事項(北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村(消防機関))
 - (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
 - (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 各行政機関の個別の実施事項
 - (1) 北海道開発局

港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。
 - (2) 第一管区海上保安本部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

 - (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
 - (イ) 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)
 - (ウ) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び流出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

 - (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - (イ) 在港船舶に対する臨船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

 - (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 北海道

- ア 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
- イ 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
- ウ 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 市町村(消防機関)

- ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備。
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部又は管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 巡視船艇・航空機又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や必要な資機材の動員、相互の連携ができるように調整する。

カ 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要に応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

(4) 北海道、市町村(消防機関)

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

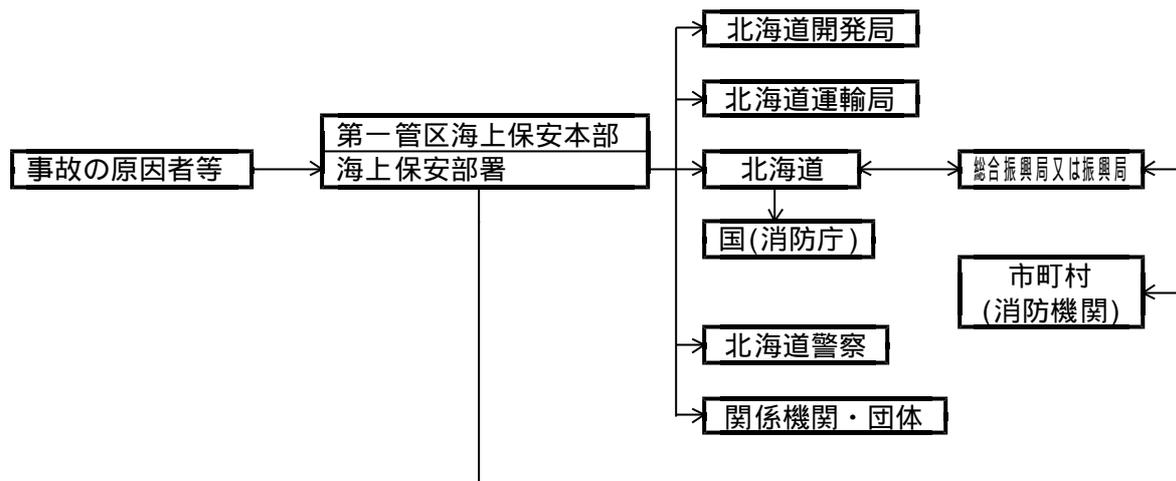
イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

- (5) 北海道警察
- ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
 - イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力をを行うものとする。
その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。
- 5 消防活動
- 流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。
- (1) 第一管区海上保安本部
速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村(消防機関)に協力を要請するものとする。
 - (2) 市町村(消防機関)
火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。
- 6 避難措置
- 流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。
- 7 交通規制
- 海上災害時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。
- 8 自衛隊派遣要請
- 流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。
- また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。
- 9 広域応援
- 道、市町村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。
- 10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力
- 危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力をを行うものとする。
- 11 防災ボランティアとの連携
- 流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

別記1

情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。

イ 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」(別記2)等に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。

(2) 地元医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」(別記3)等に基づき、消防機関と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市町村等各関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市町村、北海道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第17節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第18節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

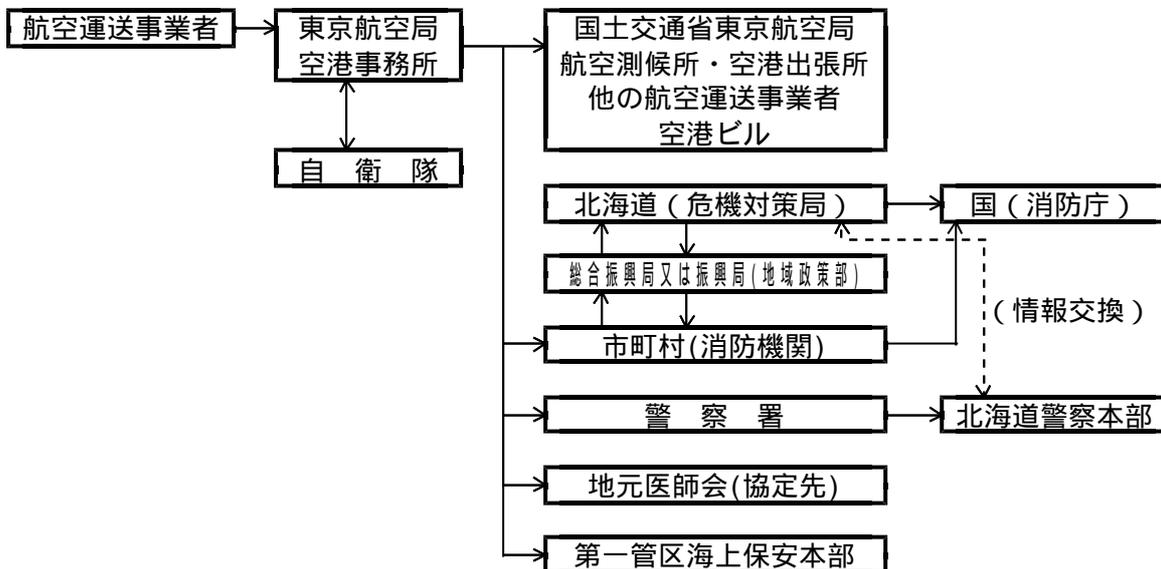
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

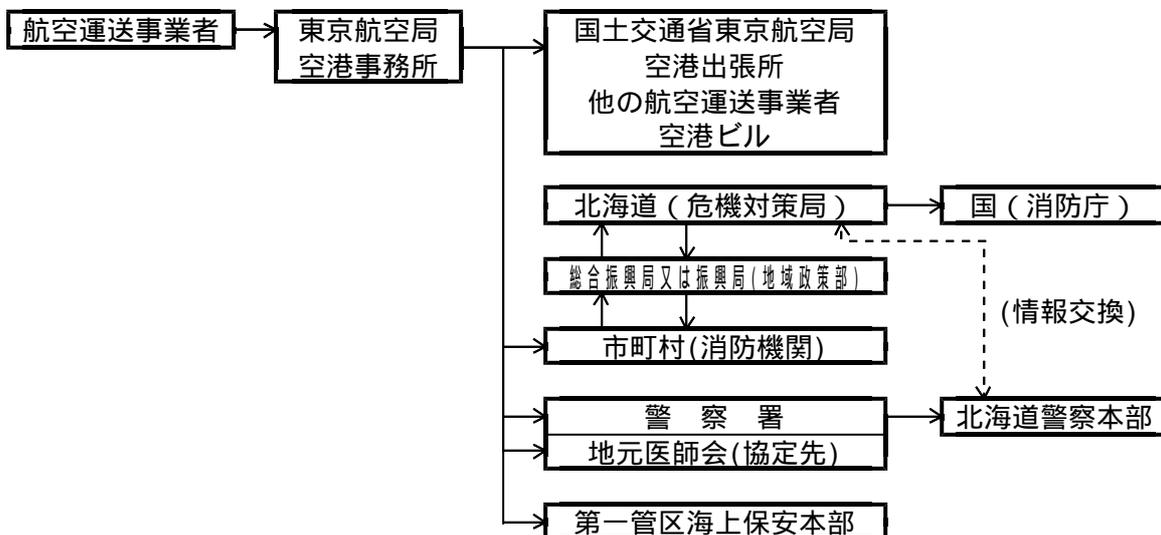
情報通信連絡系統図

1 空港区域内又は空港区域周辺の場合

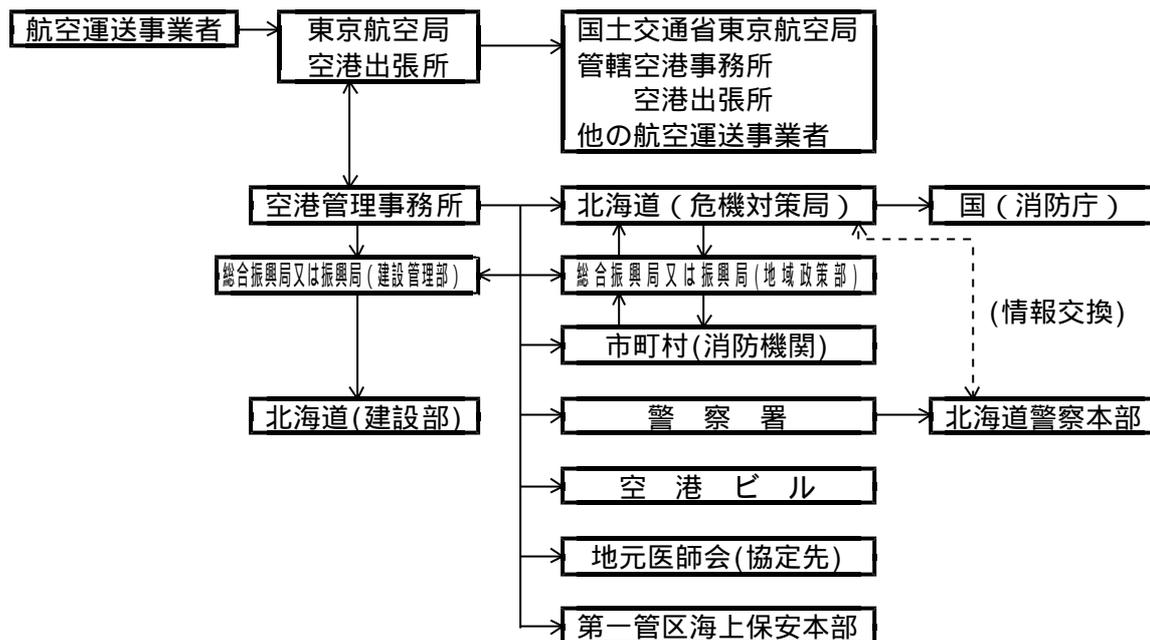
(1) 国土交通省・防衛省管理空港【新千歳・丘珠】



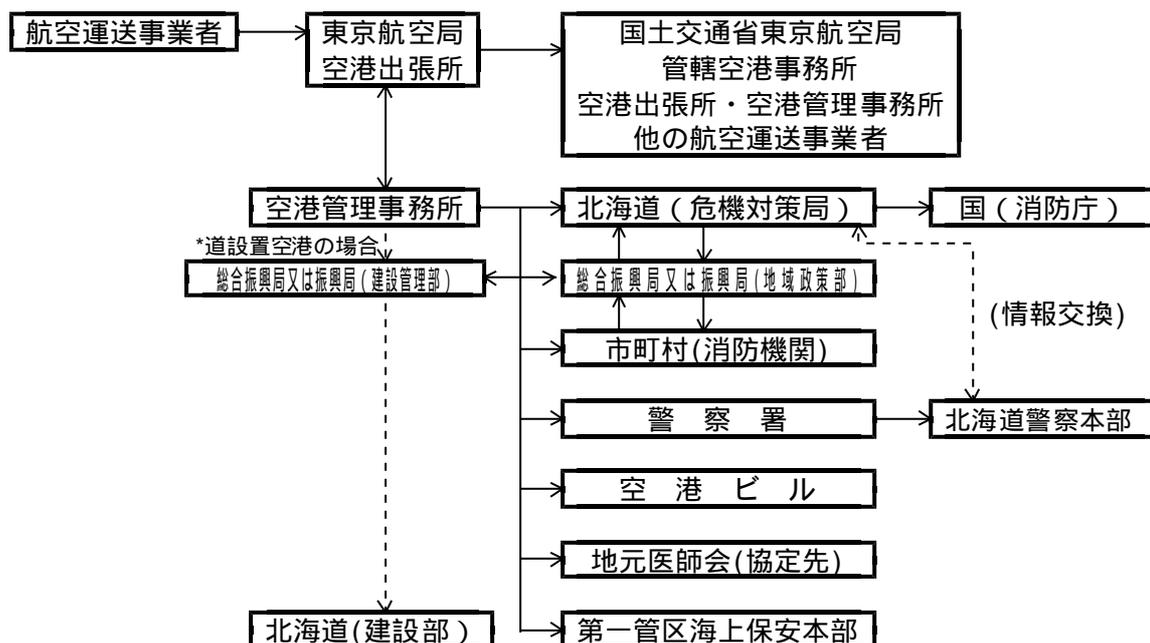
(2) 国土交通省管理空港【稚内・釧路・函館】



(3) 北海道管理空港【女満別・中標津・紋別】

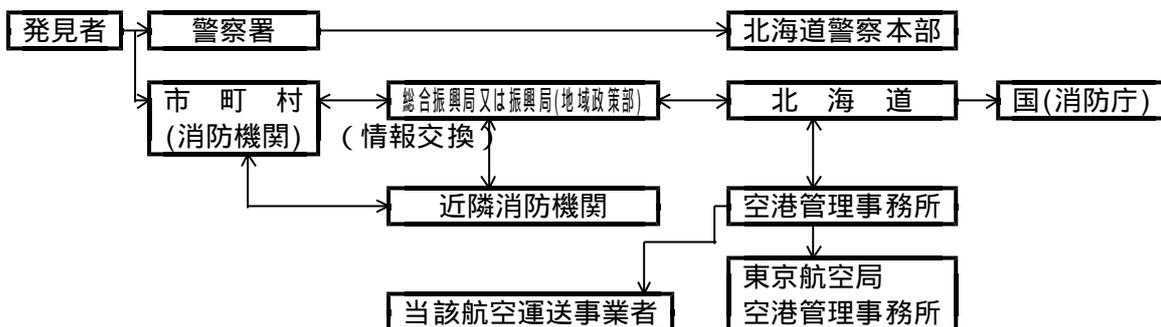


(4) 市町村委託空港【国：旭川、帯広 道：利尻、礼文、奥尻】

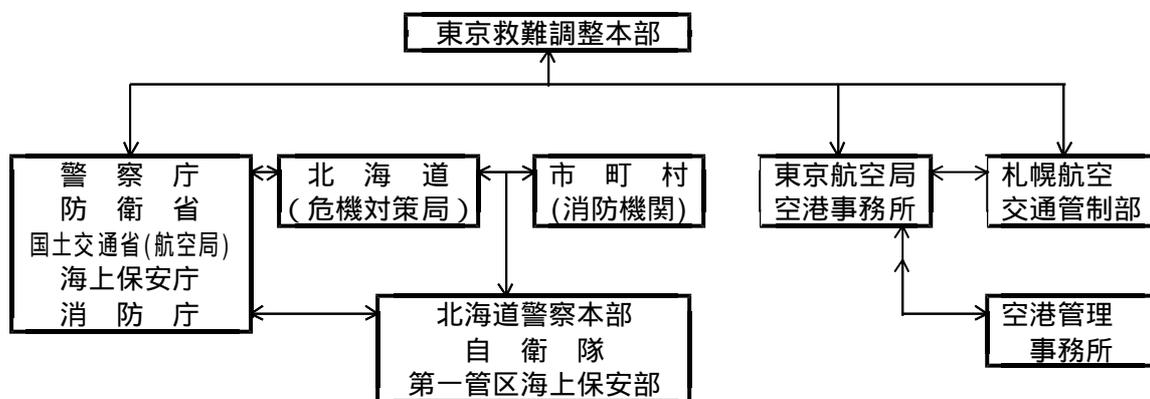


2 その他の地域の場合

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

別記2

空港医療救護活動に関する協定書

国土交通省航空局空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人医師会(以下「乙」という。)は、空港及びその周辺において発生した航空事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資機材等の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資機材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救護訓練に使用する医療資機材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この規定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(注) 甲乙の名称は、協定を締結した個々の空港事務所、医師会とする。

別記3

空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定(準則)

空港事務所長及び市(町村)長は、空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、空港事務所(以下「甲」という。)と市(町村)消防機関(以下「乙」という。)が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれらにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対しすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対しすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行なう。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

(費用の負担)

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めているもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

(注) 甲乙の名称は、協定を締結した個々の空港事務所、市町村(消防)とする。

第3節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施要項

(1) 北海道運輸局

ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者

ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、鉄道災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市町村等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

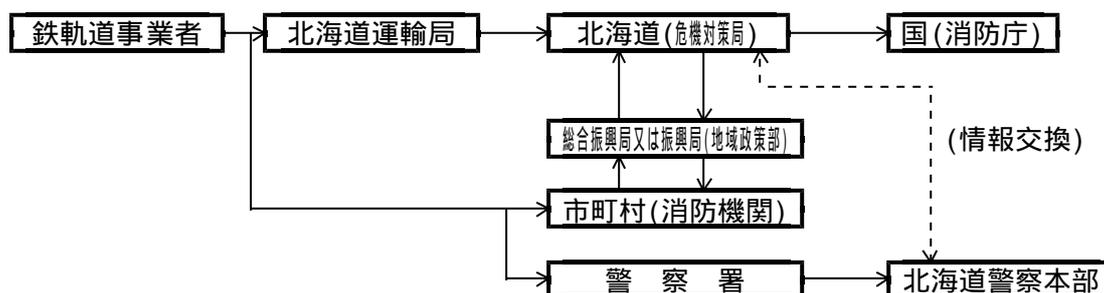
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第4節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、市町村(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市町村等各関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

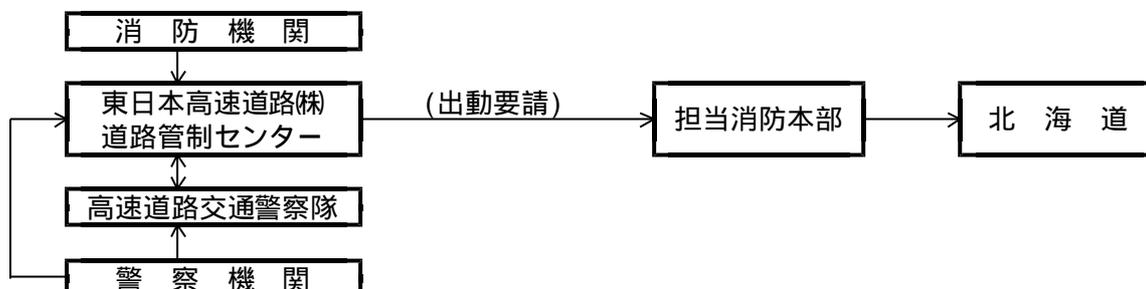
(4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

1 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



- (注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
- 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2 事故等対策現地本部の設置等

(1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

(2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

3 事故等対策連絡本部の設置等

(1) 事故等対策連絡本部の設置

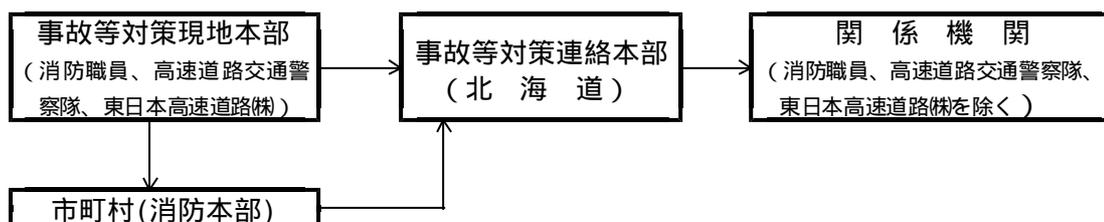
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

(2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

4 事故等の対策通報

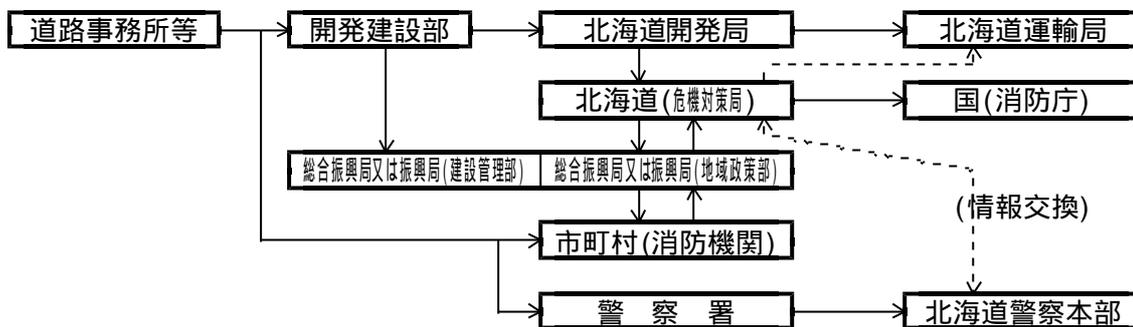
事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



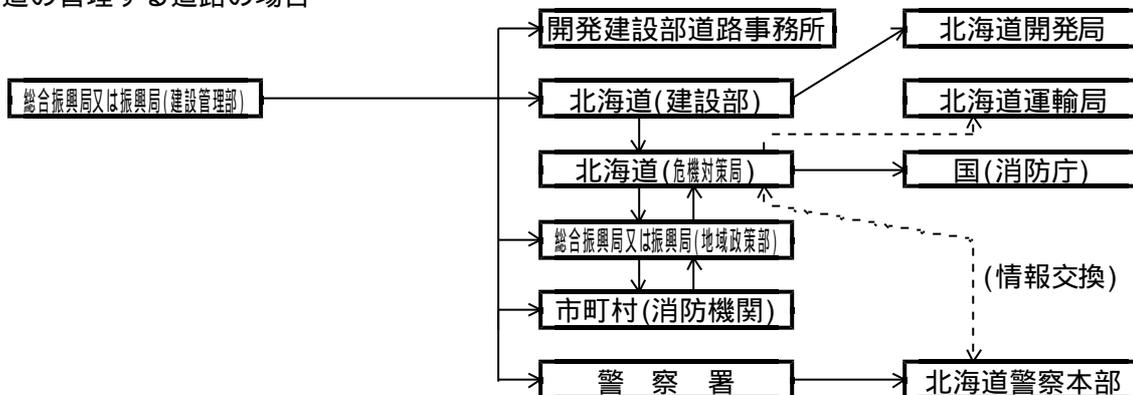
(別記)

情報通信連絡系統図

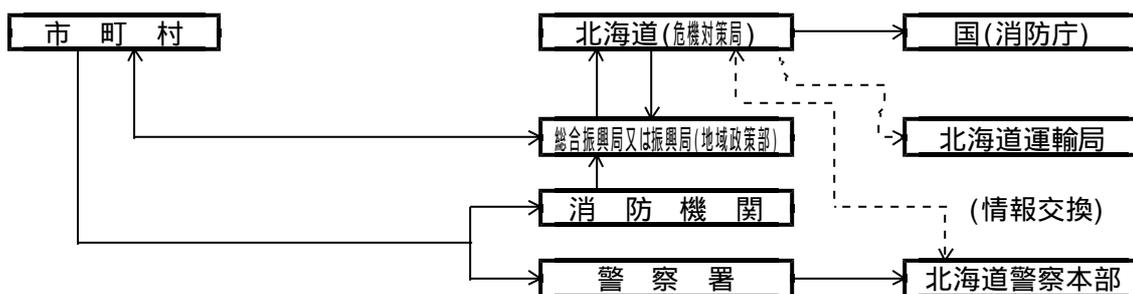
1 国の管理する道路の場合



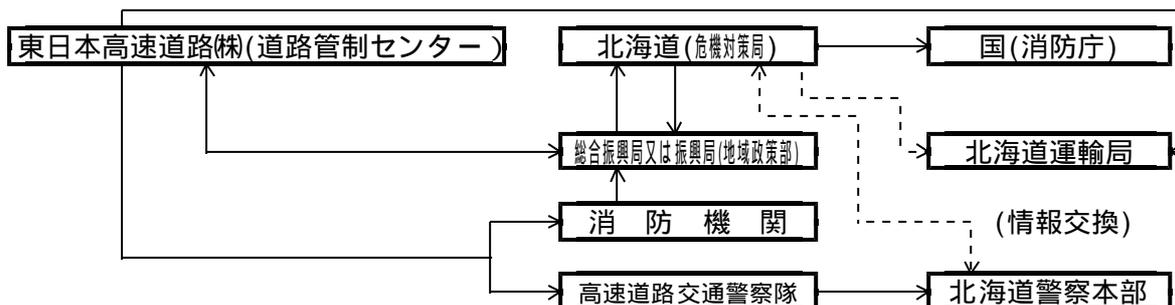
2 道の管理する道路の場合



3 市町村の管理する道路の場合



4 高速自動車国道の場合



第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については第8章第1節「海上災害対策計画」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については原子力防災計画編、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したものの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 北海道、消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実に、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 鉱山における事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

- (3) 北海道
 - ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
 - ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (4) 北海道警察
 - ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
 - イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。
- (5) 消防機関
 - 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
- 4 毒物・劇物災害予防
 - (1) 事業者
 - ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。
 - (2) 北海道
 - ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。
 - (3) 北海道警察
 - 必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
 - (4) 消防機関
 - 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
- 5 放射性物質災害予防
 - (1) 事業者
 - ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
 - イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。
 - (2) 消防機関
 - 火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
 - (3) 北海道警察
 - ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
 - イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被害者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところによつて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

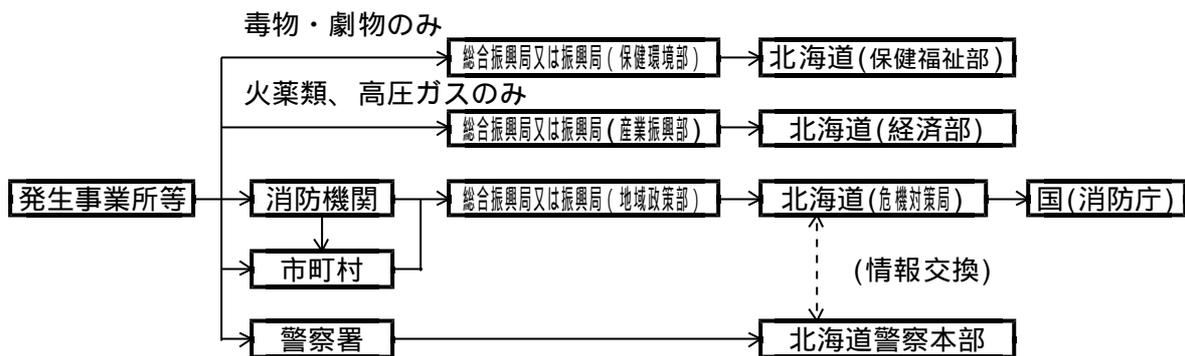
(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

- (4) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- 4 災害拡大防止
危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。
- (1) 事業者
的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。
- (2) 危険物等の取扱規制担当機関
危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。
- 5 消防活動
危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。
- (1) 事業者
消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。
- (2) 消防機関
ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- 6 避難措置
市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。
- 7 救助救出及び医療救護活動等
市町村等各関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第16節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。
また、市町村等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。
- 8 交通規制
北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。
- 9 自衛隊派遣要請
知事等法令で定める者は、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。
- 10 広域応援
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(別記)

情報通信連絡系統図



第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 市町村、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する、

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防火予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市町村長は、総合振興局長又は振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(別表)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市町村、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 道の災害対策組織

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 市町村の災害対策組織

市町村長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況の応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

市町村等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」及び第5章第16節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村等各関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

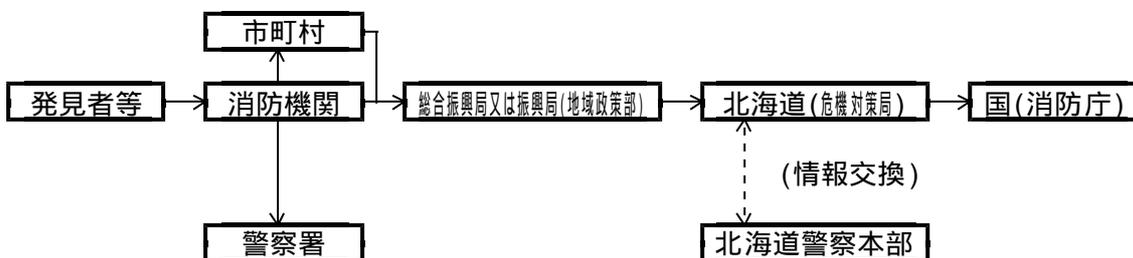
道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市町村及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

(別記1)

情報通信連絡系統図



(別表)

総合振興局又は振興局	警 報 発 令 条 件
石 狩	実効湿度68%以下にして、最小湿度43%以下となり、最大風速9m/s以上のとき
渡 島	実効湿度68%以下にして、最小湿度42%以下となり、最大風速13m/s以上のとき
檜 山	【3月から10月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 【11月から2月まで】 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき
後 志	実効湿度70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき
空 知	実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき 実効湿度で60%以下のときは、風速7m/s以上のとき
上 川	実効湿度で67%以下にして、最小湿度35%以下となり、最大風速8m/s以上のとき
留 萌	実効湿度で65%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき 風速15m/s以上の風が9時間以上吹続く見込のとき、但し雨又は雪の降っている場合は必ずしも警報の発令を要しない
宗 谷	【海岸部】 実効湿度75%以下にして、最小湿度50%以下となり、平均風速5m/s以上となる見込みのとき 平均風速8m/s以上のとき、又は8m/s以上となる見込のとき 【内陸部】 実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、平均風速5m/s以上となる見込みのとき 平均風速7m/s以上のとき、又は7m/s以上となる見込のとき
オホーツク	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき
胆 振	【4月から10月まで】 実効湿度72%以下にして、最小湿度55%以下となり、最大風速6.5m/s以上のとき 【11月から3月まで】 実効湿度67%以下にして、最小湿度49%以下となり、最大風速7.3m/s以上のとき
日 高	【4月、5月及び9月から11月まで】 実効湿度73%以下にして、最小湿度50%以下となり、最大風速15m/s以上のとき 【1月から3月まで及び12月】 実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速15m/s以上のとき
十 勝	実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき
釧 路	実効湿度68%以下にして、最小湿度42%以下となり、最大風速10m/s以上のとき
根 室	実効湿度70%以下にして、最小湿度50%以下となり、最大風速8m/s以上のとき

第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、市町村及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道、市町村

北海道森林管理局、北海道、市町村は、次の事項を実施するものとする。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉋山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうち、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道経済産業局、札幌管区気象台陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

総合振興局又は振興局区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 市町村の組織

市町村区域毎の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された市町村林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

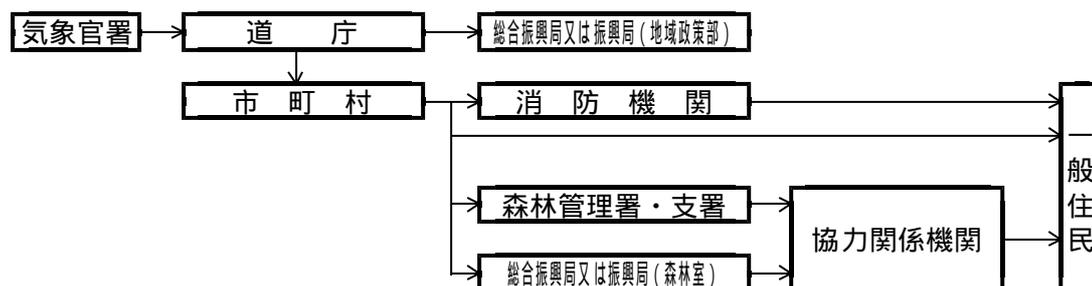
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節「気象業務に関する計画」別表3のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 北海道(総合振興局又は振興局)

通報を受けた総合振興局又は振興局は、通報内容及びとるべき予防対策等を市町村へ通報するものとする。

イ 市町村

通報を受けた市町村は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署・支署、総合振興局又は振興局(森林室)へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、市町村長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条に基づき火災警報を発令することとする。

ウ 協力関係機関

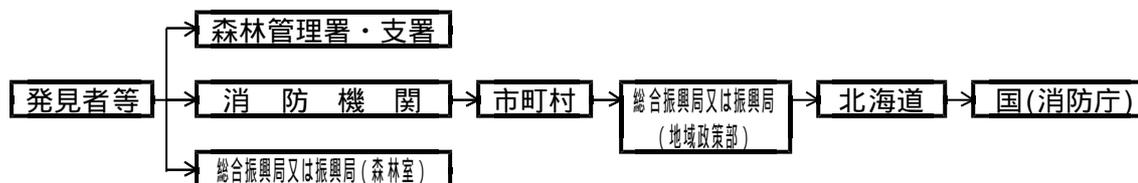
通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 当該市町村及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

- (2) 地域住民等への広報
関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。
 - ア 災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ 避難の必要性等、地域に与える影響
 - カ その他必要な事項
- 3 応急活動体制
 - (1) 道の災害対策組織
知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。
 - (2) 市町村の災害対策組織
市町村長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - (3) 防災関係機関の災害対策組織
関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。
 - (4) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- 4 消防活動
消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。
 - (1) 林野火災防衛図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
 - (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- 5 避難措置
市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。
- 6 交通規制
北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。
- 7 自衛隊派遣要請
知事等法令で定める者は、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。
- 8 広域応援
道、市町村及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第30節「広域応援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第10章 災害復旧計画

第10章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表（資料編9-5 「事業別国庫負担等一覧」）のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第11章 防災訓練計画

第11章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 防災会議が主唱する訓練

道防災会議構成機関及び関係市町村は、別に定める要領により共同して次の訓練を行うものとする。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議（総合振興局又は振興局協議会）
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

道、市町村及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

道、市町村及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第12章 防災思想普及・啓発計画

第12章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- 2 防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 パンフレットの配布
- 7 講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第3 普及・啓発を要する事項

- 1 北海道地域防災計画の概要
- 2 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 3 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 気象情報の種別と対策
 - イ 避難時の心得
 - ウ 被災世帯の心得
- 4 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 5 その他必要な事項

第4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

沿 革

昭和39年 4月	北海道地域防災計画作成
昭和40年度修正	融雪災害予防計画、林野火災予消防計画 海難予防及び救助計画、地震災害対策計画 作成
昭和42年度修正	危険物等保安計画編作成、防災演習計画 作成
昭和43年度修正	港湾等防災対策計画編 作成
昭和47年度修正	資料編 作成
昭和47年度修正	石油コンビナート地区防災計画編 作成
昭和54年度修正	火山噴火災害対策計画編 作成
昭和56年度修正	一部修正
昭和58年度修正	一部修正
昭和61年度修正	原子力防災計画編 作成
昭和63年度修正	一部修正
平成 2年度修正	地震防災計画 作成
平成 3年度修正	一部修正
平成 9年度修正	事故災害対策計画 作成
平成13年度修正	一部修正
平成16年度修正	一部修正
平成18年度修正	一部修正
平成23年度修正	一部修正
平成24年度修正	全面修正

北海道地域防災計画

発 行

平成24年6月

発行人

北海道防災会議

(事務局 北海道総務部危機対策局危機対策課)